共通事項

1　各項目の※及び ・ の適用は特記仕様書と同じとする。
2　（○ー○○ー○）内の数字は建築工事標準詳細図（令和 4 年版）の詳細番号を示す。
3　特記以外の建物内部の木部は、ＥＰ－Ｇ（水系）とする。ただし、和室まわりは塗装なしとする。
4　特記以外の鉄面、亜鉛めっき面は、ＳＯＰ（Ｆ☆☆☆☆）塗りとする。
5　略号は下表による。（［ ］は旧JIS略号及び名称を示す。）

略　号	仕上げ材等	略　号	仕上げ材等
ＲＣ（ ）	床：標準仕様書表6.2.5による 壁、天井：コンクリート打放し（種別）表（6.2.4） ［（ ）の記載がない場合はコンクリート打ものままとする］	ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント塗り
		ＥＰ	合成樹脂エマルションペイント塗り
		ＥＰ－Ｔ	合成樹脂エマルションペイント模様塗料塗り
		ＥＰ－Ｇ	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
ＣＢ	コンクリートブロック積み	ＮＡＤ	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
ＦＳ／ＴＳ［ＮＣ］	複層ビニル床シート／単層ビニル床シート［ビニル床シート］	ＦＥ	フタル酸樹脂エナメル塗り
		ＣＬ	クリヤラッカー塗り
ＫＴ［ＣＴ、ＣＴＳ］	コンポジションビニル床タイル ［コンポジションビニル床タイル(半硬質、軟質)］	ＵＣ	ウレタン樹脂ワニス塗り
		ＯＳ	油性ステイン塗り
ＦＴ［ＨＴ］	複層ビニル床タイル ［ホモジニアスビニル床タイル］	ＤＰ－１	耐候性塗料塗り（１級）
		ＤＰ－２	耐候性塗料塗り（２級）
ＫＴ（Ｅ）［ＶＴ（Ｅ）］	帯電防止コンポジションビニル床タイル ［帯電防止ビニル床タイル］	ＤＰ－３	耐候性塗料塗り（３級）
		ＷＰ	木材保護塗料塗り
ＶＢ	ビニル幅木	ＬＥ	木部ラッカーエナメル塗り
ＷＢ	木製幅木	ＳｰＰＲ	せっこうプラスター塗り
ＧＢ－Ｒ	せっこうボード	Ｄ－ＰＲ	ドロマイトプラスター塗り
ＧＢ－ＮＣ	不燃積層せっこうボード（化粧無し：下地張り用）		
ＧＢ－ＮＣ（Ｔ）	不燃積層せっこうボード（化粧有り：トラバーチン模様）		
ＧＢ－Ｄ	化粧せっこうボード（木目）		
ＧＢ－Ｓ	シージングせっこうボード		
ＧＢ－Ｆ	強化せっこうボード		
ケイカル板	けい酸カルシウム板（タイプ２）		
ケイカル板（Ｐ）	吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板		
ＤＲ	ロックウール化粧吸音板（フラットタイプ）		
ＤＲ（凹凸）	ロックウール化粧吸音板（凹凸タイプ）		
ＤＲ（軒天）	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：フラットタイプ）		
ＤＲ（軒天凹凸）	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：凹凸タイプ）		
ＰＦ板	押出法ポリスチレンフォーム保温板		
ＲＷ－Ｂ	ロックウールガラスクロス張り		
ＧＷ－Ｂ	グラスウールガラスクロス張り		

外部仕上げ

床

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
タイル（張り付け面積の小さい場合）		（１ー01ー５）
タイル（上記以外の場合）		（１ー01ー６）
コンクリート直均し仕上げ		（１ー01ー３ ：ｔ＝10）
天然石（ひき石）		（１ー01ー９ ～10）
モルタル、防水モルタル		（１ー01ー１）
誘導ブロック		（１ー01ー７）

壁、柱、はり

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
磁器質タイル（型枠先付）		（２ー01ー９）
磁器質タイル（密着張り）		（２ー01ー４）
ＲＣ		（２ー02ー７、11）
天然石（ひき石）		（２ー02ー１ ～２）
モルタル、防水モルタル		（２ー02ー12）
塗材		（２ー02ー７、11）

（２）改修後のコンクリート打放しの出隅面取りは20mm、出隅角面取りは20×20mmとする。
（３）改修後の下がり壁の仕上げは壁と同じとする。

腰

※壁、柱、はりに同じとする。

屋　根

（１）特記以外の下地及び仕上げは下記による。

既存の仕上げ種別	改修工法	改修後の仕上げ種別

軒　天

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
ＤＲ（軒天）		（３ー01ー４）
金属成形板張り		（３ー01ー９）

庇

※壁、柱、はり、屋根、軒天に同じとする。

内部仕上げ

床

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
フリーアクセスフロア		（１ー02ー14：※ Ｈ＝100 ・Ｈ＝ ） ＲＣ躯体面の指定仕上材 （※ なし ・防塵用塗料塗り） 指定仕上材 （※ タイルカーペット ・ ＫＴ（Ｅ）） （１ー01ー４：t=10）
ＦＳ、ＫＴ、ＦＴ［ＮＣ、ＣＴ、ＣＴＳ、ＨＴ］		
磁器質タイル	（１ー01ー５、ー６）	（１ー01ー５、ー６）
カーペット		・（１ー02ー４）・（１ー02ー５）
たたみ		（１ー02ー３）
天然木化粧複合フローリング		（１ー02ー８）
ＲＣ、塗床仕上げ		（１ー01ー３：t=10）
モルタル、防水モルタル		（１ー01ー１防水ﾓﾙﾀﾙ厚※15・30

幅　木

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既　存		改修後	
	詳細番号	高さ（mm）	詳細番号	高さ（mm）
ＶＢ			（２ー11ー１）（２ー11ー９）	
ＷＢ（樹種※杉 ・ ）			（２ー11ー４：ＣＬ仕上げ）	
ＶＳ（ビニル床シート巻上げ）			（２ー11ー２：ｱﾙｽ製ｼﾞｮｲﾝﾄ）	

柱　壁

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
ボード張り（ＲＣ又はＣＢ下地）		（GL工法：接着剤=11~13mm）(2-03-6)（1枚張り）
ボード張り（軽量鉄骨壁下地：一般壁）		(2-21-1)（2-22-1）(2-24)
ボード張り（軽量鉄骨壁下地：遮音壁）		(2-23-1)（2-24-5～8）
陶磁器質タイル（ＲＣ又はＣＢ下地）		（２ー01ー２）
モルタル		（２ー02ー12）
吸音材張り（ＲＣ又はＣＢ下地）		（２ー02ー13）

（２）特記以外のボード類は下記による。

種　別	既　存 厚さ(mm)	既　存 備　考	改修後 厚さ(mm)	改修後 備　考
ＧＢ－Ｒ			12.5	塗装仕上げ及び、壁紙張りの場合は継目処理（２ー03ー６）（２ー03ー10） ただし、仕上げ等行わない場合は突き付け（２ー03ー９）（２ー03ー13）とする。 (二重張りは特記無き限り下張りは上張りと同厚のボードとする)
ケイカル板			6	突付け（Ｖ目地） （２ー03ー17：下地張りはＧＢ－Ｓ ） （２ー03ー12：下地張りは ●ＧＢ－Ｓ ・ケイカル板）

天　井

（１）軽量鉄骨天井下地は（３－21－１）（３－21－２）（３－21－３）（３－41）（３－42）とする。
（２）特記以外のボード類は下表による。

仕上げ種別	既　存 詳細番号	既　存 厚さ（mm）	改修後 詳細番号	改修後 厚さ（mm）
ＤＲ（ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ）		12.0	（３ー01ー４）	・９ ⊙12
ＤＲ（凹凸ﾀｲﾌﾟ）			（３ー01ー４）	・12 ・15
ケイカル板			（３ー01ー２）	6
ＧＢ－ＮＣ（Ｔ）			（３ー01ー２）	9.5
ＧＢ－Ｄ			下地は製造所の仕様とする	12.5
ＲＷ又はＧＷ張り			（３ー01ー12）	25

（３）改修後の押入（６ー46ー１）の天井はＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm塗装なし突き付けとする。
（４）改修後の壁～天井の取合いは天井付き目地（３－11－３、４、７、８：※塩ビ製見切縁 ⊙アルミ製見切縁）とする。
（５）ＤＲの下張りは ※ＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm ・ＧＢ－ＮＣ厚さ9.5mmとする。
（６）改修後のＧＢ－ＮＣ（Ｔ）の大きさ ※910×455mm ・910×910mm
（７）改修後の塗装仕上げ及び壁紙張りの場合はＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm（継目処理）とする。
（８）改修後の外部のＤＲ（軒天）の下張りはＧＢ－Ｓ 厚さ12.5mmとする。

下地の区分欄の略号

Ｃ：コンクリート下地、コンクリートブロック下地、ＡＬＣ下地、押出成形セメント板下地
Ｓ：軽量鉄骨下地
Ｗ：木造下地　　ＰＦ：ポリスチレンフォーム床下地板（床下地のみ）
Ｍ：モルタル下地　　ＯＡ：フリーアクセスフロア
Ｂ：ボード類

既存外部仕上げ

床	改修内容	腰	改修内容	壁・柱	改修内容	屋　根	改修内容	―庇上端軒天	改修内容	庇下端	改修内容	―庇ほな建具	改修内容
西休憩所トイレ(改修)													
洗出し平板舗装450×450×60　撤去 ソーラー外灯撤去		コンクリート打放し（B種）複層塗材 ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し(B種)複層塗材 ※工事費により既存再利用		フッ素樹脂塗装鋼板葺き（段葺き）ｱ0.5 ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し（B種）複層塗材 ※工事費により既存再利用				アルミサッシ、ステンレスドア 建具廻りシーリング撤去	
中央休憩所トイレ(改修)													
外部舗装：洗出し平板舗装 450×450×60撤去		コンクリート打放し（B種）複層塗材 ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し(B種)複層塗材 ※工事費により既存再利用		フッ素樹脂塗装鋼板葺き（段葺き）ｱ0.5 ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し（B種）複層塗材 ※工事費により既存再利用				アルミサッシ、ステンレスドア 建具廻りシーリング撤去	
日本庭園西トイレ(改修)													
洗出し平板舗装450×450×60　撤去 一部周辺樹木　剪定・伐採伐根		コンクリート打放し 外装薄塗材E ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し 外装薄塗材E ※工事費により既存再利用		アスファルトシングル葺き （下地コンクリート仕上） ※工事費により既存再利用		コンクリート打放し 外装薄塗材E ※工事費により既存再利用				アルミサッシ、ステンレスドア 建具廻りシーリング撤去	

改修後外部仕上げ

床	改修内容	腰	改修内容	壁・柱	改修内容	屋　根	改修内容	―庇上端軒天	改修内容	庇下端	改修内容	―庇ほな建具	改修内容
西休憩所トイレ(改修)													
ウレタン舗装　新設 ※バリアフリー												建具廻りシーリング新設	
水呑み・水道　新設（別途工事）、													
中央休憩所トイレ(改修)													
ウレタン舗装　新設 ※バリアフリー												建具廻りシーリング新設	
日本庭園西トイレ(改修)													
ウレタン舗装　新設 ※バリアフリー				一部　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁　新設 外装等塗材							建具廻りシーリング新設 一部扉製ドア　新設	
												※多目的トイレドア新設	

※　特記なき限り、改修建物については外壁、屋根、建具はクリーニング（バイオ洗浄）を行い、建具廻りのシーリングは打替えを行う。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事	図面名称	改修前改修後仕上表（１）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1	縮尺	NON SCALE（A1）　NON SCALE（A3）
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-106/128

検印	管理建築士	設計	製図
	小林	田中	金原 高橋

設計者		
	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	資格者氏名	小林　孝宏
	登録番号	321076
	所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

既存内部仕上げ（撤去）

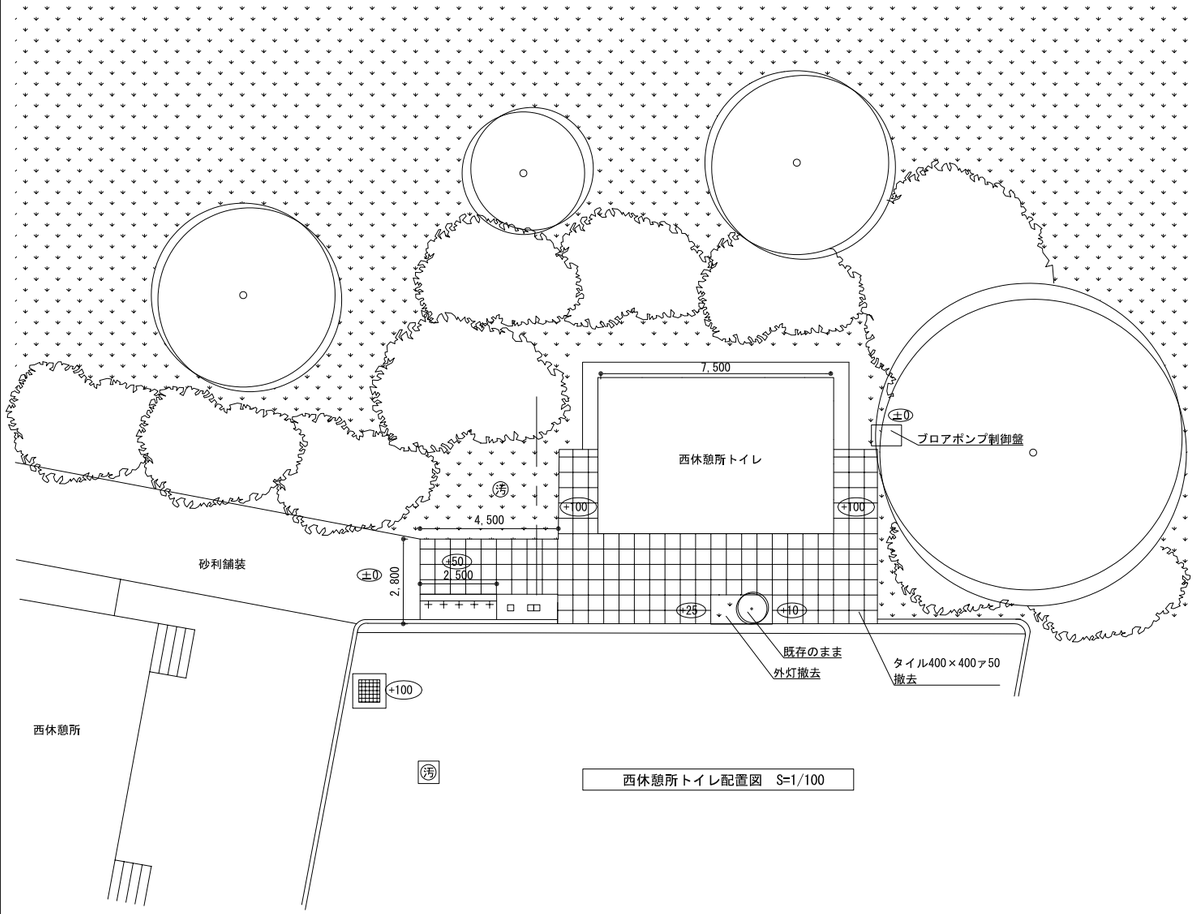
		室名	下地	床	改修内容	下地	幅木（腰）	改修内容	下地	壁	改修内容	下地	天井	改修内容	備考
完成	西休憩所トイレ	男子トイレ		磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		トイレブース：テラゾー＋化粧合板　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
		女子トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		トイレブース：テラゾー＋化粧合板　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
		多目的トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
	中央休憩所トイレ	男子トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		トイレブース：テラゾー＋化粧合板　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
		女子トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		トイレブース：テラゾー＋化粧合板　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
		男子多目的トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
		女子多目的トイレ	C	磁器質タイル200角　撤去			磁器質タイル200×100　撤去		C	磁器質タイル200×100　撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		S	アルミルーバー　取外し 天井内RC：AP　塗装撤去		照明設備、衛生器具等設備　撤去
										天井内RC：AP　塗装撤去					
	日本庭園西トイレ	男子トイレ	C	磁器質タイル100角　撤去			コンクリート打放し VP　塗装撤去		C	コンクリート打放し VP　塗装撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去		C	コンクリート打放し EP　塗装撤去		トイレブース：木合板OP　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去
				男子便所小便器下： 磁器質モザイクタイル　撤去											
		女子トイレ	C	磁器質タイル100角　撤去			コンクリート打放し VP　塗装撤去		C	コンクリート打放し VP　塗装撤去 ライニング：モルタル20　VP　撤去			コンクリート打放し EP　塗装撤去		トイレブース：木合板OP　撤去 照明設備、衛生器具等設備　撤去

改修後内部仕上げ

	室名	下地	床	改修内容	下地	幅木	改修内容	下地	壁	改修内容	下地	天井	改修内容	備考
西休憩所トイレ	男子トイレ		磁器質タイル300角　新設 男子便所小便器下：汚垂陶板ァ12.5			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					衛生器具別添資料
	女子トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					衛生器具別添資料
	多目的トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		照明設備、衛生器具等設備　新設 衛生器具別添資料
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					
中央休憩所トイレ	男子トイレ	C	磁器質タイル300角　新設 男子便所小便器下：汚垂陶板ァ12.5			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					衛生器具別添資料
	女子トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					衛生器具別添資料
	男子多目的トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		照明設備、衛生器具等設備　新設 衛生器具別添資料
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					
	女子多目的トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			磁器質タイル150角（H150）　新設		C	ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 ＥＰ−Ｇ塗仕上新設		S	アルミ製ルーバー再取付 天井内ＲＣ：ＤＰ		照明設備、衛生器具等設備　新設 衛生器具別添資料
									ライニング：ケイ酸カルシウム板ァ10.0の上 （耐水合板下地）ＥＰ−Ｇ塗仕上転設 天井内RC：DP					
日本庭園西トイレ	男子トイレ	C	磁器質タイル300角　新設 男子便所小便器下：汚垂陶板ァ12.5			ＤＰ		C	ＤＰ		C	ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：シージング石こうボードァ12.5 ＋化粧珪酸カルシウム板ァ6					衛生器具別添資料
	女子トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			ＤＰ		C	ＤＰ		C	ＤＰ		トイレブース：メラミン化粧合板　新設 照明設備、衛生器具等設備　新設
									ライニング：シージング石こうボードァ12.5 ＋化粧珪酸カルシウム板ァ6					衛生器具別添資料
	多目的トイレ	C	磁器質タイル300角　新設			ＤＰ		C	ＤＰ		C	ＤＰ		照明設備、衛生器具等設備　新設 衛生器具別添資料
									ライニング：シージング石こうボードァ12.5 ＋化粧珪酸カルシウム板ァ6					

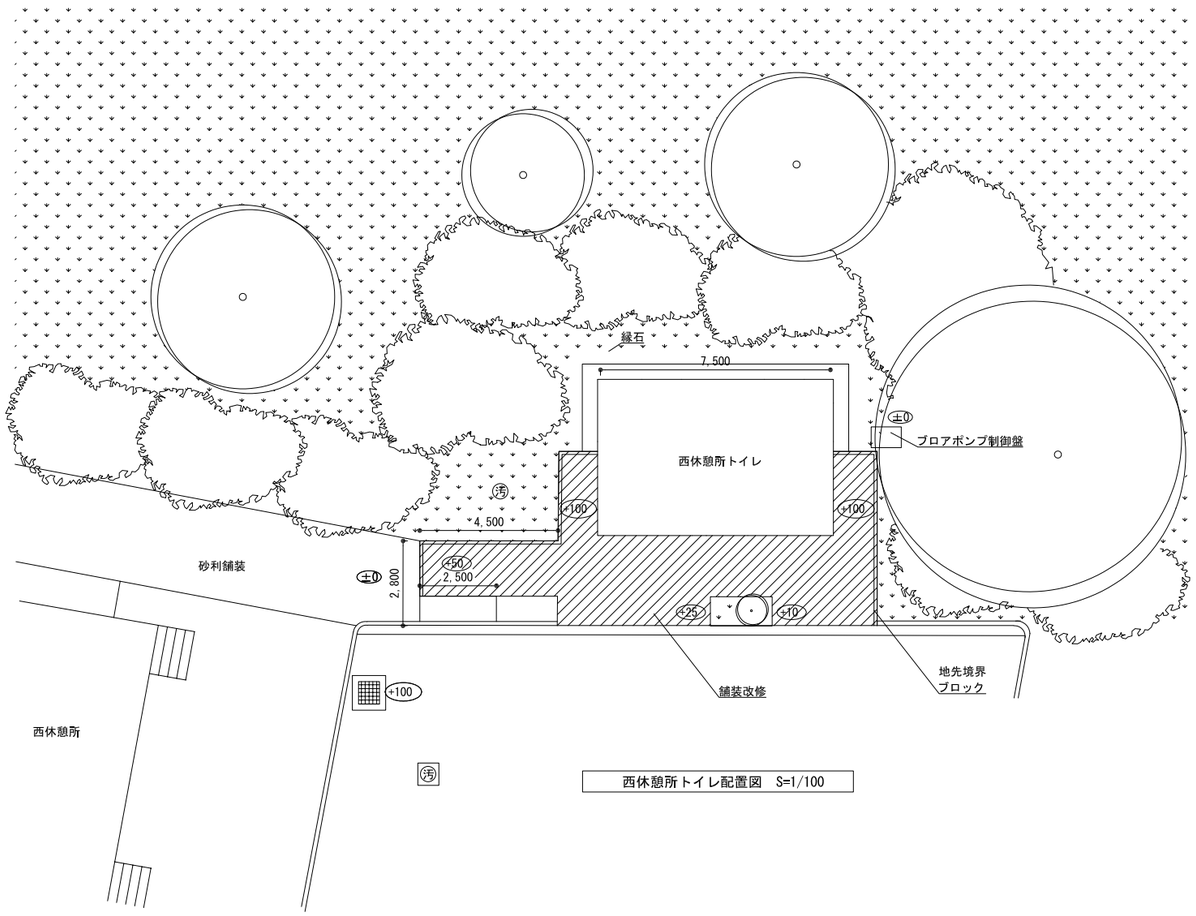
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	改修前改修後仕上表（２）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	NON SCALE（A1）　NON SCALE（A3）
公園名称	新宿御苑			図面番号	A−107/128
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原　高橋		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



西休憩所トイレ配置図　S=1/100

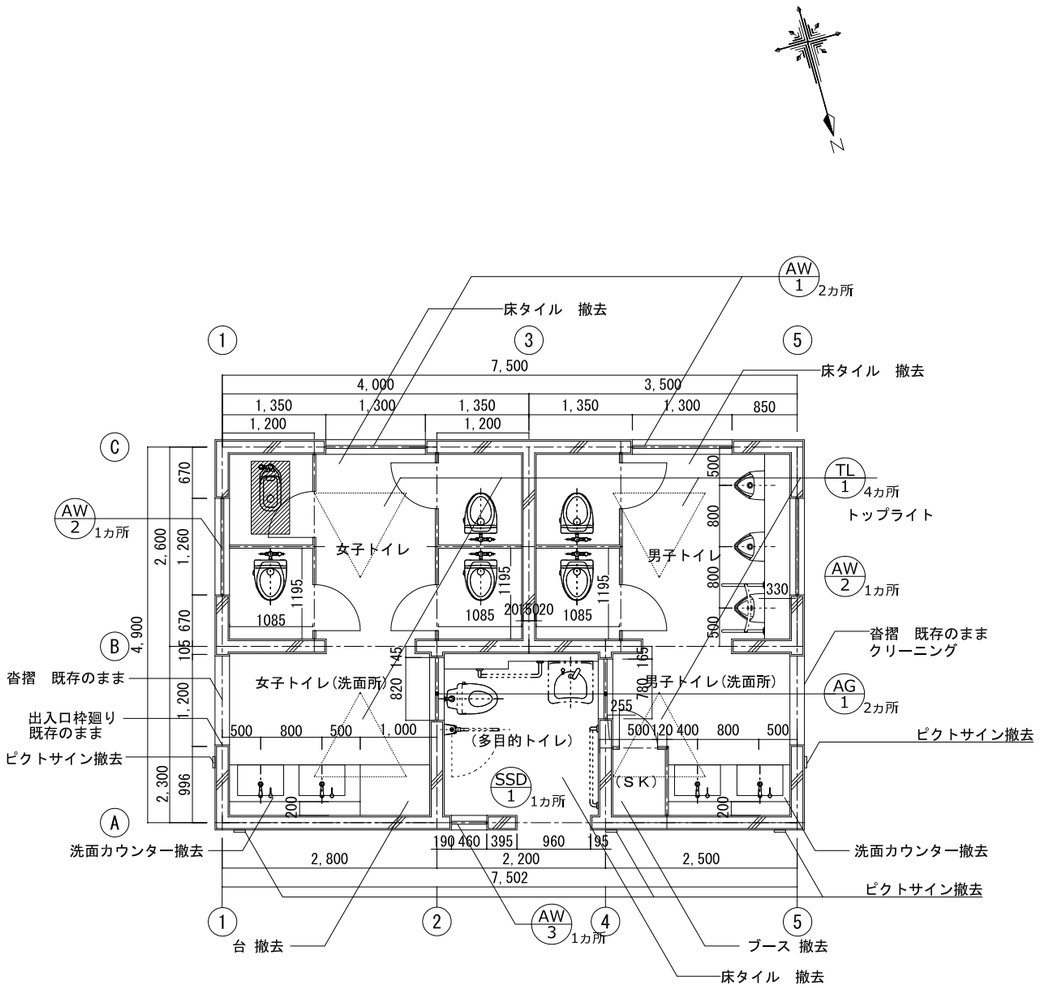
改修後



西休憩所トイレ配置図　S=1/100

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修前改修後配置図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:100（A1）　1:200（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-108/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

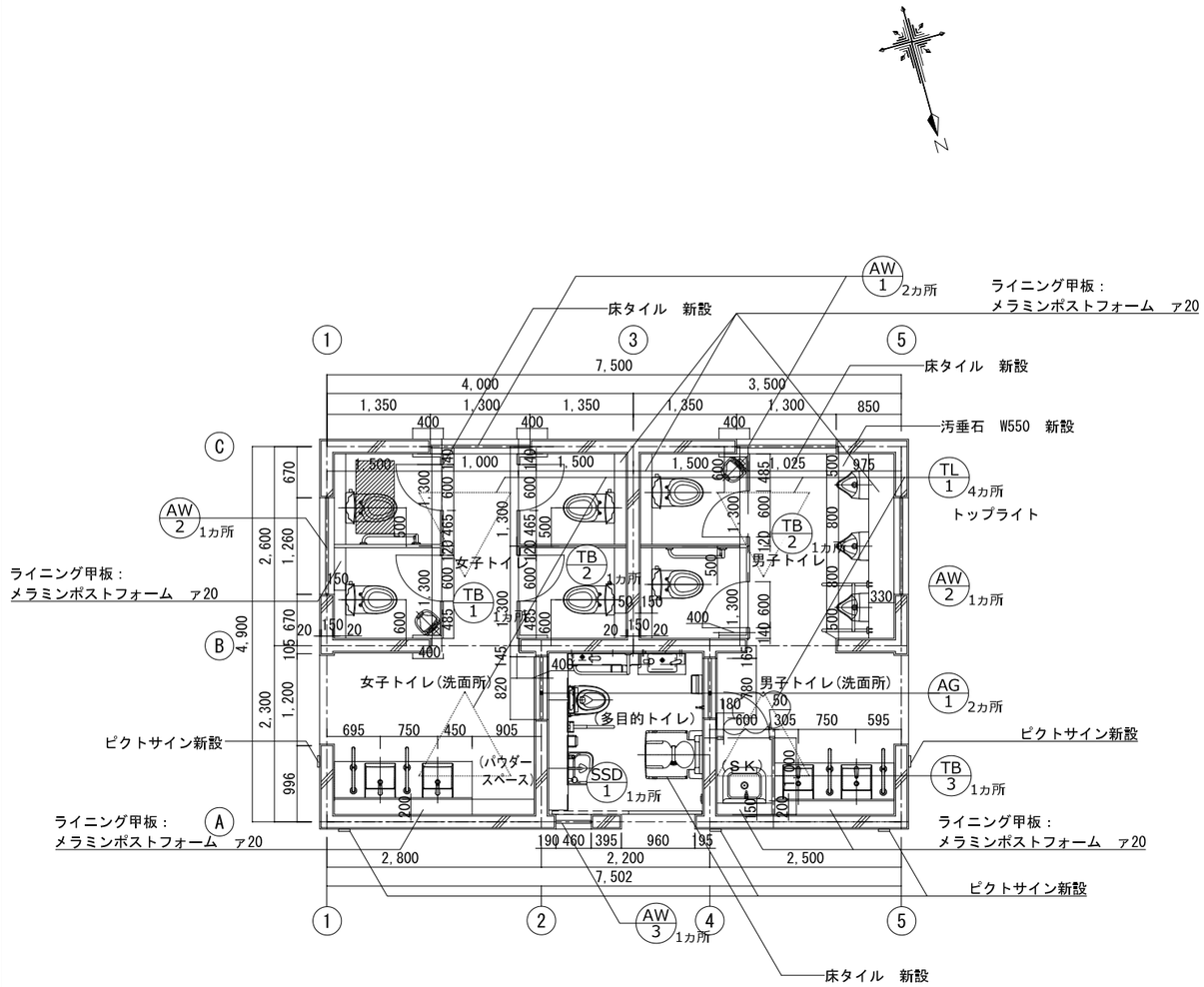
改修前



西休憩所トイレ平面詳細図　S=1/50

【凡例】(共通事項)
※ RCスラブ撤去範囲を示す(950×500)
撤去仕様は詳細図のとおり
※衛生機器及び手摺他アクセサリーは全て撤去
※トイレブース・ライニング全て撤去する

改修後



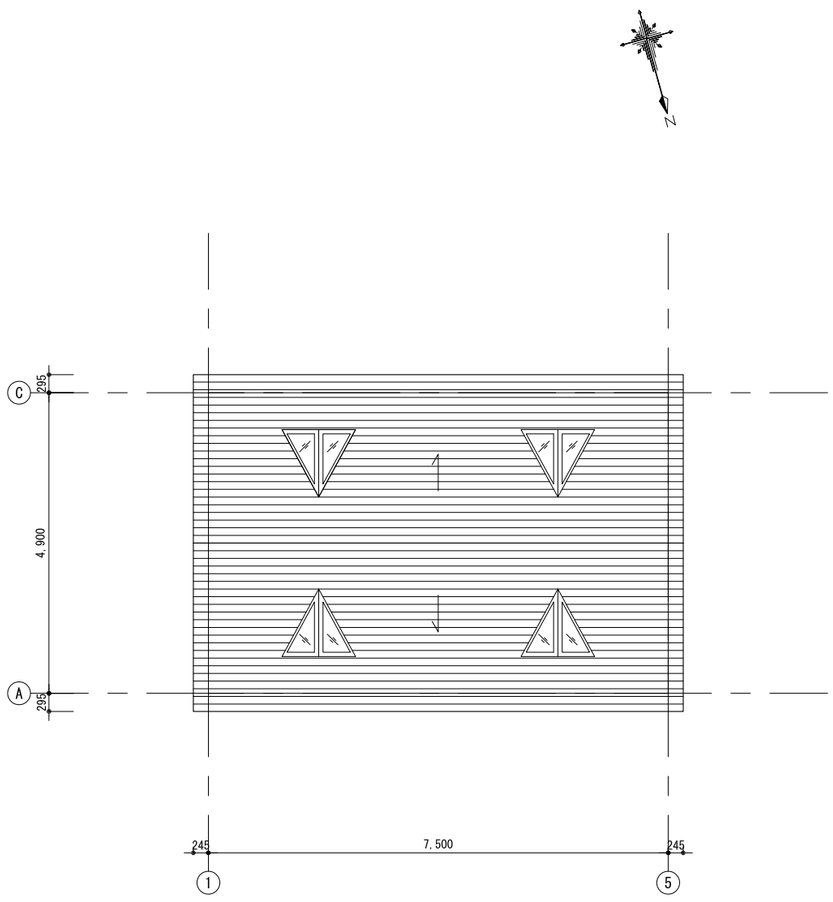
西休憩所トイレ平面詳細図　S=1/50

※ピクトサイン仕様：ステンレス製 200×200

【凡例】(共通事項)
※ RCスラブ撤去範囲を示す(950×500)
新設仕様等は詳細図参照
※異種下地の壁仕上取合い部分はシーリング処理(5×5)とする
※衛生機器及び手摺類は、特記なき限り全て新設とする(機械設備)
※トイレブース・ライニング(甲板：メラミンポストフォームァ20)
は、全て新設とする
※特記なき新設内装仕上壁と既設開口部額縁・枠等との取合い部は、
アルミ見切縁処理とする（チリが無い場合に限る）

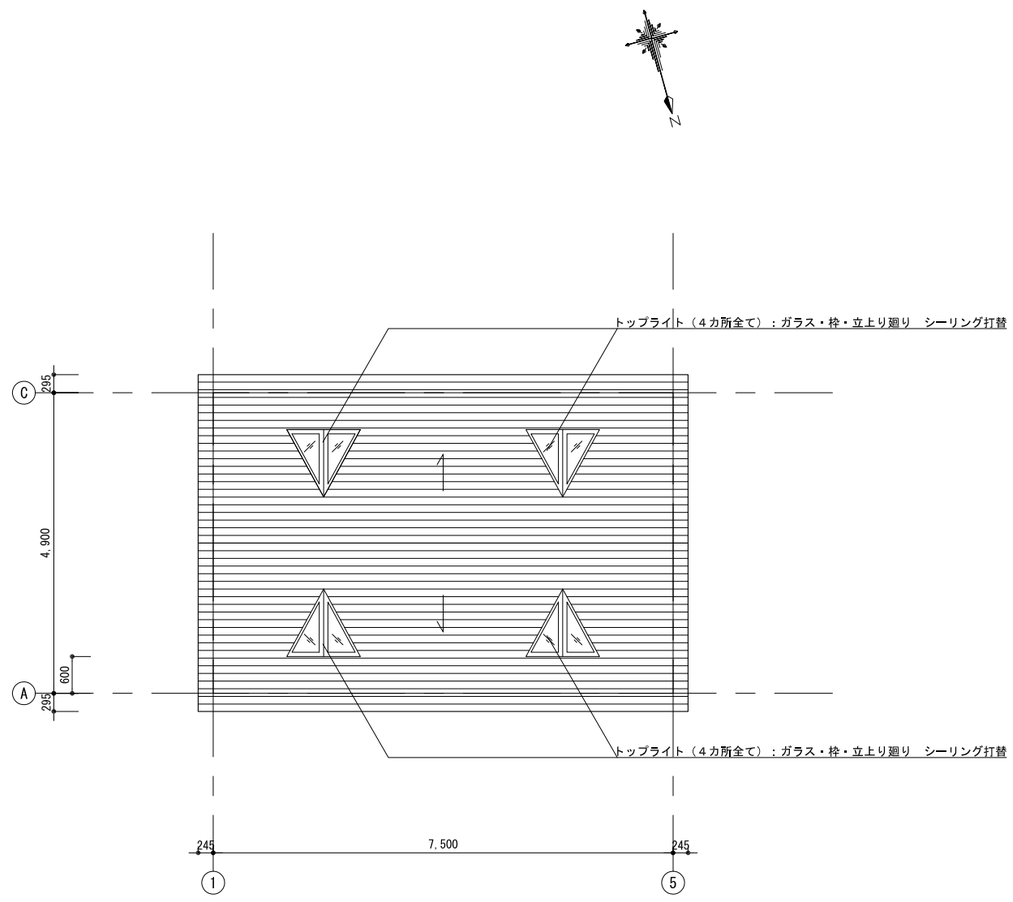
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修前改修後平面詳細図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:40 (A1)　1:80 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-109/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



西休憩所トイレ屋根伏図　S=1/50

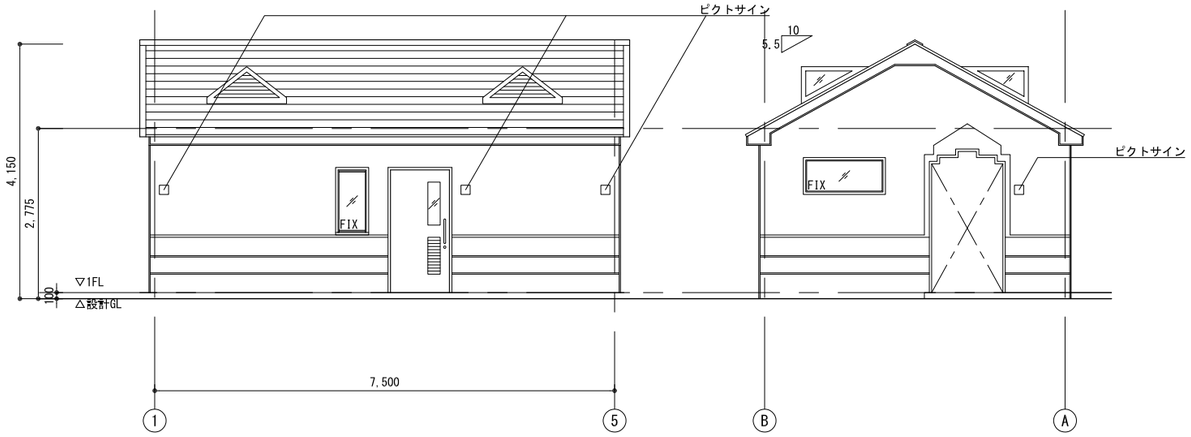
改修後



西休憩所トイレ屋根伏図　S=1/50

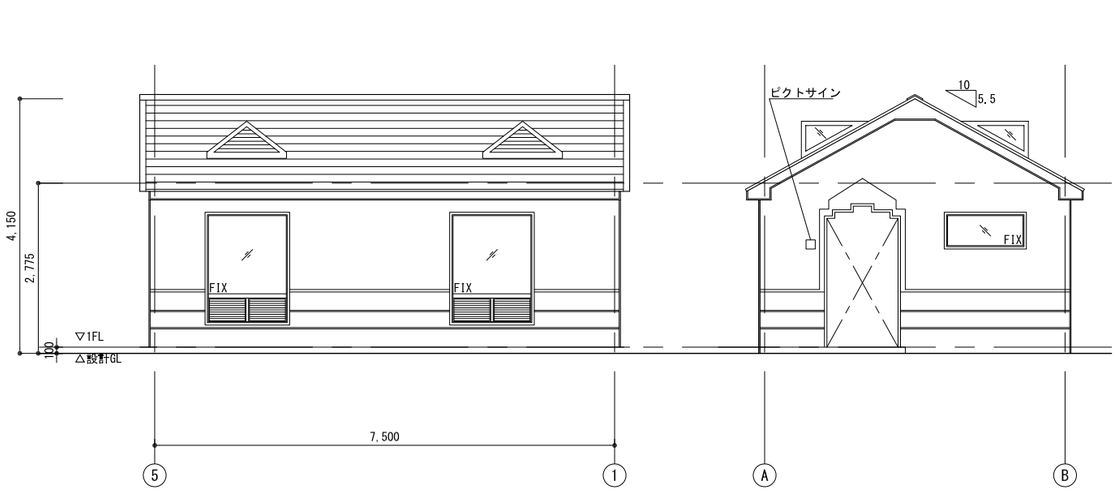
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修前改修後屋根伏図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-110/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



西休憩所横トイレ　北側立面図　S=1/50

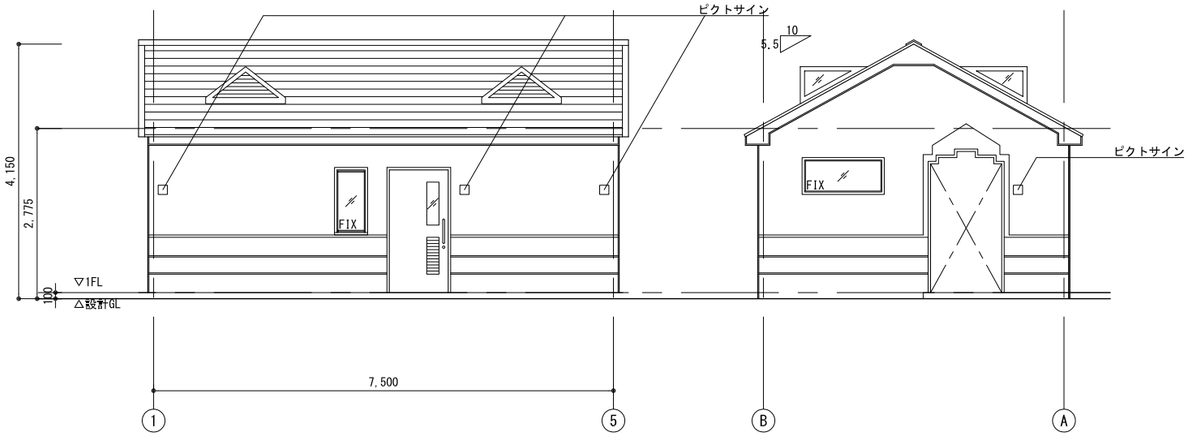
西休憩所横トイレ　東側立面図　S=1/50



西休憩所横トイレ　南側立面図　S=1/50

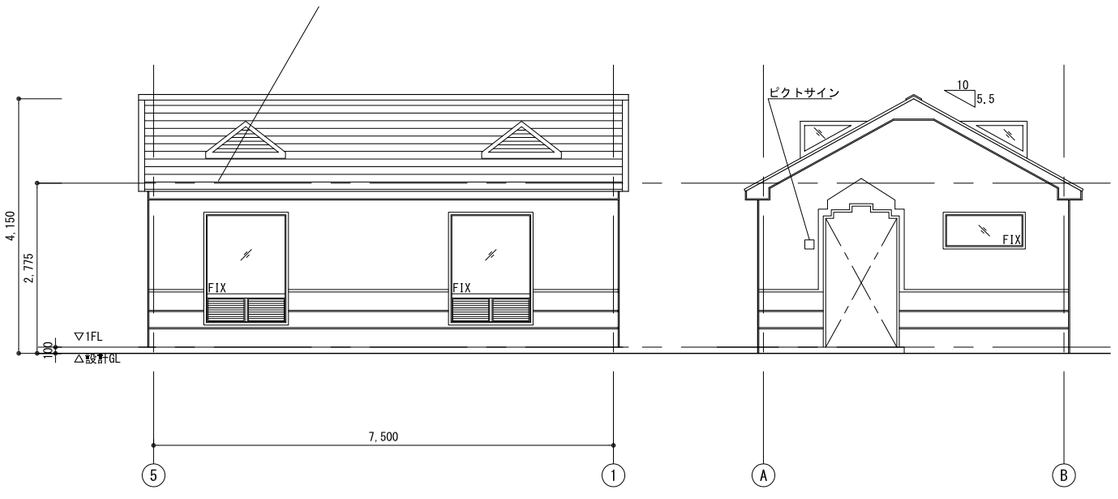
西休憩所横トイレ　西側立面図　S=1/50

改修後



西休憩所横トイレ　北側立面図　S=1/50

西休憩所横トイレ　東側立面図　S=1/50



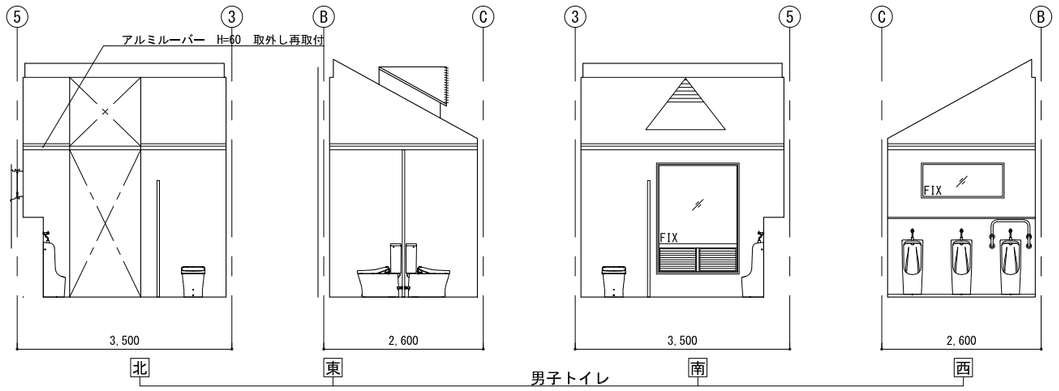
西休憩所横トイレ　南側立面図　S=1/50

西休憩所横トイレ　西側立面図　S=1/50

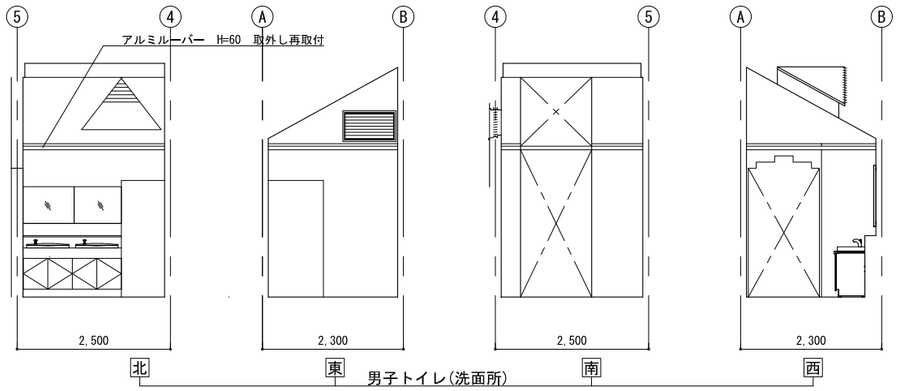
※　外壁面、建具面（両面）は、バイオ洗浄を行う。
　　欠損部はポリマーセメントモルタルにて補修し、
　　同仕上材（色合わせ）を行う。
※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。
※　ピクトサインは撤去・新設とする。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修前改修後立面図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-111/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

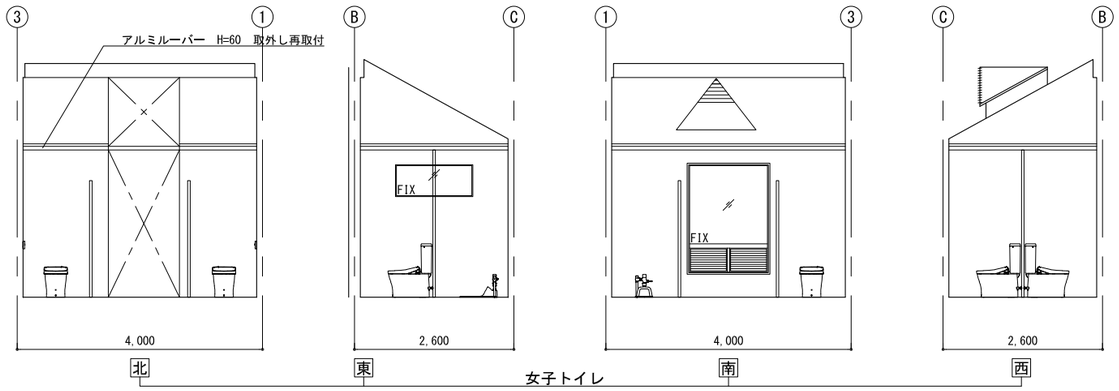
改修前



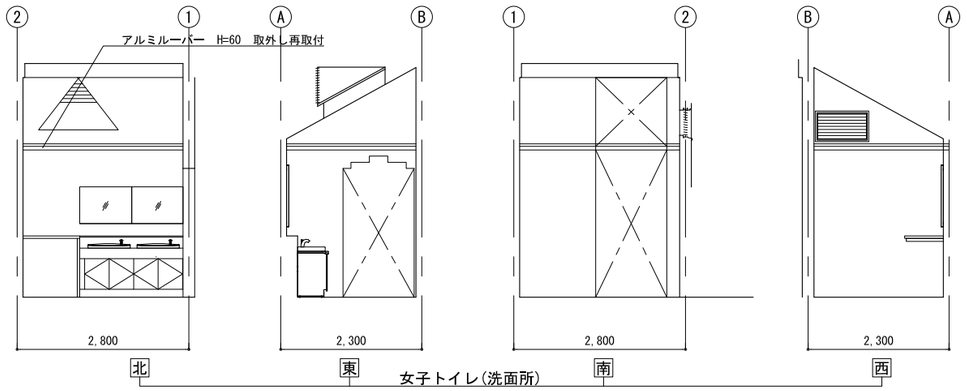
男子トイレ



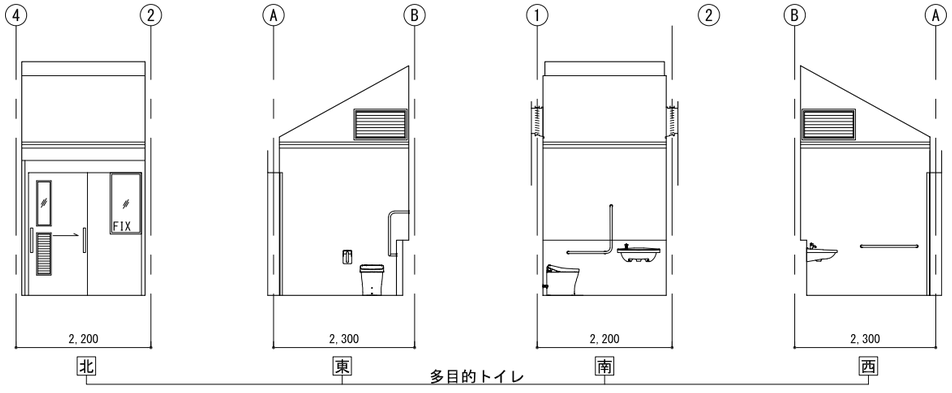
男子トイレ(洗面所)



女子トイレ



女子トイレ(洗面所)

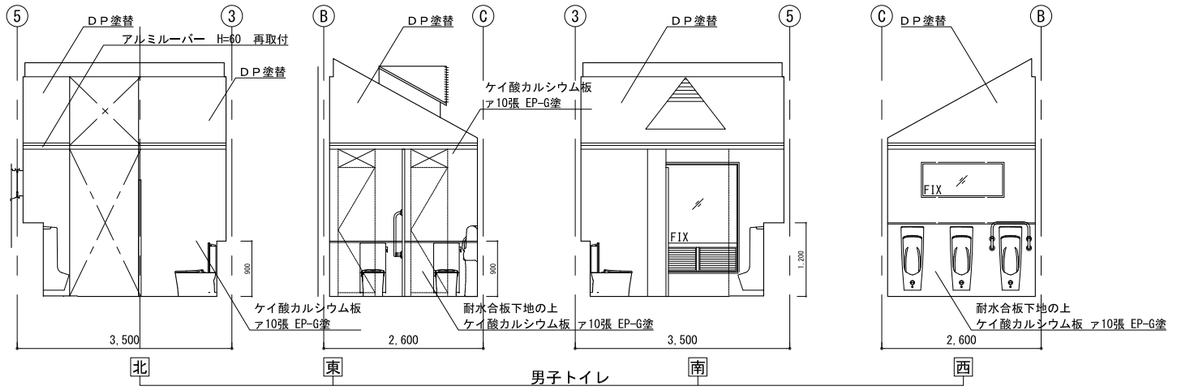


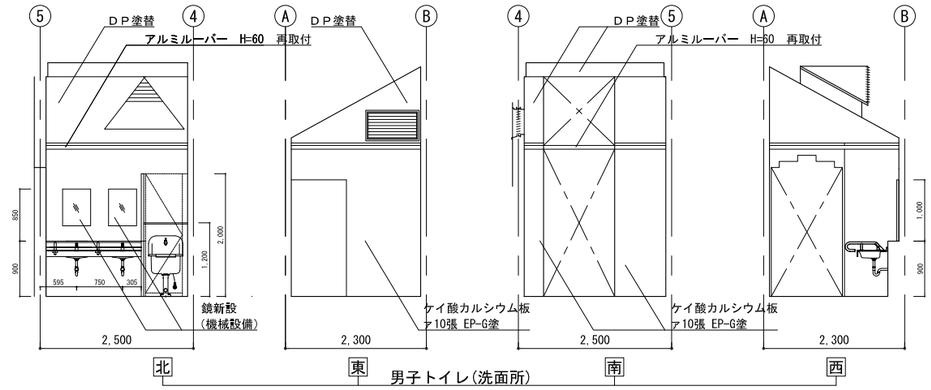
多目的トイレ

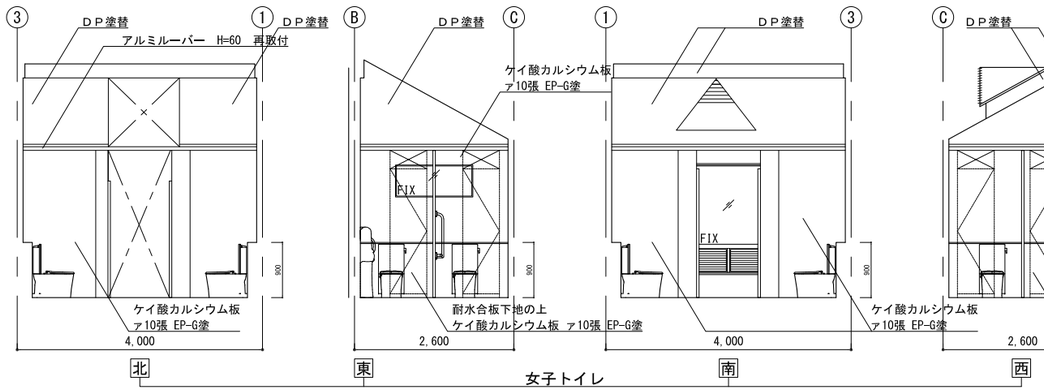
※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。

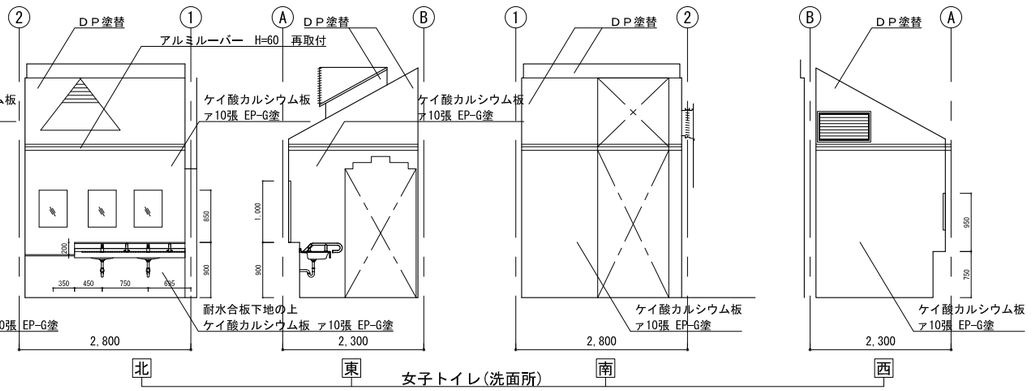
	工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修前展開図	
	工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）1:100（A3）	
	公園名称	新宿御苑			図面番号	A-112/128	
	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
男子トイレ		小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
女子トイレ						登録番号	321076
多目的トイレ						所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

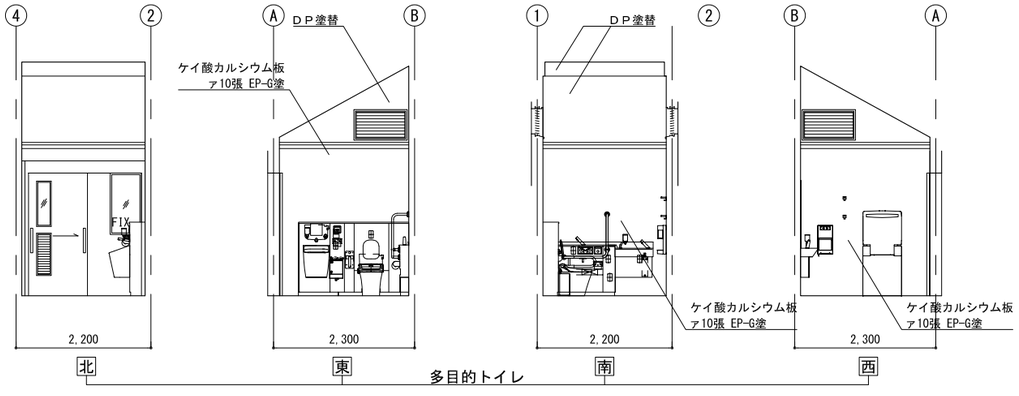
改修後







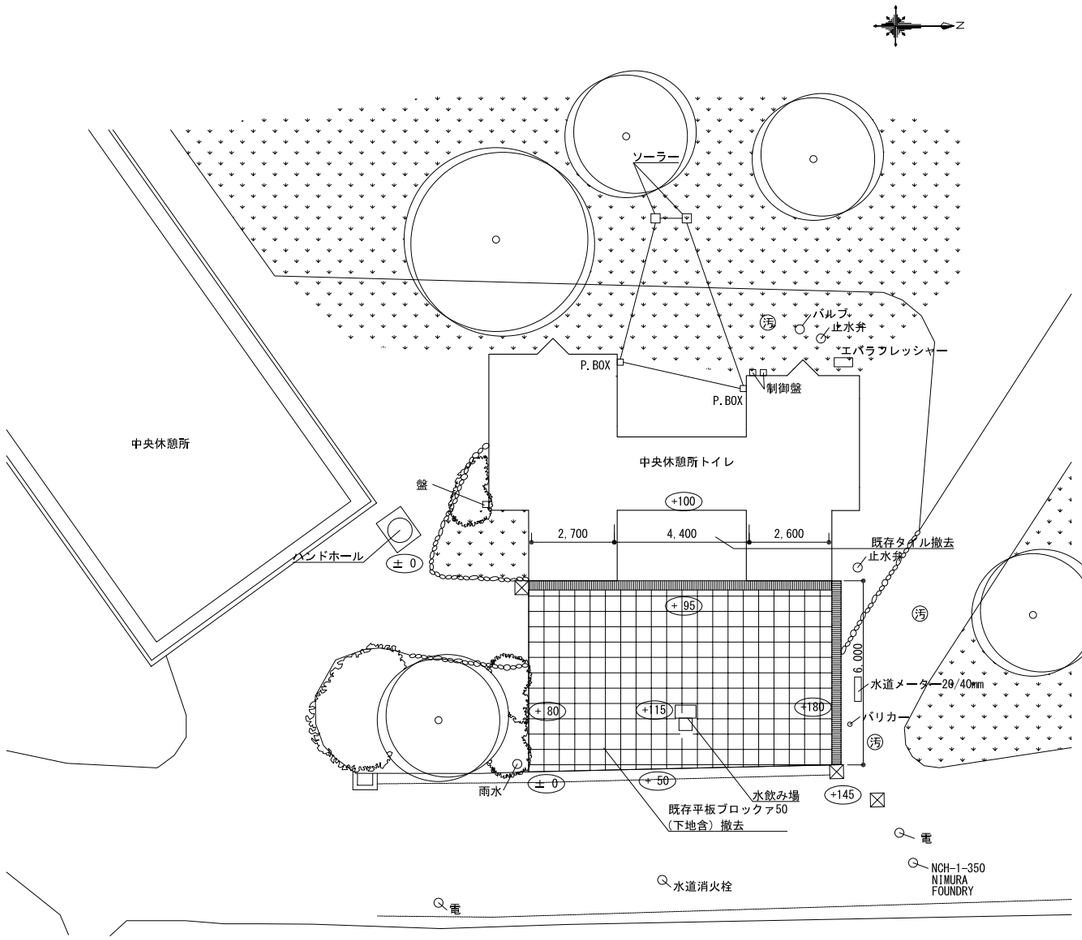




※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。

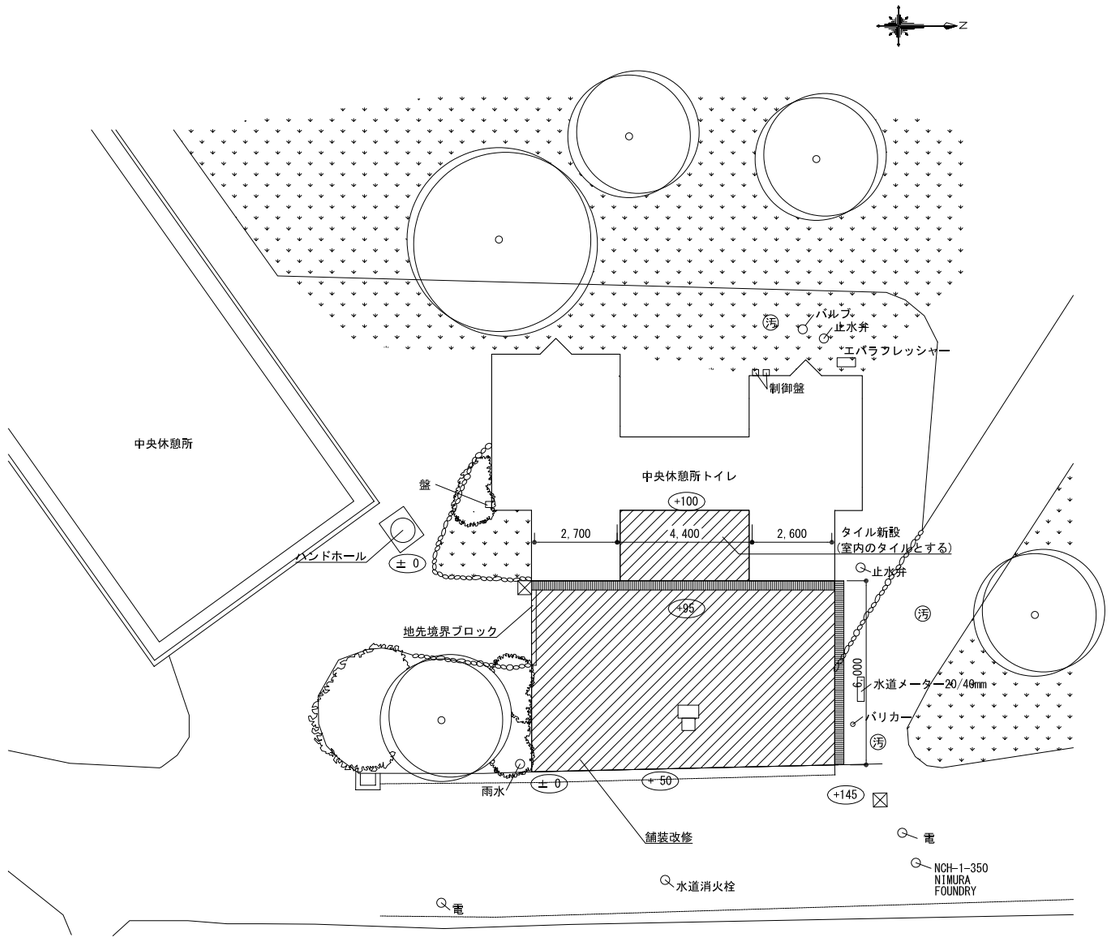
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	西休憩所トイレ改修後展開図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-113/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
男子トイレ	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
女子トイレ					登録番号	321076
多目的トイレ					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



中央休憩所トイレ配置図　S=1/100

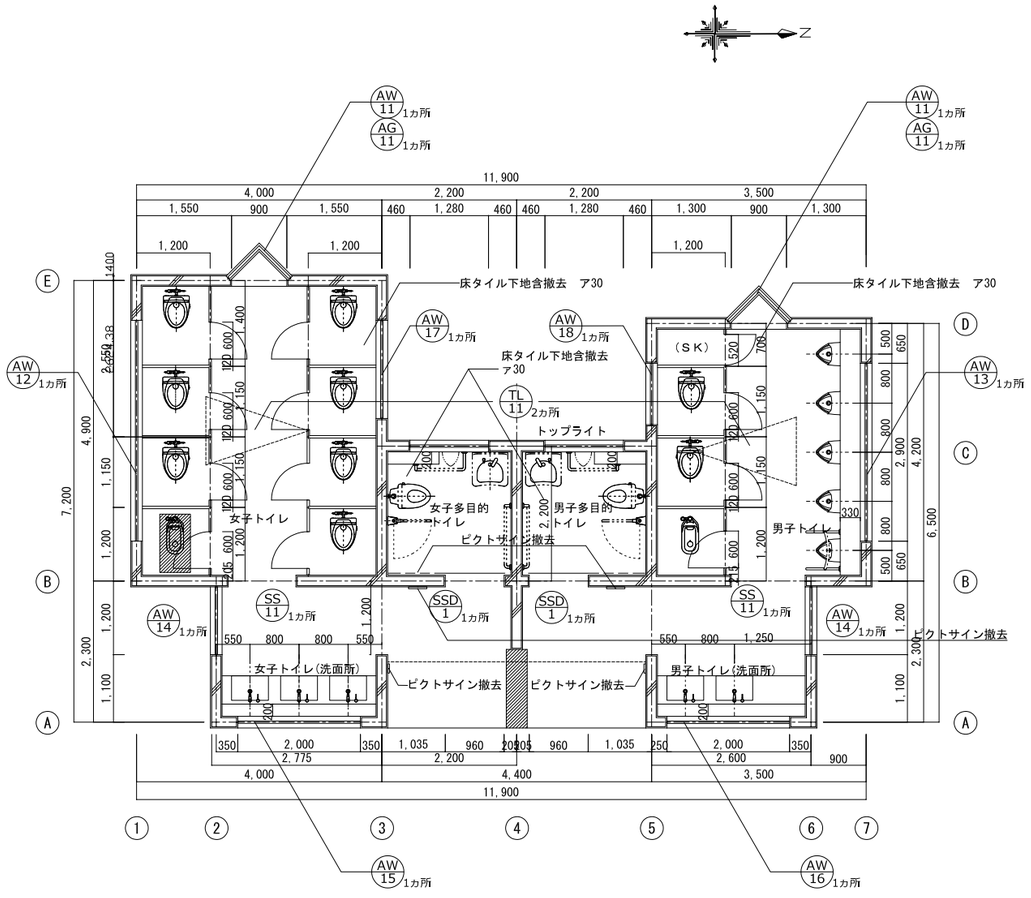
改修後



中央休憩所トイレ配置図　S=1/100

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修前改修後配置図
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:100（A1）　1:200（A3）
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-114/128
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

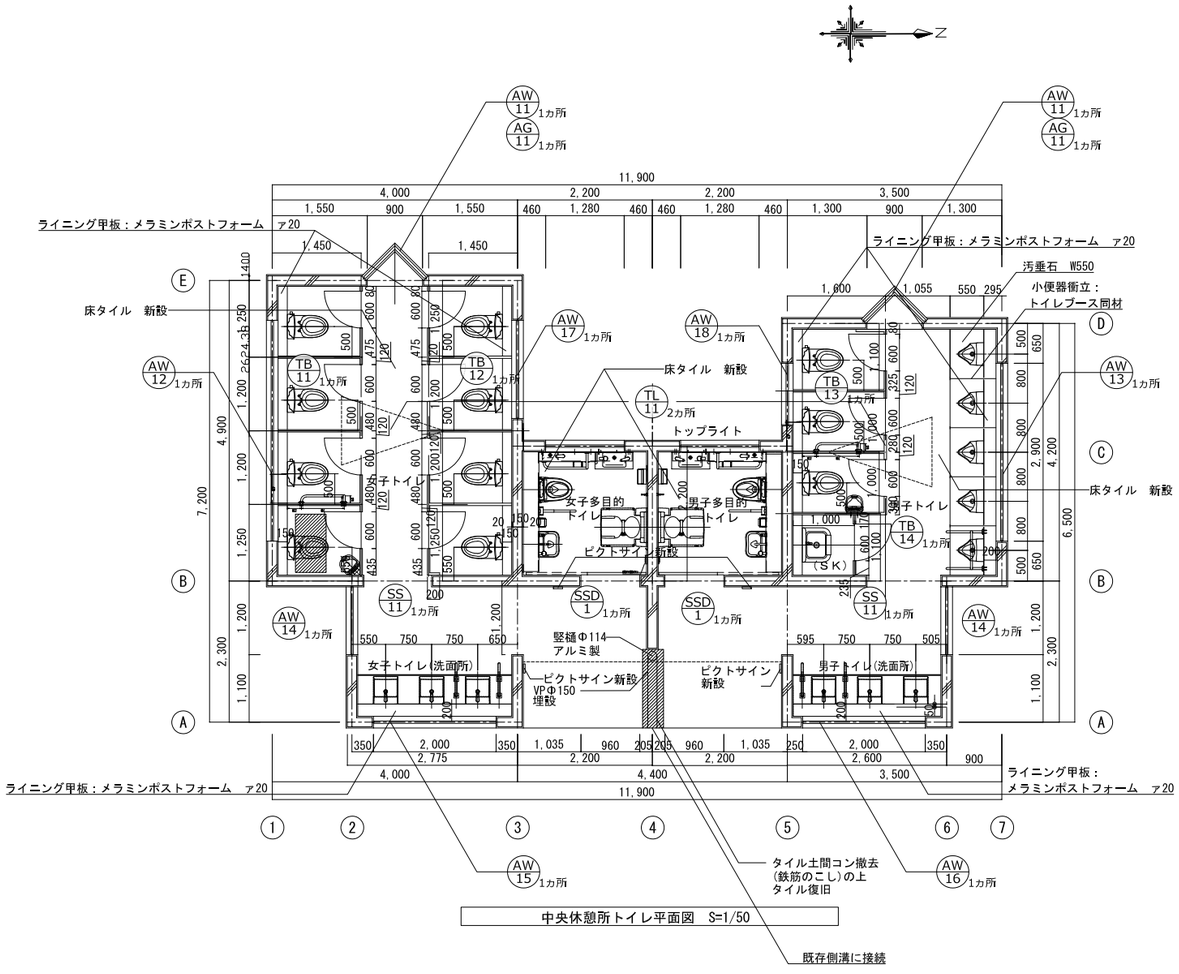
改修前



中央休憩所トイレ平面図　S=1/50

【凡例】（共通事項）
※ RCスラブ撤去範囲を示す（950×500）
撤去仕様は詳細図のとおり
※衛生機器及び手摺他アクセサリーは全て撤去
※トイレブース・ライニング全て撤去する

改修後



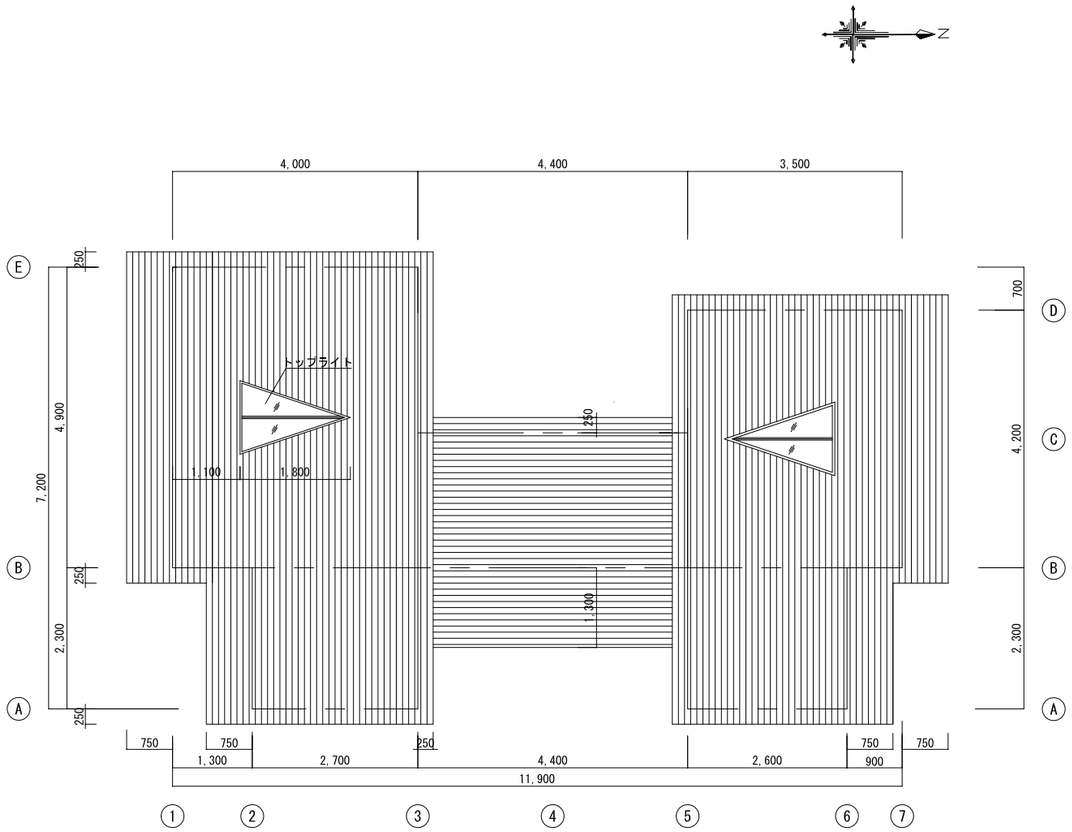
中央休憩所トイレ平面図　S=1/50

※ピクトサイン仕様：

【凡例】（共通事項）　ステンレス製 200×200
※ RCスラブ撤去範囲を示す（950×500）
新設仕様等は詳細図参照
※異種下地の壁仕上取合い部分はシーリング処理（5×5）とする
※衛生機器及び手摺類は、特記なき限り全て新設とする（機械設備）
※トイレブース・ライニング（甲板：メラミンポストフォームァ20）は、全て新設とする
※特記なき新設内装仕上壁と既設開口部額縁・枠等との取合い部は、アルミ見切縁処理とする（チリが無い場合に限る）

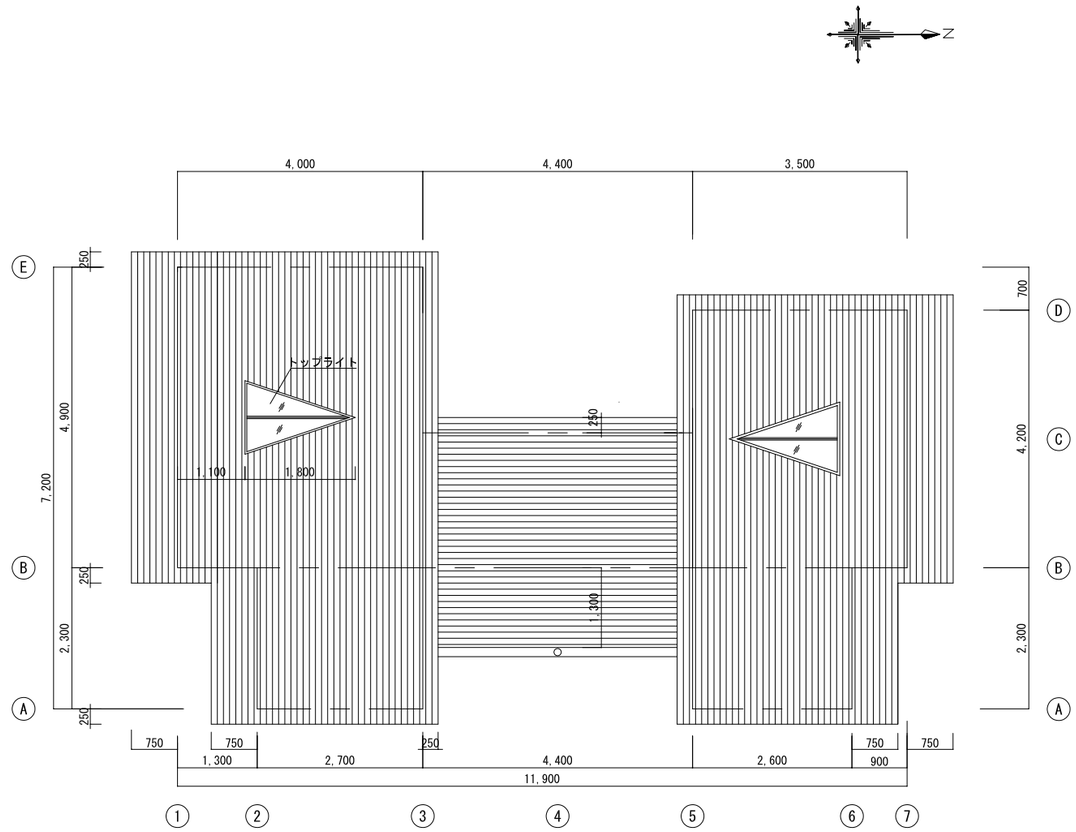
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修前改修後平面詳細図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-115/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



中央休憩所トイレ屋根伏図　S=1/50

改修後

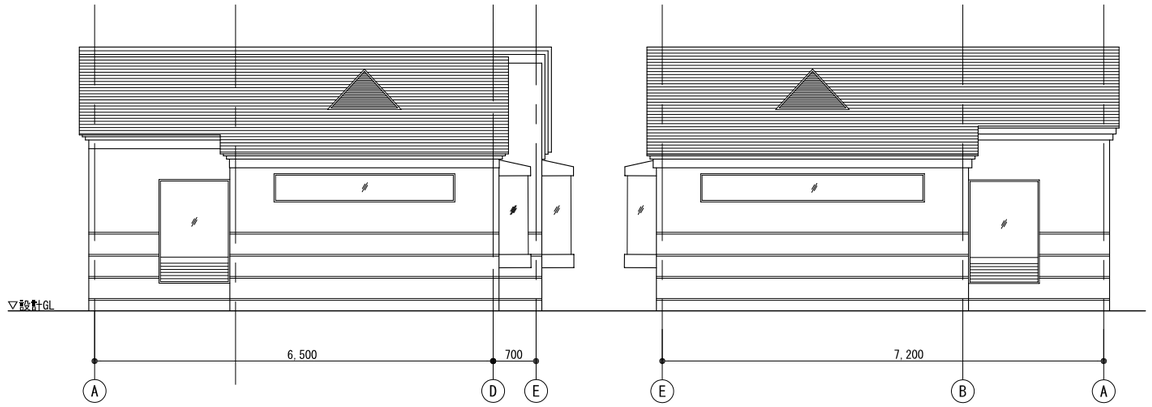


中央休憩所トイレ屋根伏図　S=1/50

※　トップライト廻りのシーリングは打替（外部、内部共）

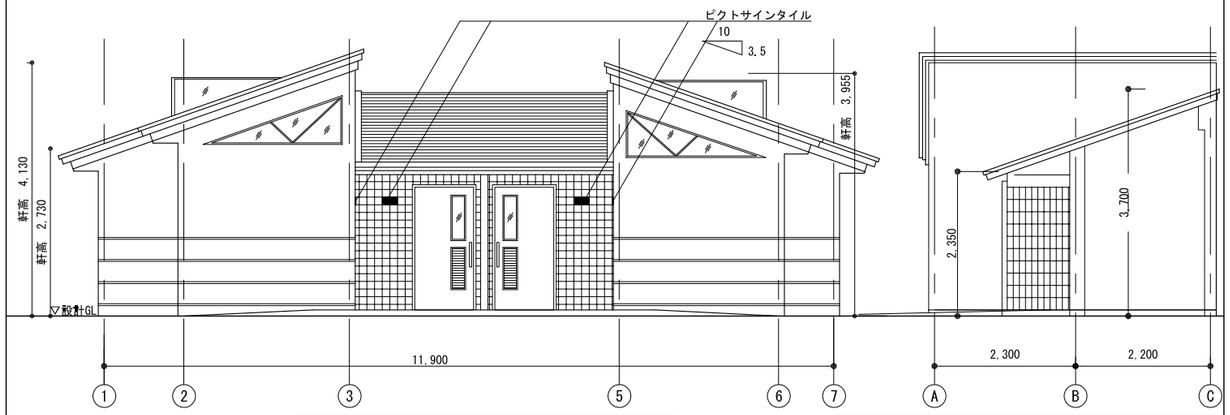
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修前改修後屋根伏図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-116/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



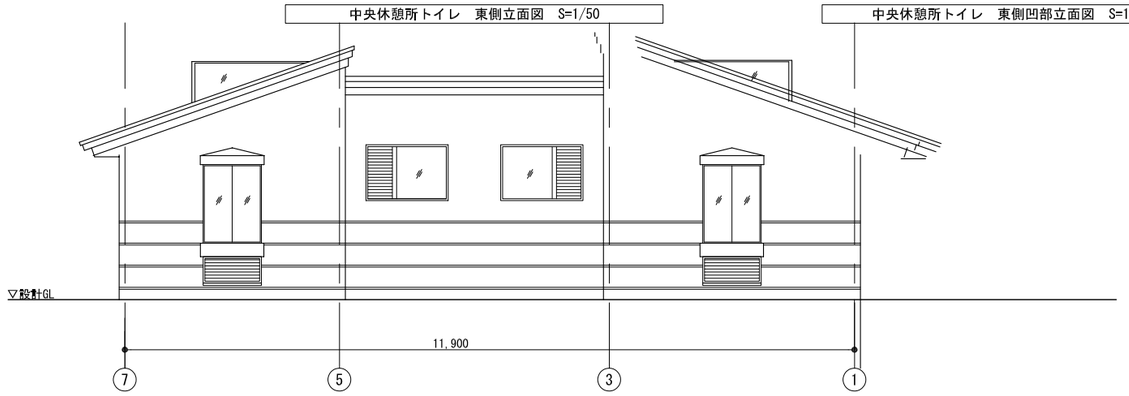
中央休憩所トイレ　北側立面図　S=1/50

中央休憩所トイレ　南側立面図　S=1/50



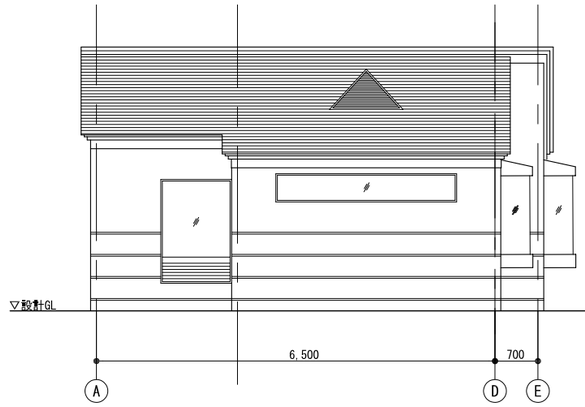
中央休憩所トイレ　東側立面図　S=1/50

中央休憩所トイレ　東側凹部立面図　S=1/50

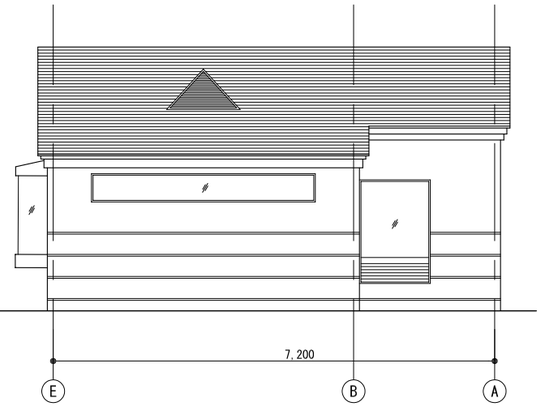


中央休憩所トイレ　西側立面図　S=1/50

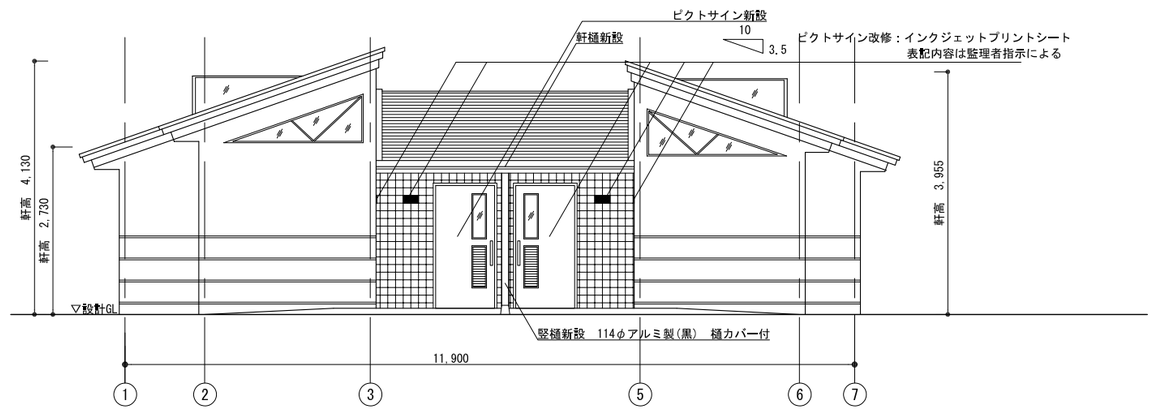
改修後



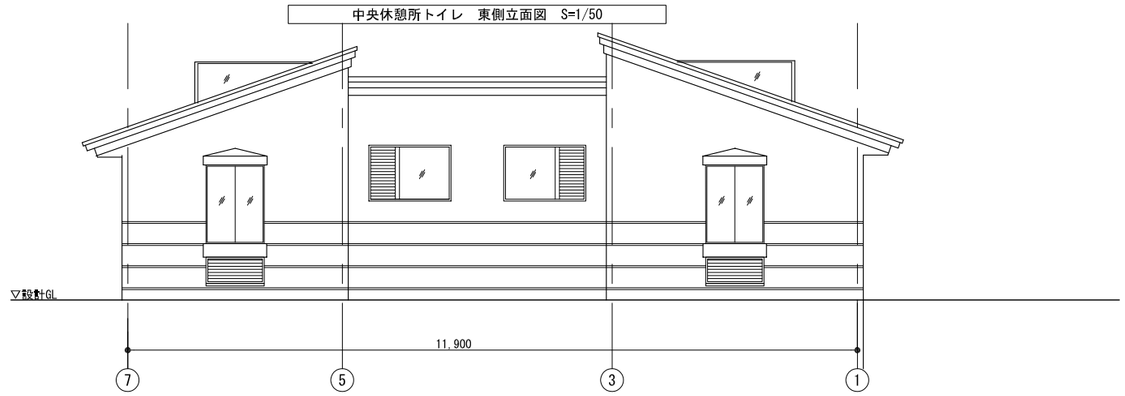
中央休憩所トイレ　北側立面図　S=1/50



中央休憩所トイレ　南側立面図　S=1/50



中央休憩所トイレ　東側立面図　S=1/50

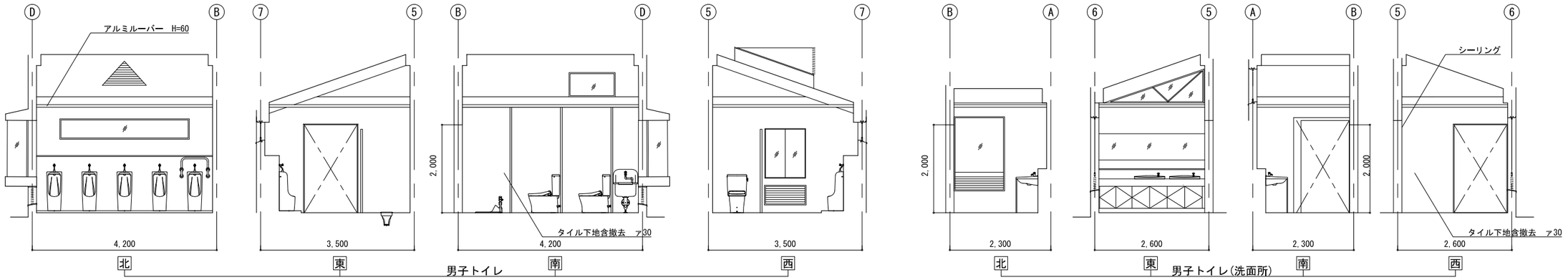


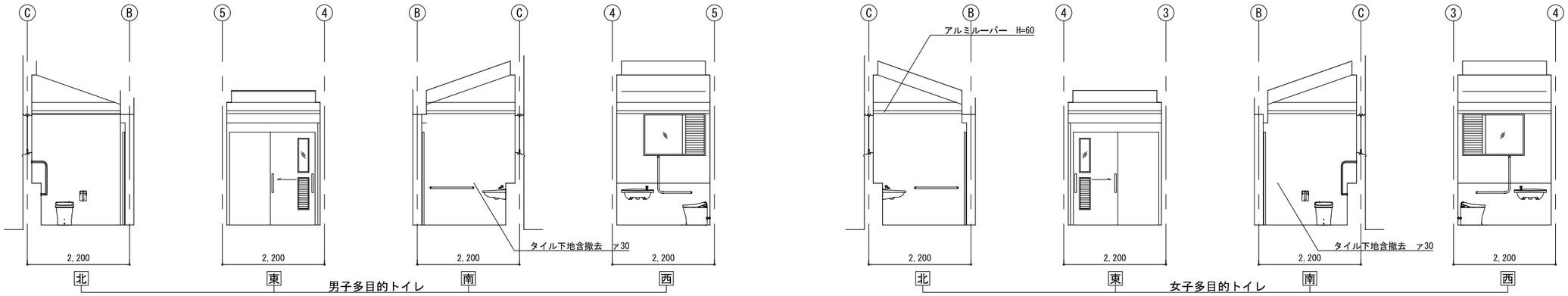
中央休憩所トイレ　西側立面図　S=1/50

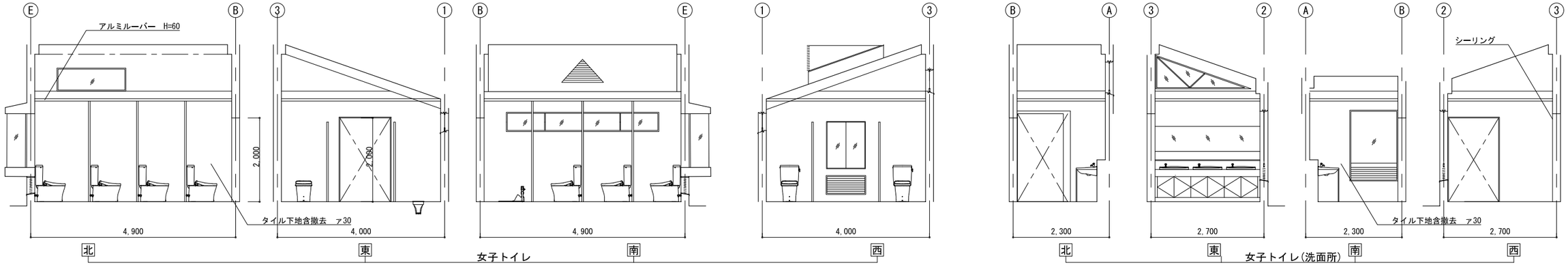
※　外壁面、建具面（両面）は、バイオ洗浄を行う。
　　欠損部はポリマーセメントモルタルにて補修し、
　　同仕上材（色合わせ）を行う。
※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。
※　ピクトサインは撤去・新設とする。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修前改修後立面図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-117/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前

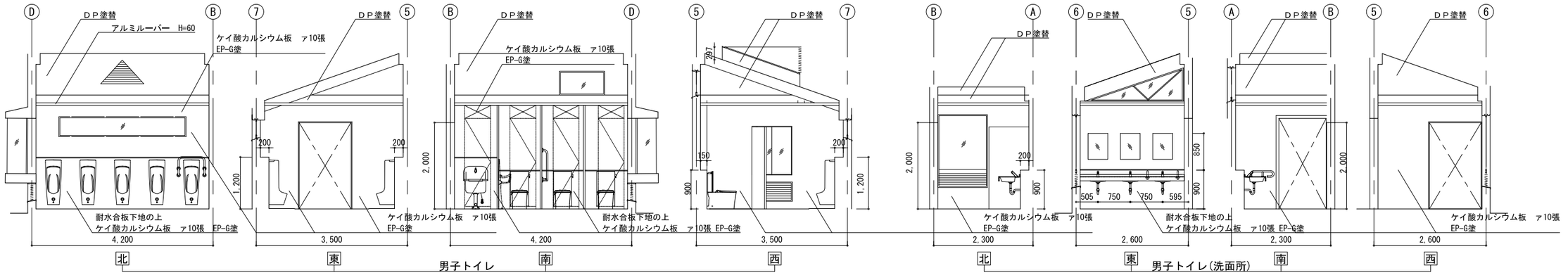


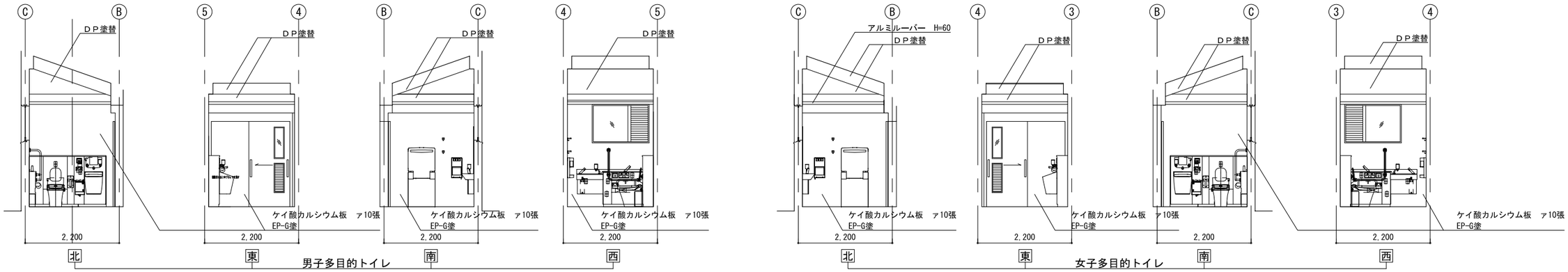


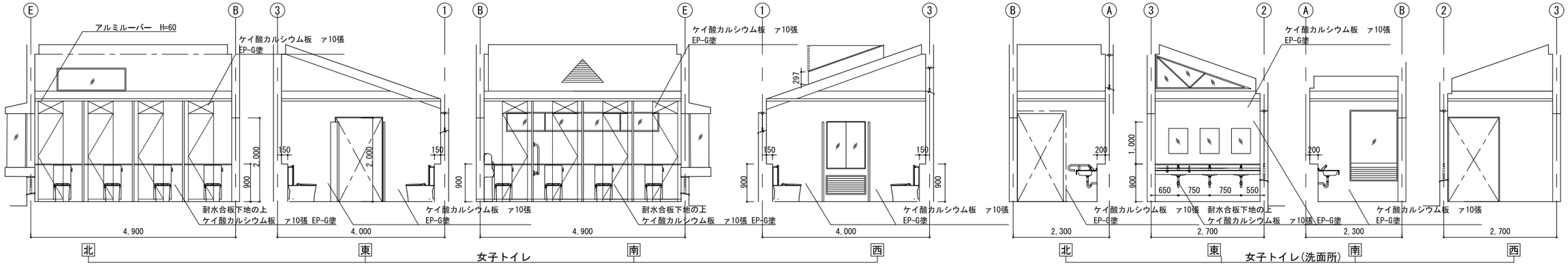


	工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修前展開図	
	工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1） 1:100（A3）	
	公園名称	新宿御苑			図面番号	A-118/128	
男子トイレ	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
男子多目的トイレ		小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
女子多目的トイレ						登録番号	321076
女子トイレ						所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修後



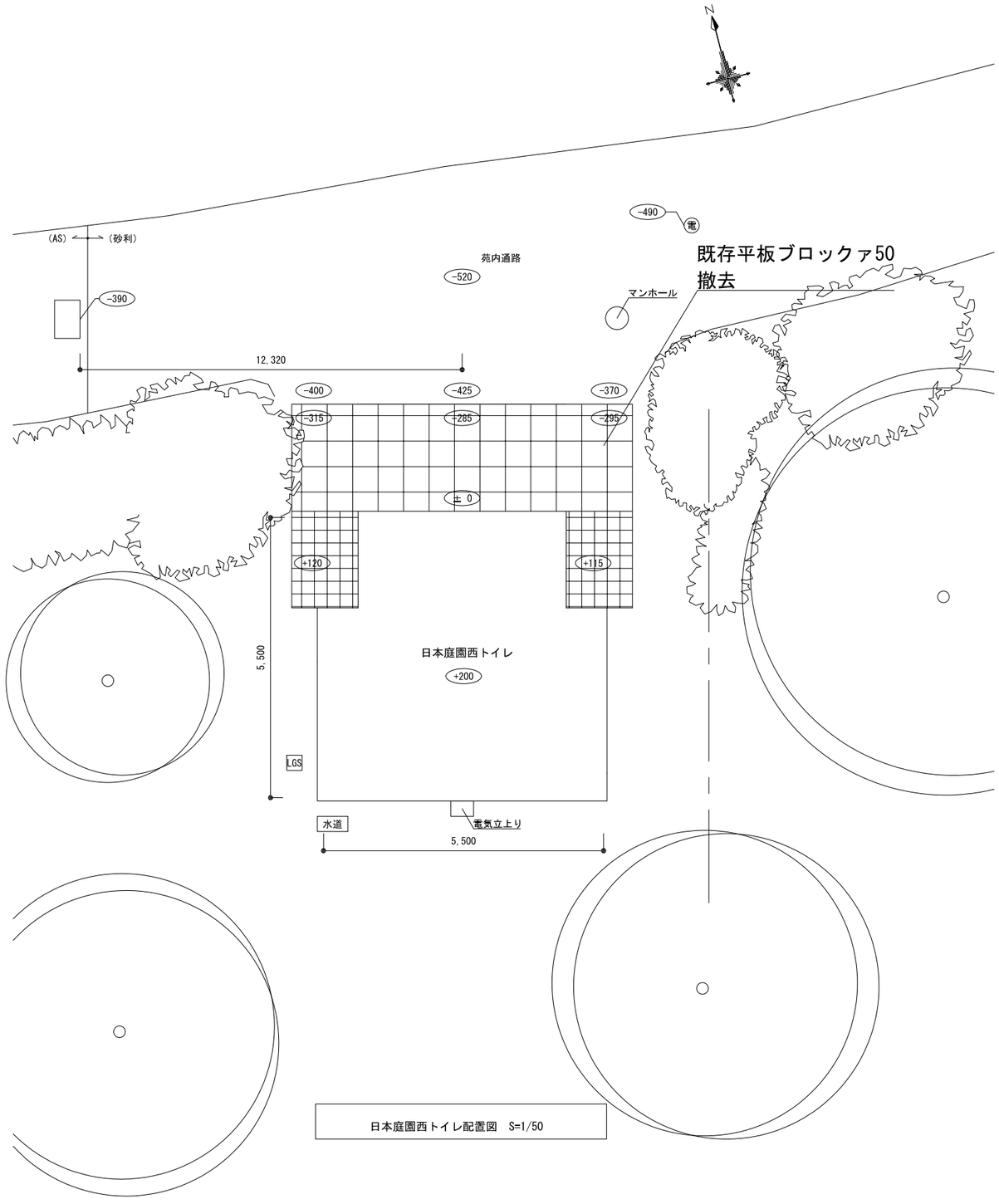




※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。

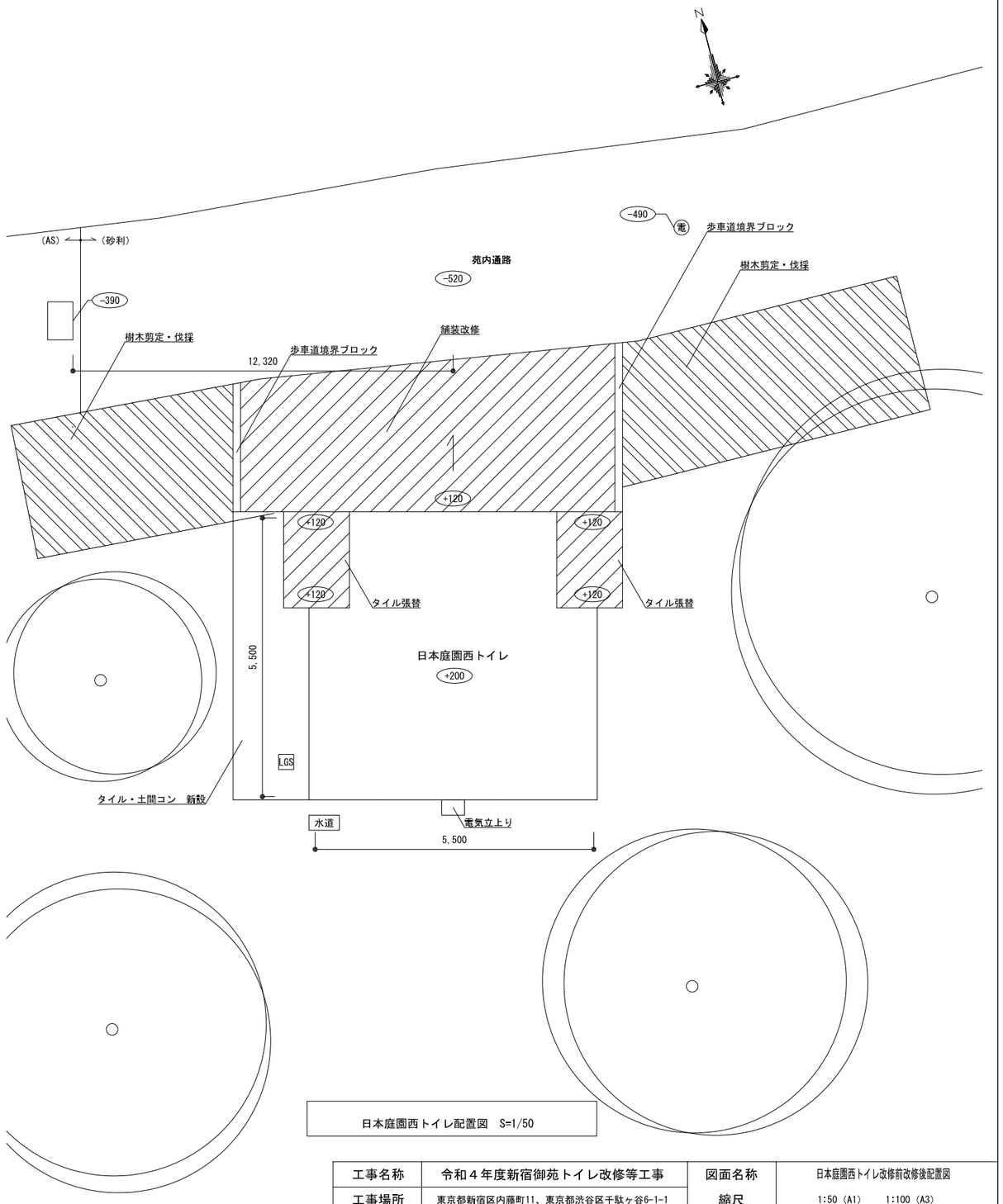
	工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	中央休憩所トイレ改修後展開図	
	工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
	公園名称	新宿御苑			図面番号	A-119/128	
男子トイレ	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
男子多目的トイレ						資格者氏名	小林　孝宏
女子多目的トイレ		小林	田中	金原 高橋		登録番号	321076
女子トイレ						所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



日本庭園西トイレ配置図　S=1/50

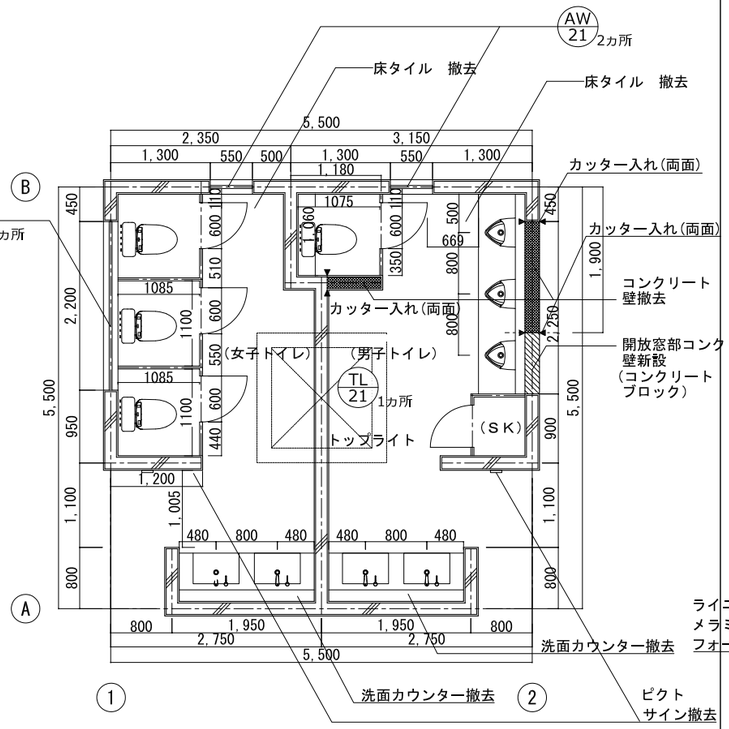
改修後



日本庭園西トイレ配置図　S=1/50

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	日本庭園西トイレ改修前改修後配置図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-120/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

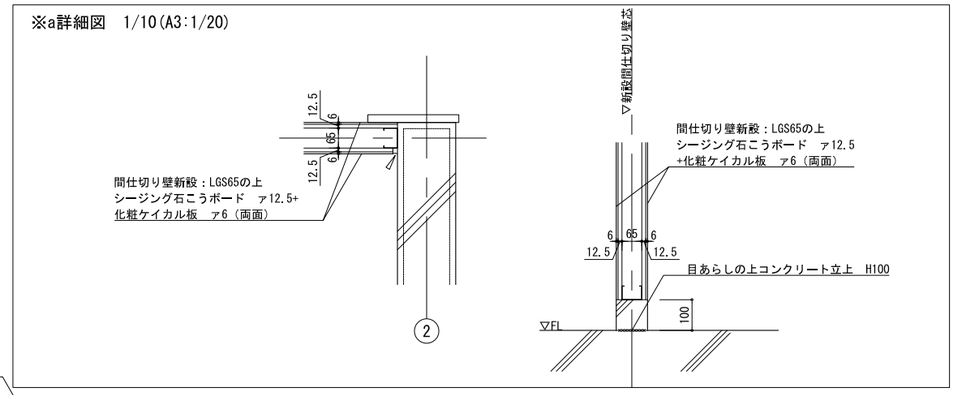
改修前

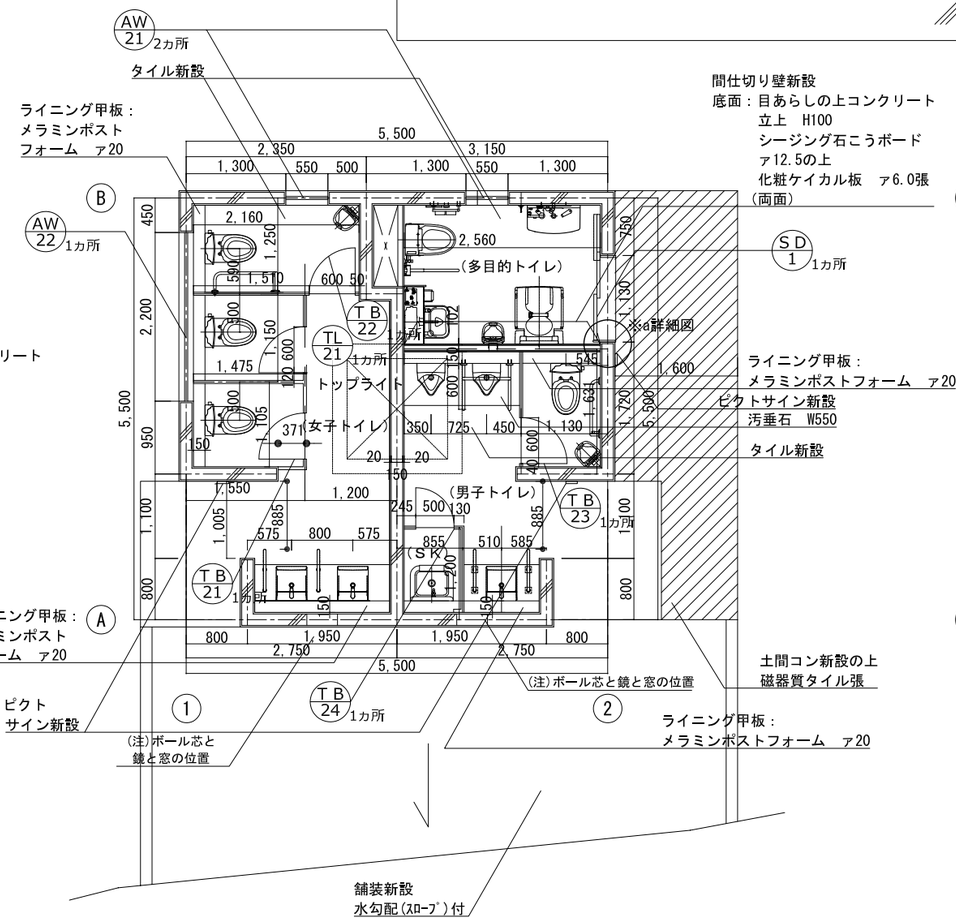


日本庭園西トイレ平面図　S=1/40

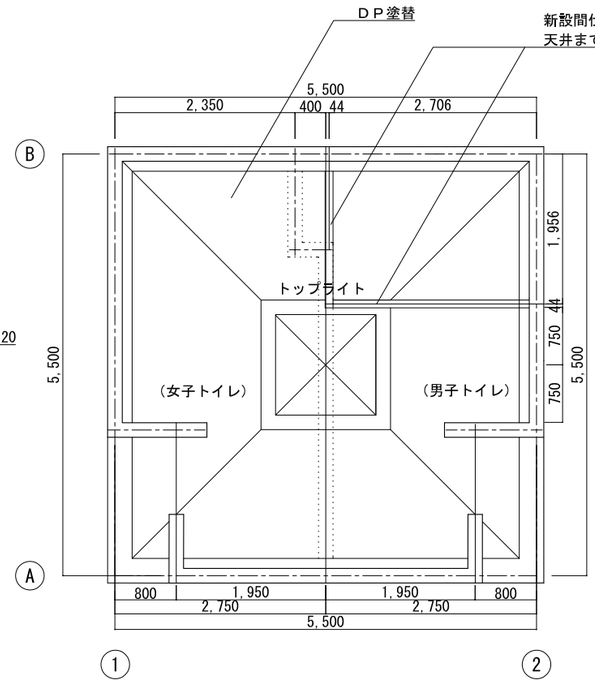
【凡例】(共通事項)
※衛生機器及び手摺他アクセサリーは全て撤去
※トイレブース・ライニング全て撤去する

改修後





日本庭園西トイレ平面図　S=1/40



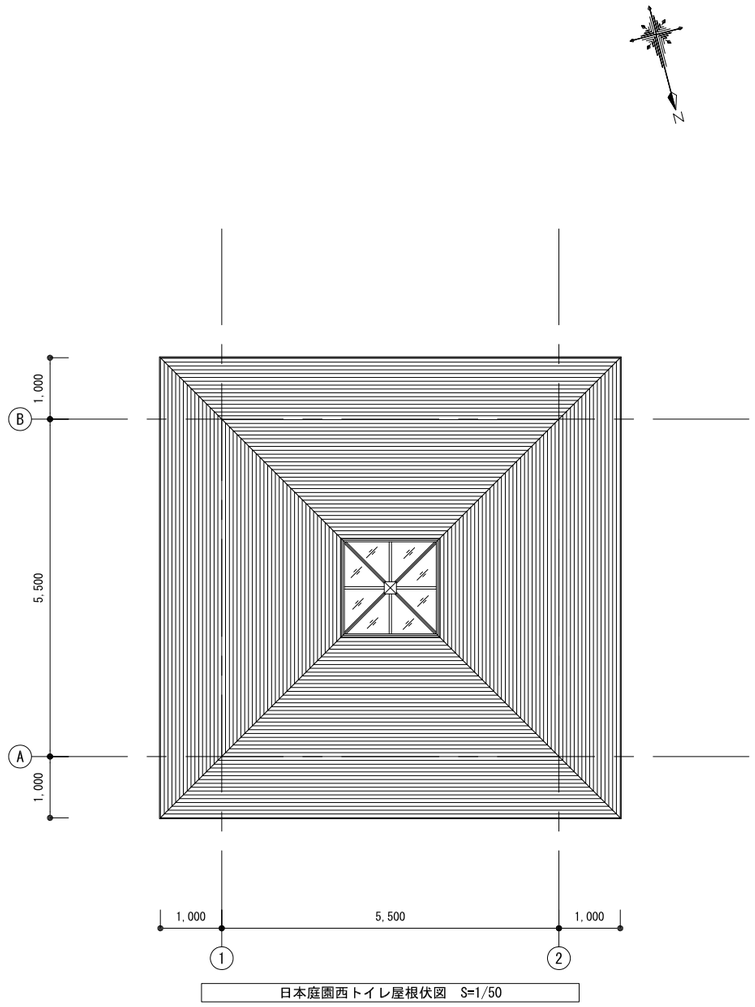
日本庭園西トイレ天井伏図　S=1/40

※ピクトサイン仕様：ステンレス製 200×200

【凡例】(共通事項)
※異種下地の壁仕上取合い部分はシーリング処理(5×5)とする
※衛生機器及び手摺類は、特記なき限り全て新設とする(機械設備)
※トイレブース・ライニング(甲板：メラミンポストフォームァ20)
は、全て新設とする
※特記なき新設内装仕上壁と既設開口部額縁・枠等との取合い部は、アルミ見切縁処理とする（チリが無い場合に限る）

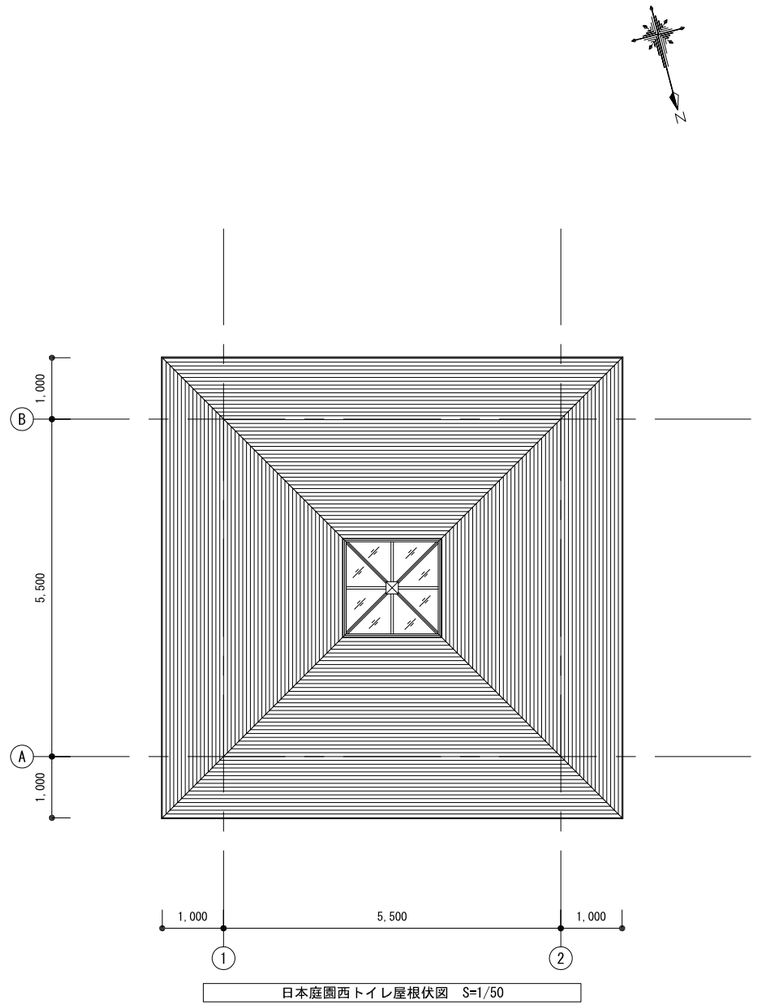
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	日本庭園西トイレ改修前改修後平面詳細図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:20 (A1)　1:40 (A3) 1:40 (A1)　1:80 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-121/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



日本庭園西トイレ屋根伏図　S=1/50

改修後

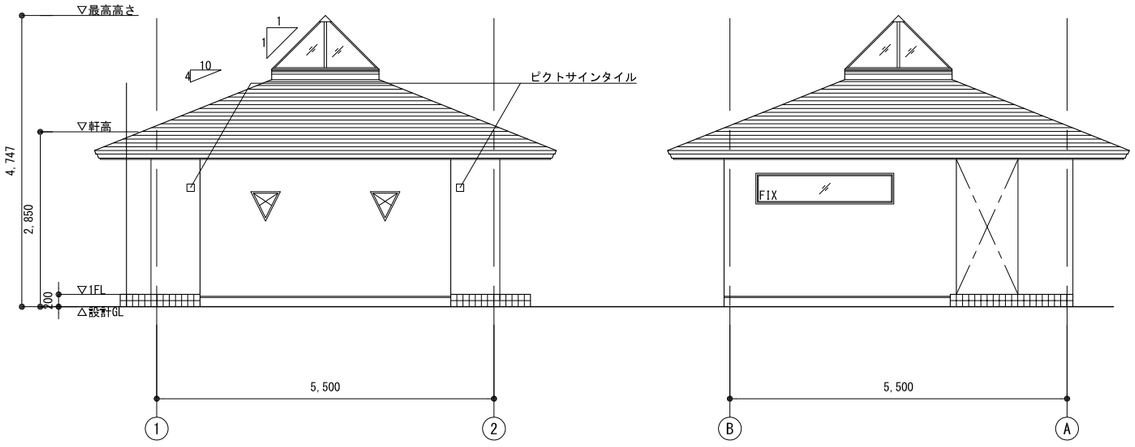


日本庭園西トイレ屋根伏図　S=1/50

※　トップライト廻りのシーリングは打替る（外部、内部共）

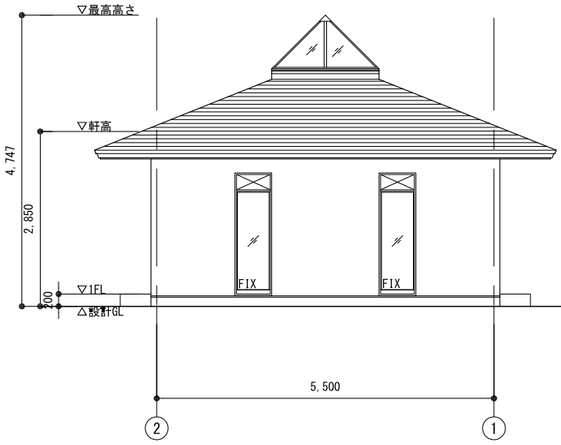
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	日本庭園西トイレ改修前改修後屋根伏図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-122/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前

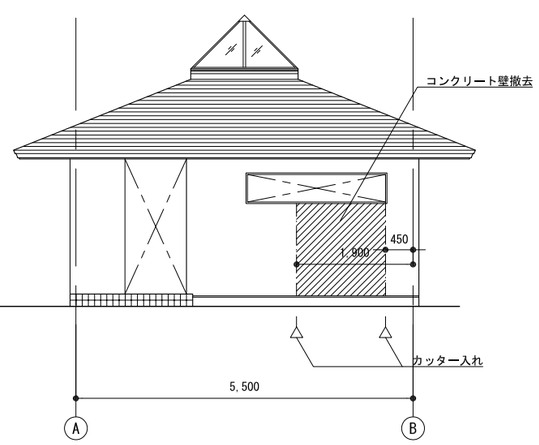


日本庭園西トイレ　北側立面図　S=1/50

日本庭園西トイレ　東側立面図　S=1/50

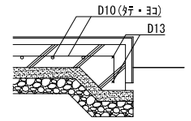


日本庭園西トイレ　南側立面図　S=1/50

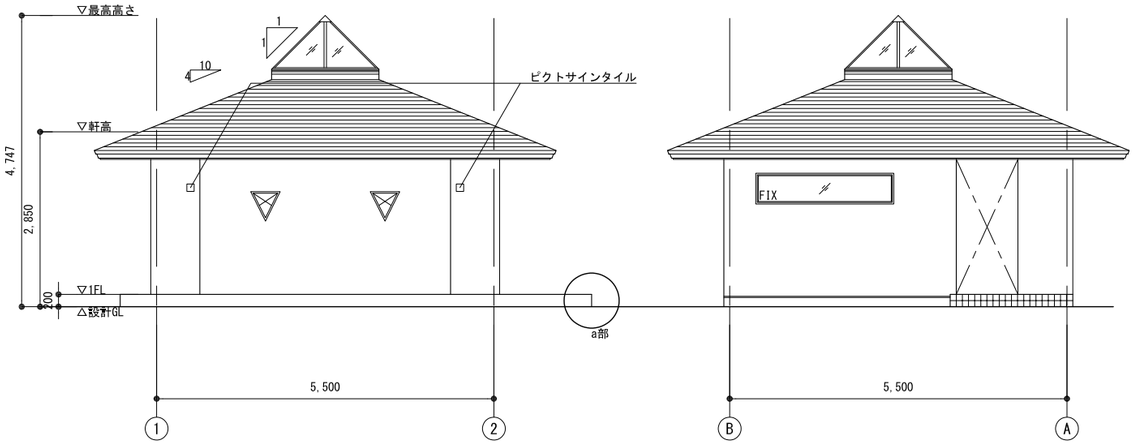


日本庭園西トイレ　西側立面図　S=1/50

改修後

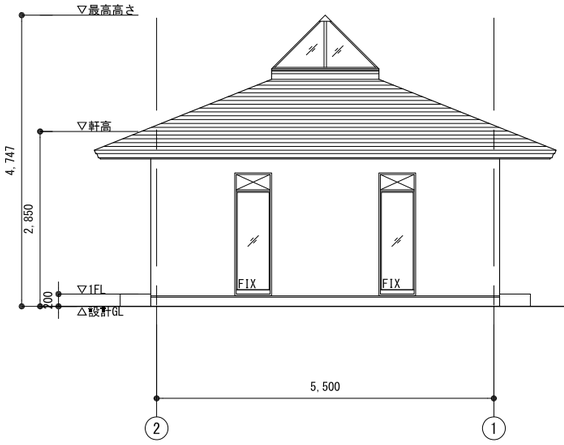


a部　部分詳細図

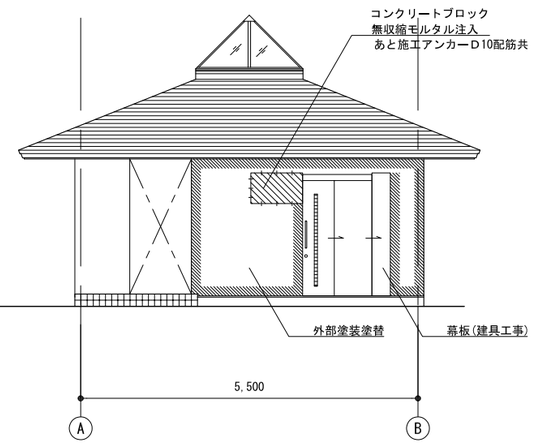


日本庭園西トイレ　北側立面図　S=1/50

日本庭園西トイレ　東側立面図　S=1/50



日本庭園西トイレ　南側立面図　S=1/50

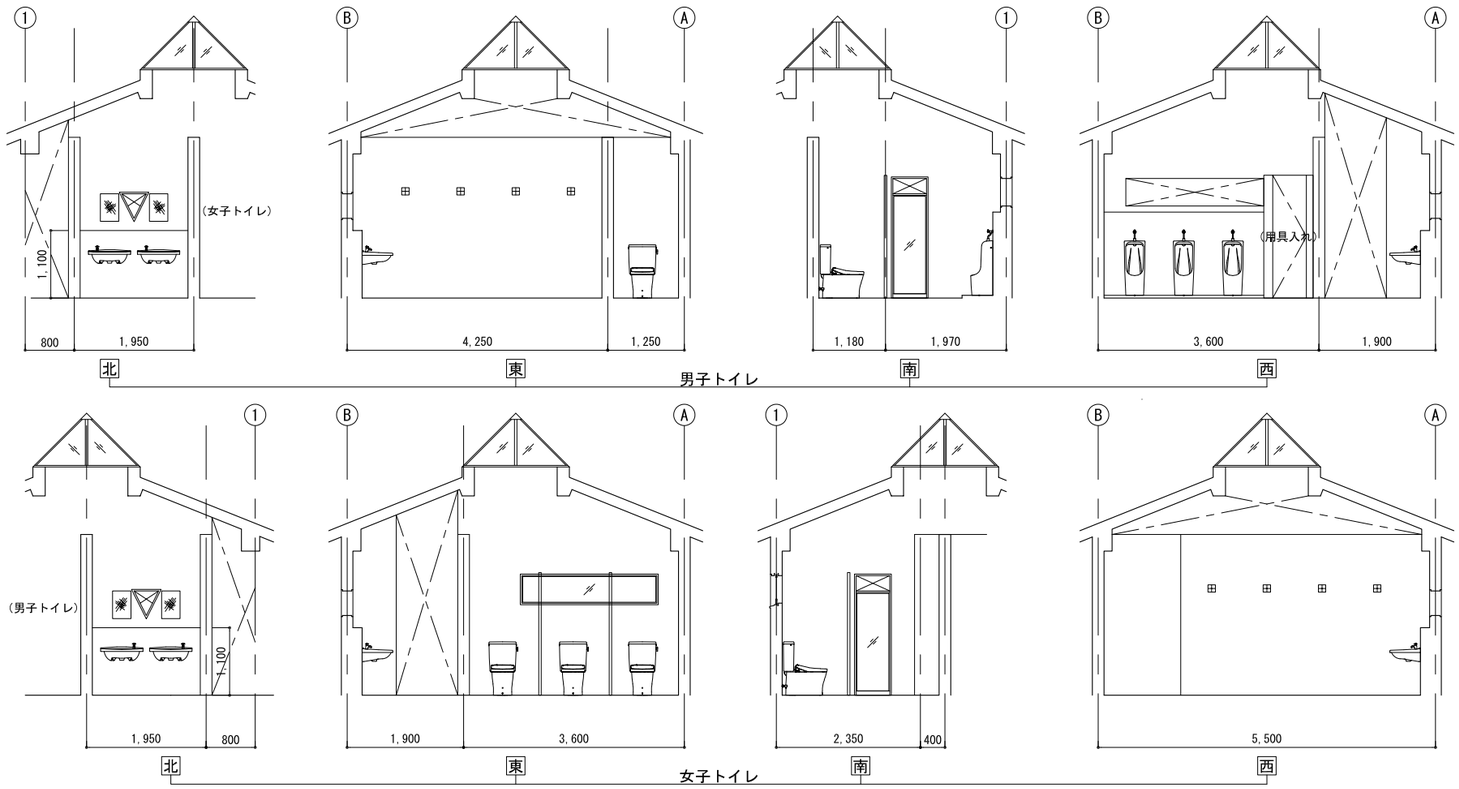


日本庭園西トイレ　西側立面図　S=1/50

※　外壁面、建具面（両面）は、バイオ洗浄を行う。
　　欠損部はポリマーセメントモルタルにて補修し、
　　同仕上材（色合わせ）を行う。
※　建具廻り、ガラス廻りのシーリングは打替る。
※　ピクトサインは撤去・新設とする。

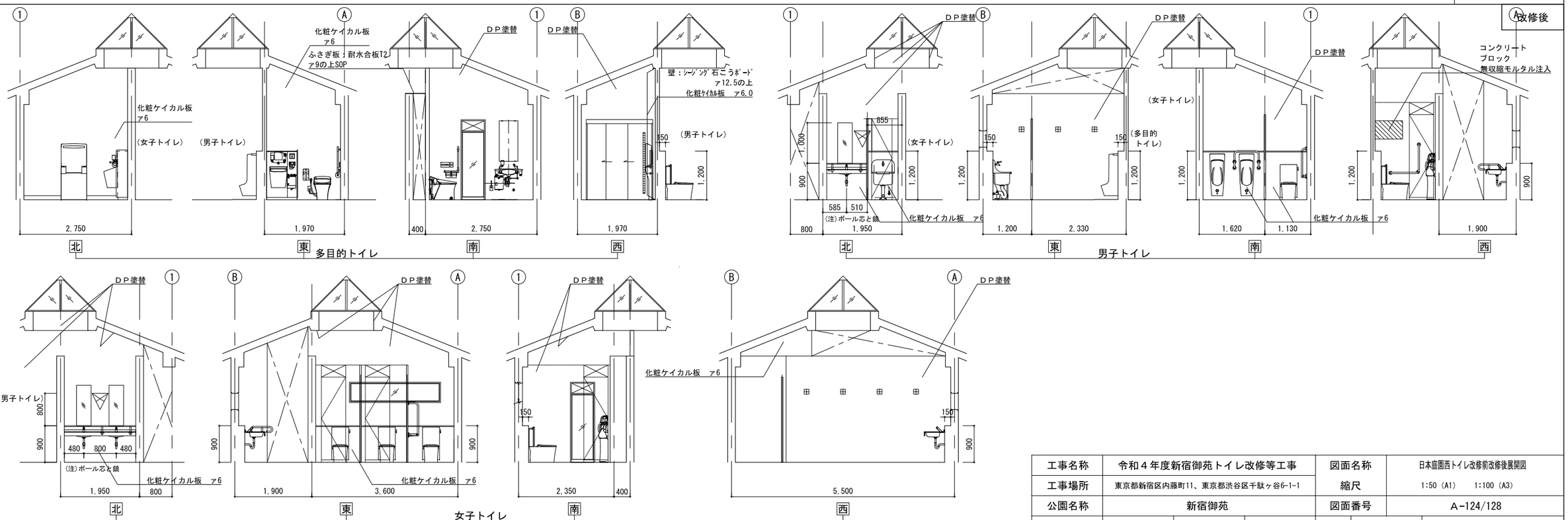
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	日本庭園西トイレ改修前改修後立面図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-123/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

改修前



男子トイレ
女子トイレ

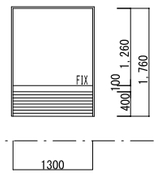
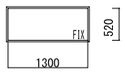
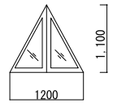
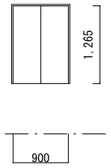
改修後



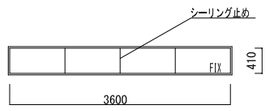
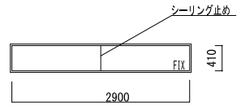
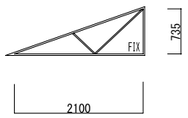
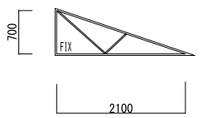
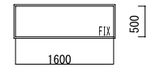
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	日本庭園西トイレ改修前改修後展開図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1）　1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-124/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

多目的トイレ
男子トイレ
女子トイレ

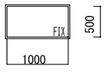
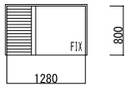
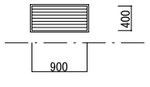
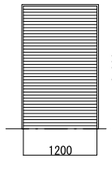
【改修前】

建具記号	AM-1　FIX・ガラリ窓連段窓　数量2ヶ所	AM-2　FIX窓　数量2ヶ所	AM-3　引違・FIX連段窓　数量1ヶ所	TL-1　トップライト窓　数量4ヶ所		AM-11　三角出窓　数量2ヶ所
材質等	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	アルミ製窓		見込み：70　アルミ製窓
金物	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付			アルミ水切　W＝110付　ぜん板、額縁なし
使用場所	西休憩所トイレ 男子トイレ　女子トイレ	西休憩所トイレ 男子トイレ　女子トイレ	西休憩所トイレ 多目的トイレ	西休憩所トイレ　男子トイレ　女子トイレ		中央休憩所トイレ　男子トイレ　女子トイレ
備考	線入型板ガラス　ｱ6.8	イ：線入型板ガラス　ｱ6.8　ロ：線入磨板ガラス　ｱ6.8	線入型板ガラス　ｱ6.8	ペアガラス網入りトーメイ(ｱ5mm+ｱ6.8mm)		線入磨板ガラス　ｱ6.8
姿図						

【改修前】

建具記号	AM-12　FIX窓　数量1ヶ所	AM-13　FIX窓　数量1ヶ所	AM-14　FIX・ガラリ連段窓　数量2ヶ所	AM-15　FIX窓　数量1ヶ所	AM-16　FIX窓　数量1ヶ所	AM-17　FIX窓　数量1ヶ所
材質等	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓
金物	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　ぜん板及び、額縁なし	アルミ水切　W＝110付　ぜん板及び、額縁なし	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付
使用場所	中央休憩所トイレ　女子トイレ	中央休憩所トイレ　男子トイレ	中央休憩所トイレ　男子トイレ　女子トイレ	中央休憩所トイレ　女子トイレ	中央休憩所トイレ　男子トイレ	中央休憩所トイレ　女子トイレ
備考	線入型板ガラス　ｱ6.8	線入磨板ガラス　ｱ6.8	線入磨板ガラス　ｱ10.0	線入磨板ガラス　ｱ6.8	線入磨板ガラス　ｱ6.8	線入型板ガラス　ｱ6.8
姿図						

【改修前】

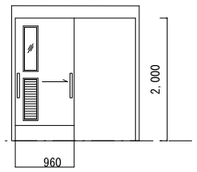
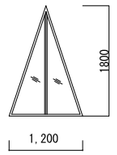
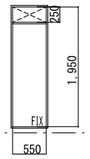
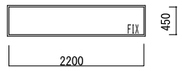
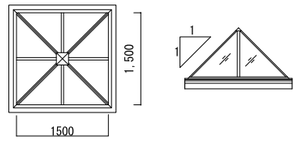
建具記号	AM-18　FIX窓　数量1ヶ所	AM-19　FIX・ガラリ連窓　数量2ヶ所	AG-11　ガラリ窓　数量2ヶ所	SS-11　シャッター　数量2ヶ所
材質等	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：70　アルミ製窓	見込み：240　カラーステンレスHL
金物	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	アルミ水切　W＝110付　アルミぜん板及び、三方アルミ額縁　W≒40付	-	-
使用場所	中央休憩所トイレ　男子トイレ	中央休憩所トイレ　男子多目的トイレ　女子多目的トイレ	中央休憩所トイレ　男子多目的トイレ　女子多目的トイレ	中央休憩所トイレ　男子多目的トイレ　女子多目的トイレ
備考	線入型板ガラス　ｱ6.8	線入型板ガラス　ｱ6.8	-	-
姿図				

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事	図面名称	改修前改修後トイレ建具表(1)
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1	縮尺	1:50 (A1)　1:100 (A3)
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-125/128

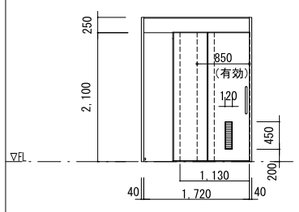
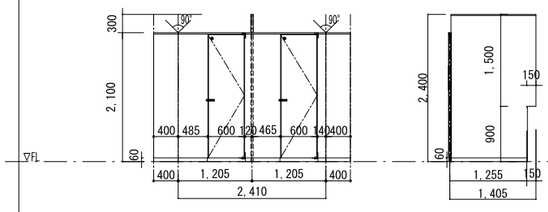
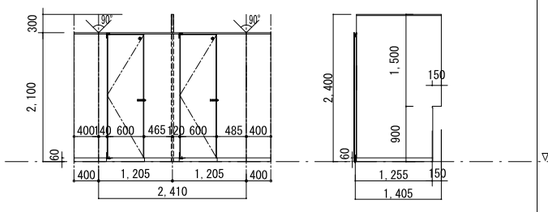
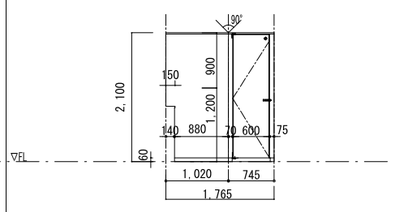
検印	管理建築士	設計	製図
	小林	田中	金原 高橋

設計者		
	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	資格者氏名	小林　孝宏
	登録番号	321076
	所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

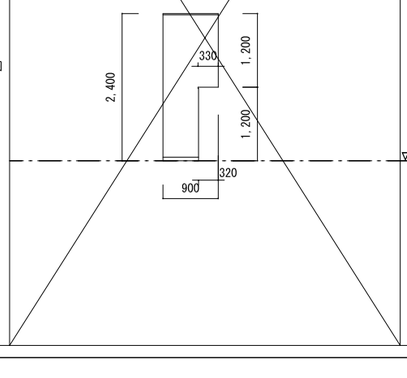
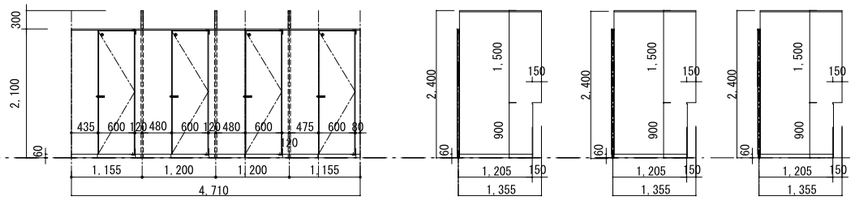
【改修前】

建具記号	SSD-1　スライドドア　数量3ヶ所	TL-11　トップライト窓　数量2ヶ所	AM-21　FIX・押出窓連段窓　数量2ヶ所	AM-22　FIX窓　数量2ヶ所	TL-21　トップライト　数量1ヶ所	
材質等	見込み：120　ステンレス製窓	アルミ製窓	アルミ製窓	アルミ製窓	アルミ製窓	
金物	取手、戸車、ハンガーローラー、振止ローラー、キックプレート(SUS304)、引き戸用クローザー、レバー、引手、表示錠				結露受付　アルミ水切	
使用場所	西休憩所トイレ　多目的トイレ 1　中央休憩所トイレ　男子多目的トイレ 1　女子多目的トイレ 1	中央休憩所トイレ　男子トイレ　女子トイレ	日本庭園西トイレ 男子トイレ　女子トイレ	日本庭園西トイレ 女子トイレ	日本庭園西トイレ 男子トイレ　女子トイレ	
備考	嵌入型板ガラス　ｱ6.8	ペアガラス網入りトーメイ(ｱ5mm+ｱ6.8mm)	型板ガラス　ｱ5.0	型板ガラス　ｱ5.0	網入磨板ガラス　ｱ6.8	
姿図						

【改修後】

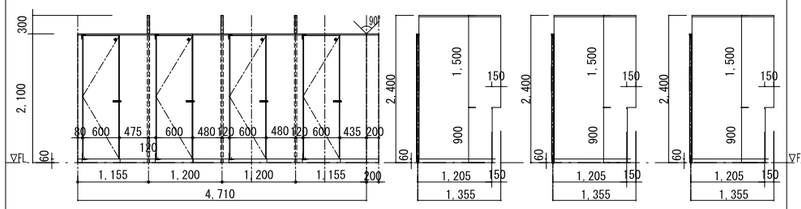
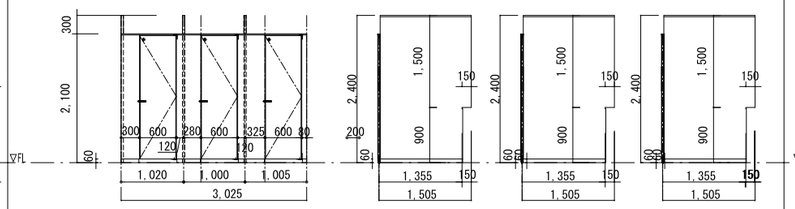
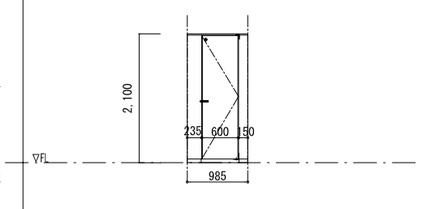
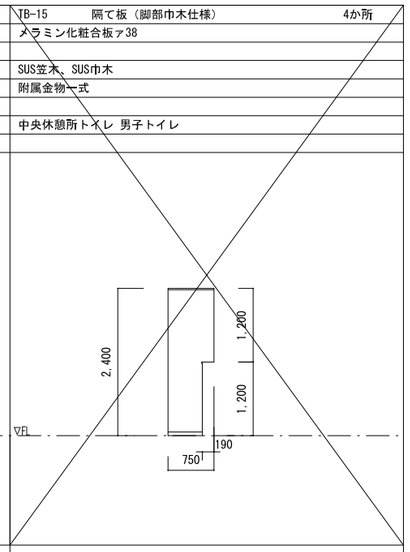
建具記号	SD-1　鋼製片引き二重ドア　数量　1ヵ所		TB-1　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-2　トイレブース（脚部巾木仕様）　2か所	TB-3　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所
材質等	スチールDP		メラミン化粧合板ｱ38	メラミン化粧合板ｱ38	メラミン化粧合板ｱ38
金物	SUS引手 L=300　表示錠（非常用開閉装置） ガイドローラー、駆動装置、換気ガラリ（開口率40%） 枠：スチールST枠、附属金物一式		SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、ラッチ錠、ラバトリーヒンジ 附属金物一式
使用場所	日本庭園西トイレ　多目的トイレ		西休憩所トイレ　女子トイレ	西休憩所トイレ　男子トイレ　女子トイレ	西休憩所トイレ　ＳＫ
備考					
姿図					

【改修後】

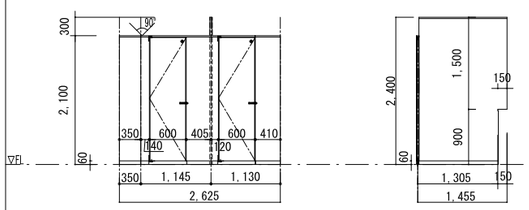
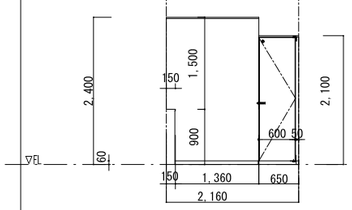
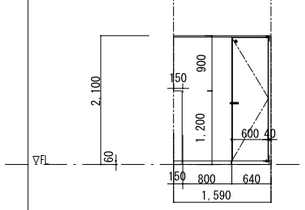
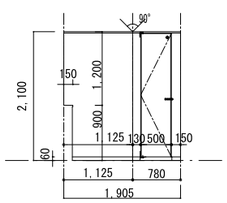
建具記号	TB-4　隔て板（脚部巾木仕様）　2か所	TB-11　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所
材質等	メラミン化粧合板ｱ38	メラミン化粧合板ｱ38
金物	SUS笠木、SUS巾木 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式
使用場所	西休憩所トイレ 男子トイレ	中央休憩所トイレ　女子トイレ
備考		
姿図		

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	改修前改修後トイレ建具表(2)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50 (A1)　1:100 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-126/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

【改修後】

建具記号	TB-12　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-13　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-14　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-15　隔て板（脚部巾木仕様）　4か所
材質等	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38
金物	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、ラッチ錠、ラバトリーヒンジ、 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木 附属金物一式
使用場所	中央休憩所トイレ 女子トイレ	中央休憩所トイレ　男子トイレ	中央休憩所トイレ 男子トイレ　ＳＫ	中央休憩所トイレ 男子トイレ
備考				
姿図				

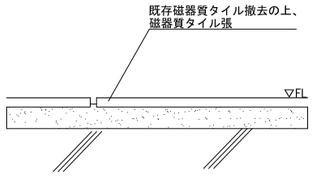
【改修後】

建具記号	TB-21　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-22　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-23　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所	TB-24　トイレブース（脚部巾木仕様）　1か所
材質等	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38	メラミン化粧合板ァ38
金物	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、表示付きラッチ錠、ラバトリーヒンジ、衣帽掛け 附属金物一式	SUS笠木、SUS巾木、ラッチ錠、ラバトリーヒンジ、 附属金物一式
使用場所	日本庭園西トイレ 女子トイレ	日本庭園西トイレ 女子トイレ	日本庭園西トイレ 男子トイレ	日本庭園西トイレ　男子トイレ　ＳＫ
備考				
姿図				

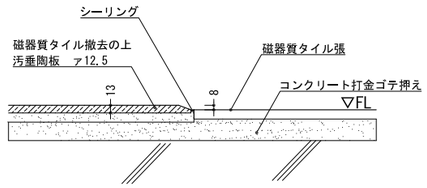
建具記号				
材質等				
金物				
使用場所				
備考				
姿図				

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	改修前改修後トイレ建具表(3)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50 (A1)　1:100 (A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-127/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

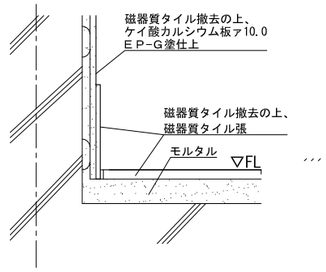
磁器質タイル　1：5



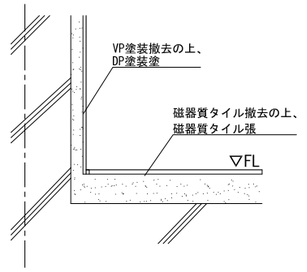
汚垂石　1：5



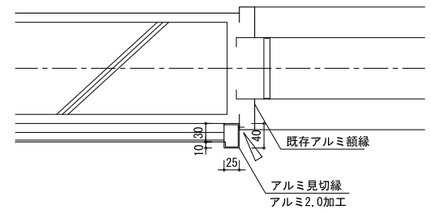
壁床立上部分（タイル張り）　1：5



壁床立上部分（塗装仕上）　1：5



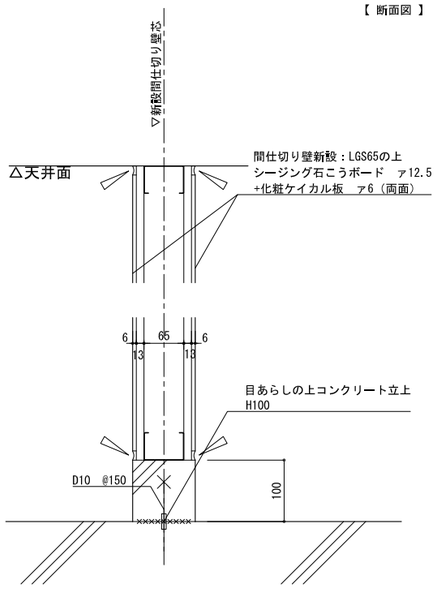
サッシ廻り（男子便所、女子便所）　1：10



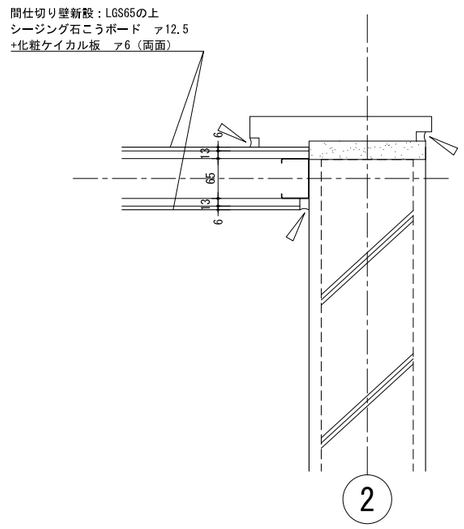
※チリが足りない部分は上記納まりとする。

便所内壁（LGS下地　日本庭園西トイレ内）　1：5

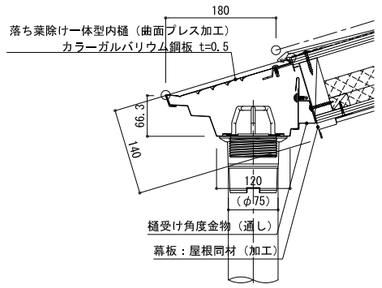
【 断面図 】



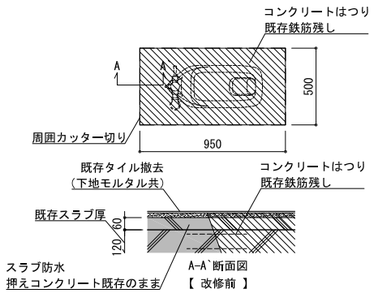
【 平面図 】

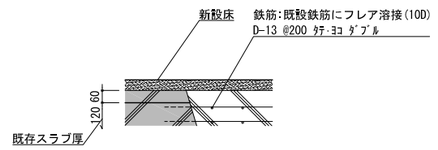


軒樋（中央休憩所トイレ）　1：5

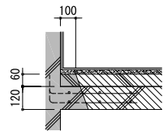


スラブ撤去部分詳細　1：20

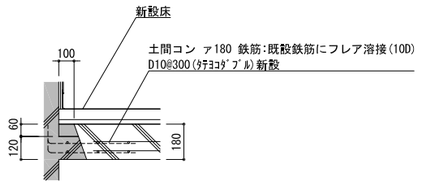




既存和便器開口復旧詳細　1：20

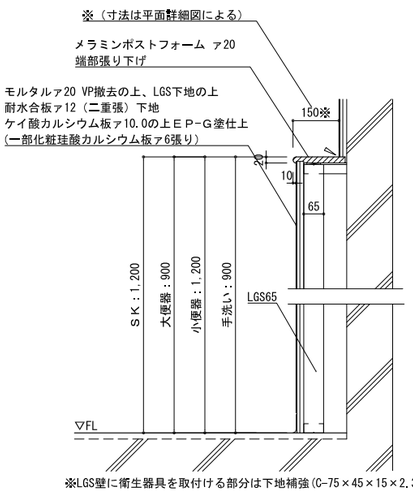


【 改修前 】



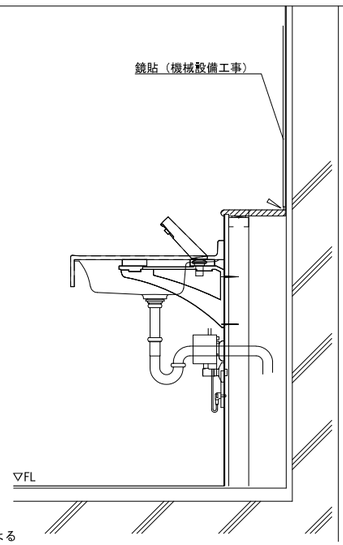
【 改修後 】

便所ライニング　1：10



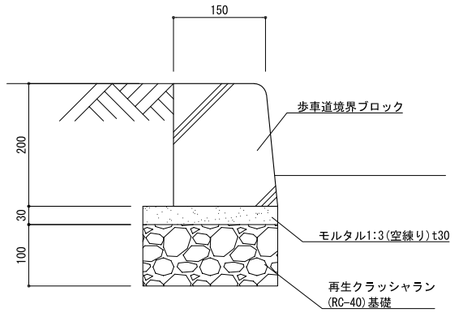
※LGS壁に衛生器具を取付ける部分は下地補強（C−75×45×15×2.3）を施す

洗面所　1：10

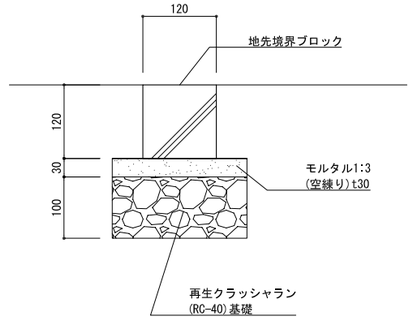


※左記による

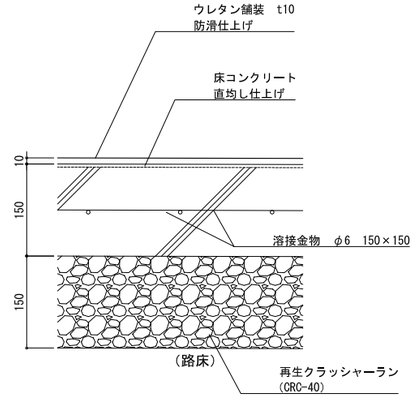
歩車道境界ブロック　1：5



地先境界ブロック　1：5



ウレタン舗装　1：5



工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	改修部分詳細図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:5,1:10,1:20(A1) 1:10,1:20,1:40(A3)	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A−128/128	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

令和4年度新宿御苑トイレ改修等

解体工事仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所：東京都新宿内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1

２．敷地面積：583.061.13㎡

３．用途地域その他の地域：第１種中高層住居専用地域

４．解体建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積（㎡）
御殿山トイレ	ＲＣ造１階建	30.00

Ⅱ．建築工事仕様

１．　設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共仕」という。）により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（令和4年度版）」（以下「標仕」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年度版）」（以下、「改修標仕」という。）により、優先順位は次による。

(1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面及び設計書
(5) 解体共仕、改修標仕及び標仕

２．　特記仕様

(1) 項目名（又は章名）を取り消し線（項目名）で削除した項目（又は章）は適用しない。
(2) 特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
●印の付いた仕様は全て適用する。
●印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
・印のみの仕様は適用しない。
(3) 特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図又は表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1 適用基準等	◎ 工事写真の撮り方（建築編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成24年版） ◎ 建設副産物適正処理推進要綱 ◎ 建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説 （一社）公共建築協会（平成18年） ◎ 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン 国土交通省住宅局策定（平成15年4月） ~~◎ 建設副産物の管理基準（案）　栃木県県土整備部（平成20年4月）~~
	2 工事実績情報の登録	(1.1.4) 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。 (1)工事受注時　　契約締結後10日以内 (2)登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内 (3)工事完成時　　工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その等しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
	3 建設リサイクル法	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再別解資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。
	4 電気保安技術者	◎ 要　・ 不要　(1.3.3)
	5 施工条件	(1.3.5)
	6 完成図等	・作成する　◎作成しない　(1.7.3) ◎完成図　◎製本　提出部数　◎2部　-　部　陽画複写2つ折り製本 製本サイズは監督員の指示による。 ◎ＣＤ－Ｒ　提出部数　（　1　）部 ◎施工図　提出部数　◎2部　-　部 ◎保全に関する資料　提出部数　◎2部　-　部
	7 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	8 完成写真	・作成する　◎作成しない 下記のものを監督職員に提出する。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	画素数・画質等
・カラー ・キャビネ版 ・べた焼き（他に外観正面1ｶｯﾄ5枚(ｶﾗｰｷｬﾋﾞﾈ版)提出	外部（ ）内部（ ）	-	・ 428万画素以上
・カラー半切本製パネル 324×400㎜	外部（ ）内部（ ）	-	
・電子データ	外部（ ）内部（ ）	-	・ 428万画素以上 ・ 350dpi以上

9 調査・試験に対する協力	(1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う聴査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
10 火災保険等	・対象物あり　◎対象物なし 火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち1以上に加入する。 契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員にすみやかに提出する。
11 下請負人の選定及び工事材料の選定	◎ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 ◎ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。
12 電子納品	◎ 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(案)(第10版)」とする 設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　・無し　●有り（著作者名　AIS総合設計　） ◎ 貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図又は完成図の作成のため以外には使用してはならない。 書面における署名及び捺印の取り扱い　◎監督職員との協議による
13 交通安全管理	受注者は、工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の進行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努めること。　(1.3.7)
14 環境対策	(1) 騒音・振動対策　(1.3.9) 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年4月9日 国交省告示第497号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 (2) 排出ガス対策 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第246号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
15 施工調査	着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行うこと。
16 事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
17 不正軽油使用の防止対策	(1) 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。 (2) 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。~~また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。~~
18 過積載対策	ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。 (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込ませず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (8) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (9) (1)～(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

章			
2 仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策	騒音粉塵等の対策　(2.2.1) ・ 防音パネル　・ 防音シート　・ メッシュ金網養生シート 設置範囲及び高さ ◎ 図示　・	
	2 散水養生	1. ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧破機等による粉塵発生部に常時散水を行う。 2. 2.3.1.2(3)による転倒解体を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。	
	3 監理事務所	◎ 設けない　・ 設ける　(2.3.1) 監理事務所の規模　　備品（　　） ・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度	
	4 工事用水	構内既存の施設　・ 利用できない　◎ 利用できる（◎有償　・無償）	
	5 工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できない　◎ 利用できる（◎有償　・無償）	
3 解体施工	~~1 浄化槽・排水槽等~~	汚染、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置　(3.2.1) ・行う　・行わない	
	~~2 杭の解体~~	・ 行う　・ 行わない　(3.9.2) 杭の解体工法 ・ 引き抜き工法　引抜いた杭の処理（◎図示　・　） ・ 破砕による工法	
	3 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　(3.10.1) ● 行う（図示）　・ 行わない　●新築工事に合わせること	
	4 地下埋設物・埋設配管等	地下埋設物及び埋設配管の解体　(3.11.1) ● 行う（図示）　・ 行わない　●新築工事に合わせること	
	5 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ・ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流出させないように注意する。 ・ 燃料槽等は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・ 冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。

図面番号	記号

・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。

図面番号	記号

	6 屋外設備等	電柱の撤去　・ 行う（図示）　・ 行わない 外灯の撤去　● 行う（図示）　・ 行わない
	7 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　(3.12.1) ・ 行う　新築工事に合わせる 整地高さ ・ 現状ＧＬ　・ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 現場発生土　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 山砂の類　・ 再生コンクリート砕石 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること ● 行わない 表層の砂利敷き ・行わない ・行う

章		
4 建設廃棄物処理	1 一般事項	建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号以下「資源有効利用促進法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号以下「建設リサイクル法」という。）、「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。 1. 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用率施設書及び再生資源利用促進実施書を作成し電子データと共に提出する。なおこれらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。 2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。 3. 建設副産物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。 4. 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。 5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。
	2 再資源化等	建設廃棄物の種類　(4.4.1) ●コンクリート ・コンクリート及び鉄からなる建設資材 （ＰＣ板、コンクリート平板、コンクリート二次製品） ・木材 ・木材（縮減） ・アスファルトコンクリート ・金属類 ・小形二次電池 ・蛍光ランプ、ＨＩＤランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ・ガラス

3 現場利用する再資源化された建設廃棄物　(4.4.1)

名称	仕様	数量	備考
・ 現場再生クラッシャー			

4 産業廃棄物広域認定制度の活用　(4.4.2)

種類	所在地

5 最終処分する建設廃業物　(4.4.4)

名称	仕様	数量	備考

6 処理に注意を要する建設副産物　(4.5.1)

名称	仕様	数量	備考
・ ひ素・カドニウム含有石こうボード			
・ 石綿含有石こうボード			
・ 上記以外の石こうボード			
・ ＣＣＡ処理木材			

石こうボードの撤去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
(1)石こうボードの使用部位の確認
(2)石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
(3)石こうボードの使用数量の確認
(4)施工範囲等の確認
処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載すること。

（栃木県　H29.4）

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	工事概要・解体特記仕様書(1)
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	NO SCALE (A1)　NO SCALE (A3)
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-201/206
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原　高橋		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

章	項　　目	特　　記　　事　　項
5 特別管理型産業廃棄物処理	1 施工調査	(5.1.2) 分析調査を行う特別管理型産業廃棄物等の種類 / 採取する部位等 / 採取する数量 / 備考 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 ・ＰＣＢ含有シーリング分析調査 (5.4.4) ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・ 第二次判定 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 (5.4.3) ・ ・ 絶縁油のＰＣＢ含有量の分析は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定（電気技術規定JEAC1201-1991）」により行う。 (5.4.7) ・ 焼却炉のダイオキシン類汚染物質の調査は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日付け基発第401号）」により行う。
	2 特別管理産業廃棄物の処理	(5.4.1～7) 特別管理型産業廃棄物の種類 / 仕様 / 数量 / 備考 ・廃石綿等 ・ＰＣＢを含む機器類 ・ＰＣＢ含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸/廃アルカリ ・ダイオキシン類
	3 PCBを含む機器類	引き渡しを要する機器類 (5.4.3) ・ PCB使用の疑いがある電気設備機器類については、施工前に調査を行い、結果を文書にて報告すること。 なお、安定器におけるPCB使用の識別は、安定器自体に記載された製造番号を各製造メーカーに照会することとし、確実に区分すること
	4 ＰＣＢ含有シーリング材	撤去方法 ・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業界）」による。 ・ 撤去範囲 ◎ 図示
	5 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 (5.4.7) 解体方法 ・ 処分方法 ・
6 アスベスト含有建材の除去及び処理	1 アスベスト含有分析調査	分析による確認 (6.1.2) ● 現地確認の上、分析の必要性について協議を行うこと。 材料名 / 調査方法（１材料あたりの試料数） ◎定性分析（◎3 ・ ） ・定量分析（・3 ・ ） ◎定性分析（◎3 ・ ） ・定量分析（・3 ・ ） ◎定性分析（◎3 ・ ） ・定量分析（・3 ・ ） ◎定性分析（◎3 ・ ） ・定量分析（・3 ・ ） 処理方法 ◎ 分析によるアスベスト含有建材の調査 分析対象 ◎ アスベスト６種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト） 分析方法 ◎ JISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による 分析結果については、監督職員に提出すること。
	2 アスベスト粉じん濃度測定	アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.3) ●現地状況等を踏まえ、協議の上で必要性に応じて実施する。 測定箇所　◎図示 測定名称 / 測定時期 / 測定場所 / 測定点（各施工箇所ごと） / 備考 ・測定1 処理作業前 処理作業室内 各　点 — ・測定2 施工区画周辺又は敷地境界 計　点 — ・測定3 処理作業中 処理作業室内 各　点 空気の流れを確認 ・測定4 セキュリティーゾーン入口 各　点 ・測定5 負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合） 各　点 除じん装置の性能確認 ・測定6 施工区画周辺又は敷地境界 計　点 — ・測定7 処理作業後 処理作業室内 各　点 ・測定8 隔離シート撤去前 施工区画周辺又は敷地境界 計　点 アスベスト粉じん濃度測定は「JISK3850-1空気中の繊維状粒子測定方法-第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 測定3 / 測定1,2,4,6,7,8 / 測定5 計測機器 位相差顕微鏡 ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1 l/min 5 l/min 10 l/min 試料の吸引時間 5min 120min 240min 試料の透明化 アセトン－トリアセチレン法又はシュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上 定量限界 50f/l 0.5f/l 0.3f/l
	3 アスベスト含有吹き付け材の除去（レベル1）	報告書の作成（記載する項目） ア．測定結果 イ．測定時間 ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する） エ．サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量） オ．マウンティング方法 カ．顕微鏡視野面積、計数視野数 キ．測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向 アスベスト含有吹き付け材の除去 (6.3.2.3) ・行う　除去方法は6.3.2による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。 除去物及び汚染物質等 処理方法 ◎密封処理（二重袋梱包） ◎湿潤化 ・セメント固化 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん廃フィルタについても密封処理を行う。 除去したアスベスト含有吹付け材等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
	4 アスベスト含有保温材等の除去（レベル2）	アスベスト含有保温材の除去 (6.4.2) ・行う 作業上の隔離 ・行う ・行わない 除去したアスベスト含有保温材の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
	5 アスベスト含有成型板の除去（レベル3）	アスベスト含有成型板の除去 (6.5.2) ●行わない 除去したアスベスト含有成形板の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	(7.1.3) 分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 / 採取する部位等 / 採取する数量 / 備考 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所 ・図示 ・　箇所
	2 回収及び処分	(7.3.1～7.3.7) 回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 / 対象機器名称 ・フロン(冷媒) ・建材用断熱材フロン ・ハロン ・イオン式感知器 ・六フッ化硫黄(FSG)ガス ・ＰＦＯＳ(ﾍﾟﾙﾌﾙｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸) ・特定化学物質等（　　） ・その他の特殊な建設副産物（　　） 回収又は処分 ・機械設備図による ・

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事	図面名称	解体特記仕様書(2)
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1	縮尺	NO SCALE (A1) NO SCALE (A3)
公園名称	新宿御苑	図面番号	A-202/206

検印	管理建築士	設計	製図
	小林	田中	金原

設計者		
	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	資格者氏名	小林　孝宏
	登録番号	321076
	所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

共通事項

1　各項目の※及び ・ の適用は特記仕様書と同じとする。
2　（○ー○○ー○）内の数字は建築工事標準詳細図（令和 4 年版）の詳細番号を示す。
3　特記以外の建物内部の木部は、ＥＰ－Ｇ（水系）とする。ただし、和室まわりは塗装なしとする。
4　特記以外の鉄面、亜鉛めっき面は、ＳＯＰ（Ｆ☆☆☆）塗りとする。
5　略号は下表による。（［ ］は旧JIS略号及び名称を示す。）

略　号	仕上げ材等	略　号	仕上げ材等
ＲＣ（ ）	床：標準仕様書表6.2.5による	ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント塗り
	壁、天井：コンクリート打放し（種別）表（6.2.4）	ＥＰ	合成樹脂エマルションペイント塗り
	［（ ）の記載がない場合はコンクリート打ちのままとする］	ＥＰ－Ｔ	合成樹脂エマルションペイント模様塗料塗り
		ＥＰ－Ｇ	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
ＣＢ	コンクリートブロック積み	ＮＡＤ	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
ＦＳ／ＴＳ［ＮＣ］	複層ビニル床シート／単層ビニル床シート［ビニル床シート］	ＦＥ	フタル酸樹脂エナメル塗り
		ＣＬ	クリヤラッカー塗り
ＫＴ［ＣＴ、ＣＴＳ］	コンポジションビニル床タイル［コンポジションビニル床タイル(半硬質、軟質)］	ＵＣ	ウレタン樹脂ワニス塗り
		ＯＳ	油性ステイン塗り
ＦＴ［ＨＴ］	複層ビニル床タイル［ホモジニアスビニル床タイル］	ＤＰ－１	耐候性塗料塗り（１級）
		ＤＰ－２	耐候性塗料塗り（２級）
ＫＴ(Ｅ)［ＶＴ(Ｅ)］	帯電防止コンポジションビニル床タイル［帯電防止ビニル床タイル］	ＤＰ－３	耐候性塗料塗り（３級）
		ＷＰ	木材保護塗料塗り
ＶＢ	ビニル幅木	ＬＥ	木部ラッカーエナメル塗り
ＷＢ	木製幅木	ＳｰＰＲ	せっこうプラスター塗り
ＧＢ－Ｒ	せっこうボード	Ｄ－ＰＲ	ドロマイトプラスター塗り
ＧＢ－ＮＣ	不燃積層せっこうボード（化粧無し：下地張り用）		
ＧＢ－ＮＣ(Ｔ)	不燃積層せっこうボード（化粧有り：トラバーチン模様）		
ＧＢ－Ｄ	化粧せっこうボード（木目）		
ＧＢ－Ｓ	シージングせっこうボード		
ＧＢ－Ｆ	強化せっこうボード		
ケイカル板	けい酸カルシウム板（タイプ２）		
ケイカル板(Ｐ)	吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板		
ＤＲ	ロックウール化粧吸音板（フラットタイプ）		
ＤＲ(凹凸)	ロックウール化粧吸音板（凹凸タイプ）		
ＤＲ(軒天)	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：フラットタイプ）		
ＤＲ(軒天凹凸)	ロックウール化粧吸音板（軒天井用：凹凸タイプ）		
ＰＦ板	押出法ポリスチレンフォーム保温板		
ＲＷ－Ｂ	ロックウールガラスクロス張り		
ＧＷ－Ｂ	グラスウールガラスクロス張り		

外部仕上げ

床

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
タイル（張り付け面積の小さい場合）		（１ー01ー５）
タイル（上記以外の場合）		（１ー01ー６）
コンクリート直均し仕上げ		（１ー01ー３ ：ｔ＝10）
天然石（ひき石）		（１ー01ー９ ～10）
モルタル、防水モルタル		（１ー01ー１）
誘導ブロック		（１ー01ー７）

壁、柱、はり

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
磁器質タイル（型枠先付）		（２ー01ー９）
磁器質タイル（密着張り）		（２ー01ー４）
ＲＣ		（２ー02ー７、11）
天然石（ひき石）		（２ー02ー１ ～２）
モルタル、防水モルタル		（２ー02ー12）
塗材		（２ー02ー７、11）

（２）改修後のコンクリート打放しの出隅面取りは20mm、出隅角面取りは20×20mmとする。
（３）改修後の下がり壁の仕上げは壁と同じとする。

腰

※壁、柱、はりに同じとする。

屋　根

（１）特記以外の下地及び仕上げは下記による。

既存の仕上げ種別	改修工法	改修後の仕上げ種別

軒　天

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下記による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
ＤＲ（軒天）		（３ー01ー４）
金属成形板張り		（３ー01ー９）

庇

※壁、柱、はり、屋根、軒天に同じとする。

内部仕上げ

床

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
フリーアクセスフロア		（１ー02ー14：※ Ｈ=100 ・Ｈ= ） ＲＣ躯体面の指定仕上材 （※ なし ・防塵用塗料塗り） 指定仕上材 （※ タイルカーペット ・ＫＴ（Ｅ））
ＦＳ、ＫＴ、ＦＴ［ＮＣ、ＣＴ、ＣＴＳ、ＨＴ］		（１ー01ー４：t=10）
磁器質タイル	（１ー01ー５、ー６）	（１ー01ー５、ー６）
カーペット		・（１ー02ー４）・（１ー02ー５）
たたみ		（１ー02ー３）
天然木化粧複合フローリング		（１ー02ー８）
ＲＣ、塗床仕上げ		（１ー01ー３：t=10）
モルタル、防水モルタル		（１ー01ー１防水ﾓﾙﾀﾙ厚※15・30

幅　木

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既存 詳細番号	既存 高さ(mm)	改修後 詳細番号	改修後 高さ(mm)
ＶＢ			（２ー11ー１）（２ー11ー９）	
ＷＢ（樹種※杉 ・ ）			（２ー11ー４：ＣＬ仕上げ）	
ＶＳ（ビニール床シート巻上げ）			（２ー11ー２：ﾌﾙﾐ製ｼﾞｮｲﾝﾄ）	

柱　壁

（１）特記以外の下地及び詳細番号は下表による。

仕上げ種別	既存詳細番号	改修後詳細番号
ボード張り（ＲＣ又はＣＢ下地）		(GL工法：接着材=11~13mm) (2-03-6) (1枚張り)
ボード張り（軽量鉄骨下地：一般壁）		(2-21-1) (2-22-1) (2-24)
ボード張り（軽量鉄骨壁下地：遮音壁）		(2-23-1) (2-24-5～8)
陶磁器質タイル（ＲＣ又はＣＢ下地）		（２ー01ー２）
モルタル		（２ー02ー12）
吸音材張り（ＲＣ又はＣＢ下地）		（２ー02ー13）

（２）特記以外のボード類は下記による。

種　別	既存 厚さ(mm)	既存 備　考	改修後 厚さ(mm)	改修後 備　考
ＧＢ－Ｒ			12.5	塗装仕上げ及び、壁紙張りの場合は縁目処理（２ー03ー６）（２ー03ー10）ただし、仕上げ等行わない場合は突き付け（２ー03ー９）（２ー03ー13）とする。(二重張りは特記無き限り下張りは上張りと同厚のボードとする)
ケイカル板			6	突付け（Ｖ目地）（２ー03ー17：下地張りはＧＢ-Ｓ ）（２ー03ー12：下地張りは ●ＧＢ-Ｓ ・ケイカル板）

（３）改修後のコンクリート打放しの出隅面取りは10mmとする。（梁型とも）
（４）改修後の下り壁（３ー12ー１：※塩ビ製見切縁・アルミ製見切縁）の仕上げは壁と同じとする。ただし、下地張りは無しとする。
（５）改修後のボード壁とＲＣ又はＣＢ壁との取合いは（２ー24ー４、２ー24ー７※目透し ・縁目処理）とする。
（６）改修後のボード壁とサッシ取合いは（２ー24ー８）とする。
（７）改修後の押入（６ー46ー１）の壁はＧＢ-Ｒ厚さ12.5mm塗装なし突き付けとする。
（８）改修後の陶器質タイルを、軽量鉄骨壁下地のボード面に接着張りを行う場合のボードは、下地張りをＧＢ-Ｓ、上張りをケイカル板（突付け）とする。（２ー03ー13）
（９）化粧ケイカル板を使用する場合の目地処理は(・目地シーリング工法 ・アルミジョイナー工法 ● Ｖ目地)とする。

天　井

（１）軽量鉄骨天井下地は（３ー21ー１）（３ー21ー２）（３ー21ー３）（３ー41）（３ー42）とする。
（２）特記以外のボード類は下表による。

仕上げ種別	既存 詳細番号	既存 厚さ(mm)	改修後 詳細番号	改修後 厚さ(mm)
ＤＲ(ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ)		12.0	（３ー01ー４）	・９ ⊙12
ＤＲ（凹凸ﾀｲﾌﾟ）			（３ー01ー４）	・12 ・15
ケイカル板			（３ー01ー２）	6
ＧＢ－ＮＣ（Ｔ）			（３ー01ー２）	9.5
ＧＢ－Ｄ			下地は製造所の仕様とする	12.5
ＲＷ又はＧＷ張り			（３ー01ー12）	25

（３）改修後の押入（６ー46ー１）の天井はＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm塗装なし突き付けとする。
（４）改修後の壁～天井の取合いは天井付き目地（３ー11ー３、４、７、８：※塩ビ製見切縁 ⊙アルミ製見切縁）とする。
（５）ＤＲの下張りは ※ＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm ・ＧＢ－ＮＣ厚さ9.5mmとする。
（６）改修後のＧＢ－ＮＣ（Ｔ）の大きさ ※910×455mm ・910×910mm
（７）改修後の塗装仕上げ及び壁紙張りの場合はＧＢ－Ｒ厚さ12.5mm（縁目処理）とする。
（８）改修後の外部のＤＲ（軒天）の下張りはＧＢ-Ｓ 厚さ12.5mmとする。

下地の区分欄の略号

Ｃ：コンクリート下地、コンクリートブロック下地、ＡＬＣ下地、押出成形セメント板下地
Ｓ：軽量鉄骨下地
Ｗ：木造下地　　ＰＦ：ポリスチレンフォーム床下地板（床下地のみ）
Ｍ：モルタル下地　　ＯＡ：フリーアクセスフロア
Ｂ：ボード類

既存外部仕上げ

床	改修内容	腰	改修内容	壁・柱	改修内容	屋根	改修内容	軒天	改修内容	建具	改修内容		改修内容
御殿山トイレ（解体）													
磁器質床タイル コンクリート打放し（Ｂ種）		外巾木：コンクリート打放し（Ｂ種）		コンクリート打放し（Ｂ種） の上、複層塗材Ｅ		コンクリートコテ押えの上 合成高分子系ルーフィングシート防水							
ほうき目仕上げ						一部、ウレタン塗膜防水 トップライト：プリズムガラス(ST-5?)×3							

改修後外部仕上げ

床	改修内容	腰	改修内容	壁・柱	改修内容	屋根	改修内容	軒天	改修内容	建具	改修内容		改修内容

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	解体仕上表（１）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	NON SCALE（A1） NON SCALE（A3）
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-203/206
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

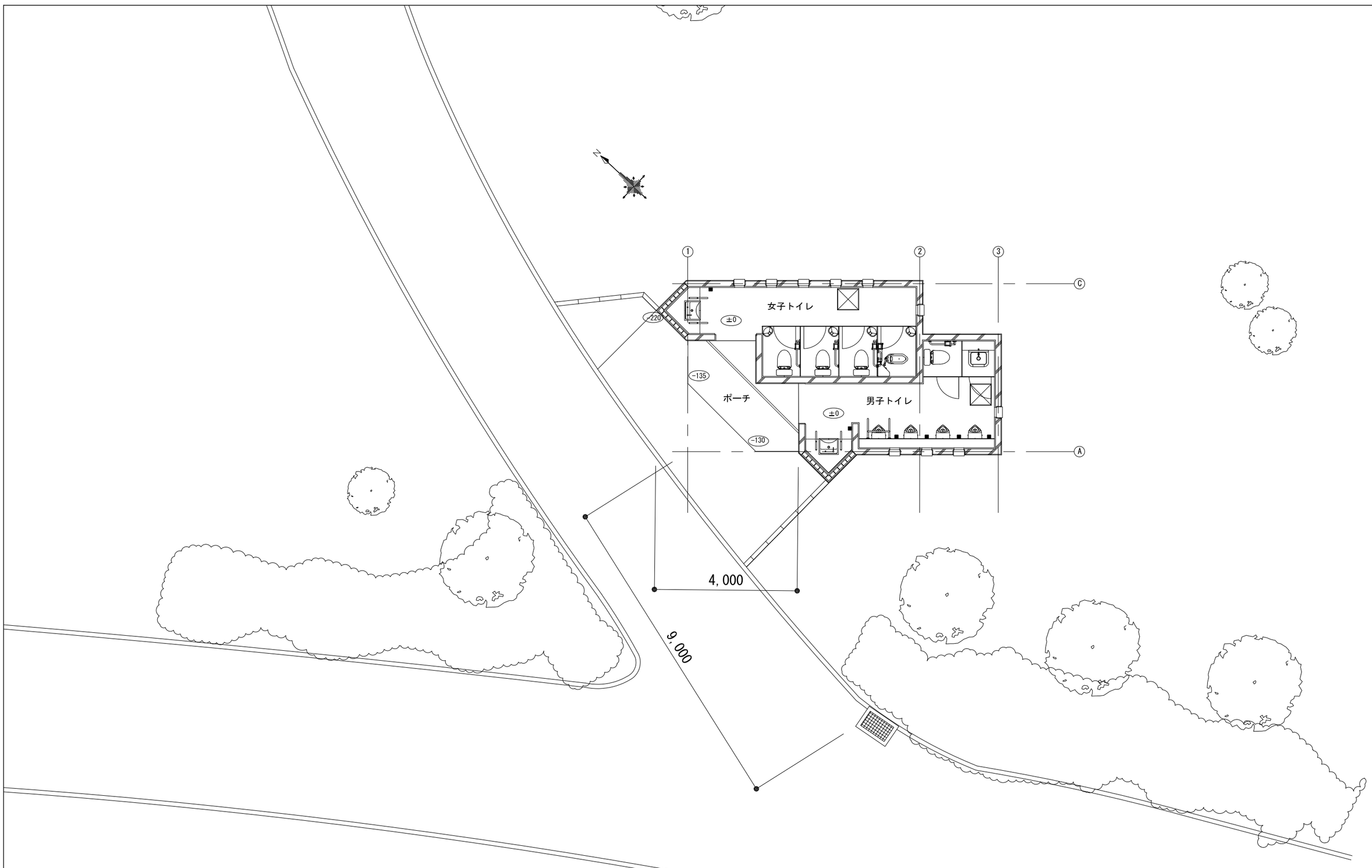
既存内部仕上げ（撤去）

	室名	下地	床	改修内容	下地	幅木（腰）	改修内容	下地	壁	改修内容	下地	天井	改修内容	備考
解体	御殿山トイレ													
	男子トイレ	M	磁器質100角タイル	／	M	磁器質タイル100角	／	M	VP	／	C	VP	／	
		M	汚垂石		M	ライニング：陶器質100角タイル								
	女子トイレ	M	磁器質100角タイル	／	M	磁器質タイル100角	／	M	VP	／	C	VP	／	

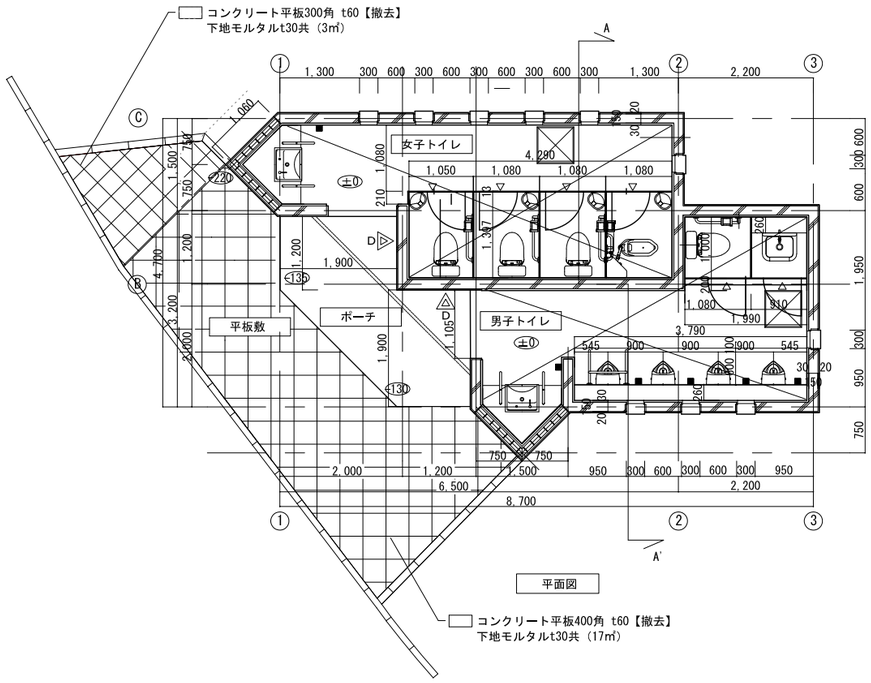
改修後内部仕上げ

	室名	下地	床	改修内容	下地	幅木（腰）	改修内容	下地	壁	改修内容	下地	天井	改修内容	備考
御殿山トイレ														

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	解体仕上表（２）	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	NON SCALE（A1） NON SCALE（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-204/206	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	御殿山トイレ既存配置図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:100	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-205/206	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	松岡 永井		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号



平面図

凡例

：床下点検口を示す

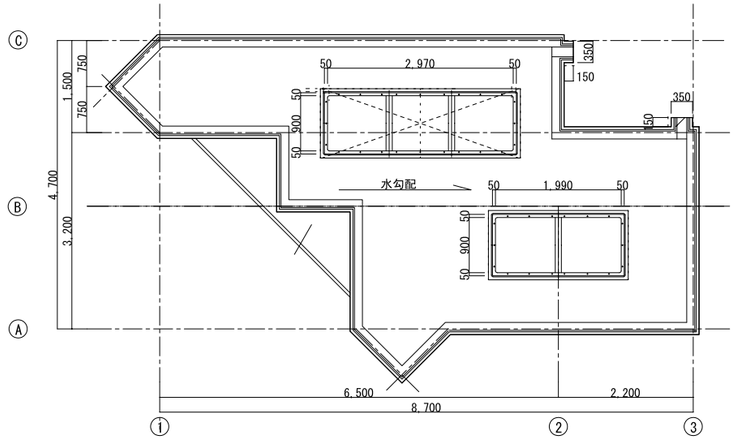
：既存床レベルからの高低差を示す

：シングルフック

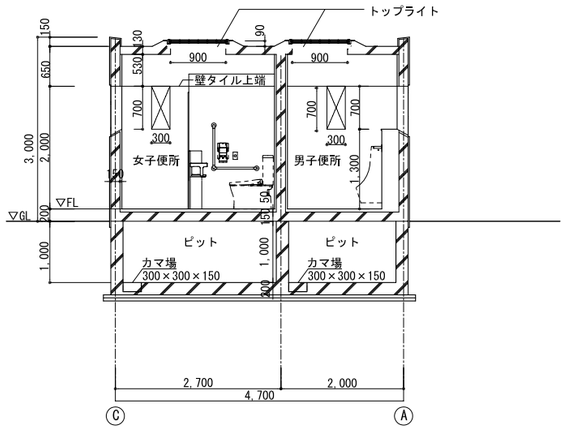
：地下ピット範囲を示す（ピットFL=FL-1200）

：トイレ配置案内板

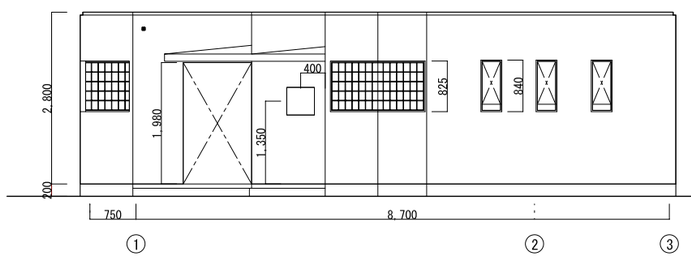
：ピクトサイン



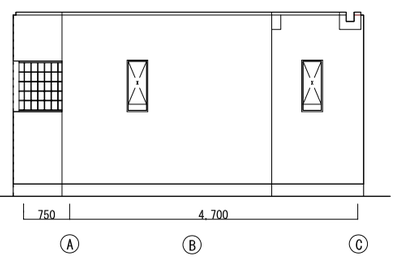
屋根伏図



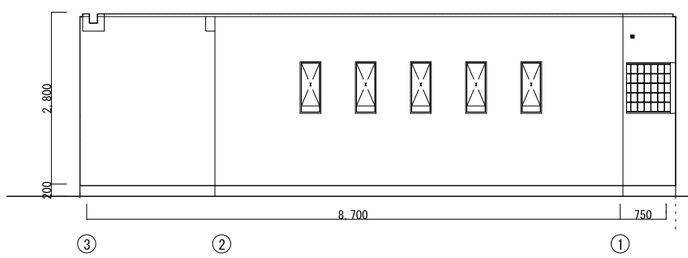
断面図



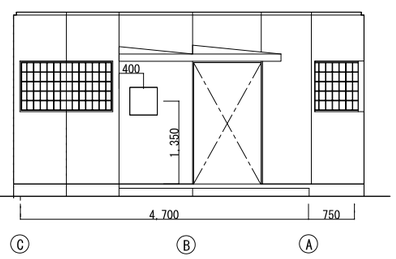
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	御殿山トイレ解体図	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	1:50（A1） 1:100（A3）	
公園名称	新宿御苑			図面番号	A-206/206	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	金原 高橋		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

構造設計特記仕様　その１

・修正箇所は下線を引く
適用は▩印を記入する

１．本仕様の適用範囲

（１）本仕様の適用範囲

本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が18N/mm2以上60N/mm2以下のコンクリートと、JIS G 3112に規定するSD295A、SD295B、SD345、SD390、およびSD490の鉄筋コンクリート用棒鋼を用いる高さが60m以下の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等建築物の設計および工事に適用する。

（２）仕様書等の優先順位

設計図書および仕様書の優先順位は以下による。

①特記仕様
②設計図（伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など）
③標準図（鉄筋コンクリート構造配筋標準図など）
④建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）等

２．建築物の構造内容

（１）　建設場所

東京都新宿区内藤町11

（２）　工事種別

▩　新築　　□　増築　　□　増改築　　□　改築

（３）　構造一級建築士の関与　　□　必要　　▩　必要としない

□　法第20条第二号　（□　RC造高さ 20m超　　□　S造4階建以上　　□　木造高さ 13m超　　□　その他）
□

（４）　階数

地下　　階　地上　1　階　塔屋　　階
地下　　階　地上　　階　塔屋　　階
地下　　階　地上　　階　塔屋　　階

（５）　構造種別

構造種別	該当階等	架構特徴等
▩　鉄筋コンクリート造（ＲＣ）	基礎　階～　階	□　免震構造
□　鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ）	階～　階	□　制震構造
□　鉄骨造（Ｓ）	階～　階	□　塔状建物
▩　木造	1　階～　階	
□		
□		

（６）　主要用途

□　事務所　　□　共同住宅　　□　病院　　□　店舗　　□　倉庫　　▩　公衆トイレ　　□

（７）屋上付属物

□　キュービクル　　kN　　□　高架水槽　　kN　　□　広告塔　　kN　　□　煙突　　m
□　太陽光発電設備　　□　　□　　□

（８）設計荷重

(a)主な積載荷重　　(N/mm2)

室名	床用	架構用	地震用
トイレ	1,800	1,300	600

(b)1次設計用地震力

C0=　0.3　　Z=　1.0　　Rt=　1.0　　K（地下）=

(c)風荷重

地表面粗度区分　　Ⅲ　　基準風速　V0=　34　m/sec

(d)雪荷重

▩　垂直積雪量　30　cm　　□　設計用雪荷重　600　kN/m2　　□

(e)特別な荷重

□　エレベータ　　kN　　基　□　受水槽　　□　エスカレーター　　□
□　　□　　□　　□

（９）構造計算ルート

Ｘ方向ルート　－　（　）　　Ｙ方向ルート　－　（　）

（10）一次設計時用層間変形角

Ｘ方向　　1/***　rad　　Ｙ方向　　1/***　rad

（11）付帯工事

□　門扉　　□　擁壁　　□　駐輪場　　□　機械式駐車場　　□

（12）特定天井

□　有　　▩　無

（13）屋根、床、壁

材種	型式　厚　その他	使用箇所	仕様・構法
ALC　（JIS A 5416）	厚	□壁　□床版	□スライド　□ボルト止め
押出し成形セメント版			□ロッキング　□
□　ハーフPca版　□　Pca版	厚	□壁　□床版	□
折　版	H=　厚	□屋根　□	□
特殊デッキプレート　大臣認定（　）	型式　厚	□屋根　□床版	□

３．使用建築材料表・使用構造材料一覧表

（１）コンクリート　（レディーミクストコンクリート　JIS Q 1001,JIS Q 1011,JIS A,5308）

階	適用箇所 部位	設計基準強度 Fc=N/mm2	品質基準強度 Fq=N/mm2	スランプ cm（ｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰ）	比重 γ=kN/m3	備考
1階	□柱　□壁　□ ▩梁　▩床版　□	24	24	18	23	
	□柱　□梁　□壁 □床版　□　□					
	□柱　□梁　□壁 □床版　□　□					
	□柱　□梁　□壁 □床版　□　□					
	□柱　□梁　□壁 □床版　□　□					
	□柱　□梁　□壁 □床版　□　□					
	□床版　□ □基礎　□地中梁					
	□　□					
	土間コンクリート	24	24	18	24	※本仕様適用外
	捨てコンクリート	18	－	15	24	※本仕様適用外
	セメントの種類	▩普通ポルトランドセメント　□中庸熱ポルトランドセメント □低熱ポルトランドセメント				
	細骨材の種類	▩砂　▩山砂　□砕砂　□				
	粗骨材の種類	▩砂利　▩砕石　□　□				
	水の区分	▩水道水　▩地下水　□工業用水　□				
	構造体コンクリート強度を保証する材齢	材齢（▩28日　□56日　□91日　□　） 養生（▩標準　□現場水中　□現場封かん　□　）				
	単位水量	□185kg/m3以下　▩180kg/m3以下　□				
	単位セメント量	□270kg/m3以上　▩300kg/m3以上				
	混和剤	▩AE減水剤　□高性能減水剤　□ □　□　□				
	空気量	▩4.5%以下　□3.0%以下　□				
	塩化物量	▩0.3kg/m3以下　□　□				
	水セメント比	▩65%以下　□50%以下　□				

（２）コンクリートブロック　（□ JIS A 5406）

□A種　□B種　□C種　厚 □100　□120　□150　□190　使用箇所（□　　□　）

（３）鉄　筋

鉄筋	種類	使用径mm	使用箇所	備考
異形鉄筋（JIS G 3112）	▩SD295A	D16以下	図示	□重ね継手
	□SD295B			□ガス圧接継手
	▩SD345	D19以上	図示	□溶接継手
	□SD390			□機械式継手
	□SD490			□
	□			□機械式定着工法
高強度せん断補強筋	□685			□大臣認定番号 MSRB-
	□785			
	□1275			
	□			
溶接金網（JIS G 3551）	□			
	□			

注1）SD490をガス圧接する場合は施工前に試験を行うこと。
注2）各継手の使用詳細については本仕様その2の9.(2)鉄筋の項の鉄筋継手の項に▩にて表示すること。

（４）鉄　骨

種類	使用箇所	現場溶接	JIS規格・認定番号等
□SS400　□SM400　□SN400A,B,C		□有　□無	JIS G 3136
□SN490B　□SN490C		□有　□無	JIS G 3160
□STK400　□STKR400　□STKR490		□有　□無	JIS G 3466
□BCR295　□BCP235　□BCP325		□有　□無	大臣認定品　認定番号　MSTL-
□SSC400		□有　□無	JIS G 3350
□　□			
□　□			
溶接材料　□			JIS Z
□　□			

（５）ボルト等

□高力ボルト

□F10T(JIS B1186)　　□S10T　大臣認定番号(　　)　　(□M16、□M20、□M22、□M24、□　)
□溶融亜鉛めっき高力ボルト　F8T　大臣認定番号(　　)　　(□M16、□M20、□M22、□M24、□　)
□

□ボルト(JIS B1180)　M　　M　　□4.8(4T)　□　　□

▩アンカーボルト（構造用アンカーボルト）

▩SS400　M12　L=400　mm　　ナット（□シングル、□ダブル）
□ABR400　M　　L=　　mm　　ナット（□シングル、□ダブル）（JIS B 1220）
□　　M　　L=　　mm　　ナット（□シングル、□ダブル）

□頭付スタッド(JIS B1198)

φ=　　L=　　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁）
φ=　　L=　　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁）

４．地盤

（１）地盤調査資料と調査計画

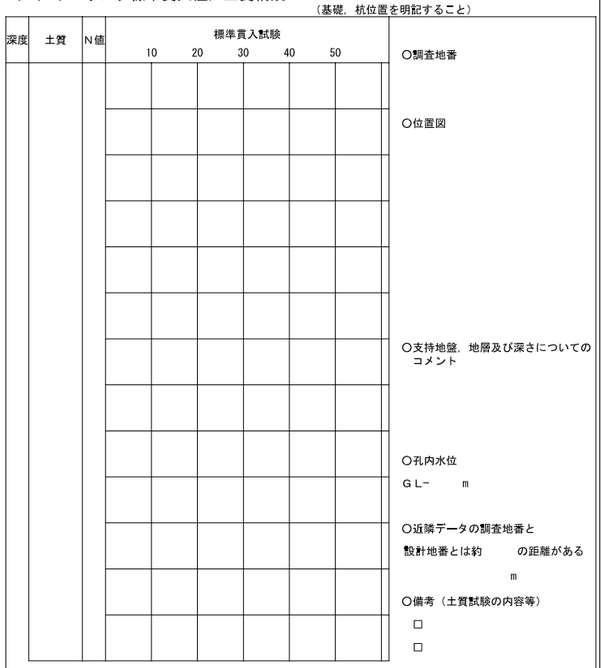
□有（□敷地内　　□近隣）　□無　（調査計画　□有　▩無）

調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査			静的貫入試験			標準貫入試験		
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理探査		
試験堀（支持層の確認）			平板載荷試験			液状化判定		
スエーデン式サウンディング			現場透水試験			PS検層		

注）上記表中の資料があるもの、調査計画があるものに○を記入する。

（２）ボーリング標準貫入値，土質構成

（基礎，杭位置を明記すること）



注）地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

５．地業工事

（１）直接基礎　▩ベタ基礎　　□布基礎　　□独立基礎　　試験堀　□有　▩無
深さ　設計GL－1.80m、支持層－　　、長期許容支持応力度　30 kN/mm2　載荷試験　▩有　□無

（２）地盤改良　□浅層混合処理工法　　□深層混合処理方法　　□
深さ　設計GL－　　m　、長期許容支持応力度　　kN/mm2　　載荷試験　□有　□無
注）「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター　2002」を参考とする。

（３）杭基礎　支持層－

杭種	材料	施工法	備考
□場所打ち コンクリート杭	コンクリート　Fc=　N/mm2 スランプ　cm以下 セメント量　kg/m3 単位水量　kg/m3	□オールケーシング □リバースサーキュレーション □アースドリル □拡底杭　□拡頭・拡底杭 □鋼管補強杭　□ □深礎　□手堀 □機械堀	認定 第　号 年　月　日

既製杭・杭種	種類	材料	施工法	備考
□PRC	□Ⅰ種　□Ⅱ種　□Ⅲ種　□	鋼材□	□埋め込み	認定
□PHC	□A種　□B種　□C種　□	鋼材□	□打ち込み	第　号
□鋼管	□	コンクリート□FC85	□	年　月　日
□SC	□	コンクリート□FC105	□	

杭仕様　　□施工計画承認　　□杭施工結果報告書
試験杭　　（□有　・　□無）（□打ち込み・□載荷・□孔壁測定）

杭径（mm）	設計支持力（kN）	杭の先端の深さ（m）	本数	特記事項

６．鉄骨工事　（施工方法等計画書）

（１）鉄骨工事は指示のない限り下記による．

□日本建築学会「ＪＡＳＳ６　2012年版」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
□一社）日本鋼構造協会　「建築鉄骨工事施工指針」
□鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継ぎ手の食違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

（２）工事監理者の承認を必要とするもの

□製作工場　　□製作要領書　　□工作図　　□施工計画書
□認定または登録工場（大臣認定 S H Ⓜ R J グレード ~~都登録 T1 T2 T3 ランク~~）
□材料規格証明書※、または試験成績書
□鋼材　　□高力ボルト　　□特殊ボルト　　□頭付スタッド
※一社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。
□社内検査表　　□　　□

（３）工事監理者が行う検査項目

（□印以外の項目の検査結果については，工事監理者に報告すること）
□現寸検査　　□組立・開先検査　　□製品検査　　□建方検査　　□

（４）接合部の溶接は下記によること

□平成１２年建設省告示第１４６４号第二号、イ、ロ
□鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱
□日本建築学会「溶接工作規準，同解説Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ，Ⅵ，Ⅶ，Ⅷ，Ⅸ」
□日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」」

（５）接合部の検査

□溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法		検査率または検査数 工事自主検査	第三者受入検査	工事監理者	備考
□完全溶込み溶接部（突合せ溶接）□	外観検査（※）		100 % ~~個~~	100 % ~~個~~	30 % ~~個~~	※平成12年建設省告示1464号第二号による（目視及び計測）
	超音波探傷試験		100 % ~~個~~	100 % ~~個~~	30 % ~~個~~	
	内観	□硬さ試験	% 個	% 個	% 個	
		□示温塗料塗布	% 個	% 個	% 個	
	マクロ試験・その他		個	個	個	(注)東京都の要綱に基づき必要となる建築物の場合に実施する
□隅肉溶接	外観検査（※）		% 個	% 個	% 個	
第三者検査機関名				（都知事登録　　号）		
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入検査を代行させる為に自ら契約した検査会社をいう。						

注１）現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと
注２）知事が定めた重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること

□高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）
軸力導入試験　□　要　□　否　　高力ボルトすべり係数試験　▩　要　▩　否
□　一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。
□　トルシア形高力ボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンテールの破断を確認する。

（６）防錆塗装

□防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。
錆止めペイントは、□JIS K 5621、□JIS K 5625、□JIS K 5674、□　　（フォースター　F☆☆☆☆）を使用し、２回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。
□現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し、２回塗りとする。

（７）耐火被覆の材料

□

７．設備関係

▩　建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
□　屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
□　煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90 cm以下とすること。
□　煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
▩　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備＊を除く。）は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
▩　建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
▩　管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
▩　管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
□　法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。
▩　給湯設備＊は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が15 Kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第５に規定する構造方法によること。

＊「給湯設備」:建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの

８．その他

▩諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
▩各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
▩必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	構造特記仕様　その１
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-001
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

構造設計特記仕様　その２

・修正箇所は下線を引く
適用は▨印を記入する

９．鉄筋コンクリート工事

（１）コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS 5 2015による。

(a)　コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS 5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm2以下のコンクリートについてはJASS 5の3節～11節を適用し、36N/mm2を超えるコンクリートについてはJASS 5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める調合管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。軽量コンクリートについてはJASS 5の14節によること。

表9.1　コンクリート圧縮強度(N/mm2)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度Fc	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS 5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2　レディーミクストコンクリートのJIS規格品

調合管理強度(N/mm2)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超

呼び強度（JIS規格品）	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	※

※は規格外

(b)　品質と施工

▩構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。

▩標準　　□長期　　□超長期

▩コンクリートはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するJIS認定工場の製品とする。

▩設計基準強度が36N/mm2を越えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。

▩レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。

▩施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。

▩フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が36N/mm2以下33N/mm2以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm2未満の場合スランプ18cm以下とし、設計基準強度が36N/mm2超45N/mm2未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm2以上の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下とし、特記による。

▩コンクリートに含まれる塩化物質は、塩化物イオン量として0.3kg/m3以下とする。

▩コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として120分を限度とする。

▩コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。

▩打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。

▩打込み後の湿潤養生の期間は、表9.2.1による。

表9.2.1　湿潤養生の期間

計画供用期間の級 ／ セメントの種類	標準	長期・超長期
早強ポルトランドセメント	3日以上	5日以上
普通ポルトランドセメント	5日以上	7日以上
中庸熱 および 低熱ポルトランドセメント 高炉セメントB種 フライアッシュセメントB種	7日以上	10日以上

(c)　調合および構造体コンクリート強度

ⅰ)高強度コンクリート

□調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は28日とする。

□構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は91日とする。

□構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。

①標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において調合管理強度以上とする。

②構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に3N/mm2加えた値以上とする。

□調合管理強度は、以下による。

HFm = Fc + mSn (N/mm2)　　HFm：高強度コンクリートの調合管理強度(N/mm2)
Fc：コンクリートの設計基準強度(N/mm2)
mSn：高強度コンクリートの構造体強度補正値でJASS 5による。

□調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で示すものとし、下記の両式を満足するように定める。

HF ≧ HFm + 1.73σH (N/mm2)　　HF：高強度コンクリートの調合強度(N/mm2)
HF ≧ 0.85HFm + 3σH (N/mm2)　　σH：高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差(N/mm2)で、レディーミクスト工場の実績による。実績がない場合は0.1(Fc+mSn)とする。

ⅱ)普通コンクリート

▩調合を定めるための基準とする材齢は、原則として28日とする。

▩構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3　構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢(1)	判定基準
標準養生(2)	28　日	X ≧ Fm
コ　ア	91　日	X ≧ Fq

ただし、X　：1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値(N/mm2)
Fm：コンクリートの調合管理強度(N/mm2)
Fq：コンクリートの品質基準強度(N/mm2)

注　(1)早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。
(2)工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当たらない箇所で乾燥しないように養生して保管することができる。

＊標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm2を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

＊コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。その場合の判定基準は材齢28日を越え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から3N/mm2を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

▩調合管理強度は、以下による。

Fm = Fq + mSn (N/mm2)　　Fm：コンクリートの調合管理強度(N/mm2)
Fq：コンクリートの品質基準強度(N/mm2)
mSn：標準養生した供試体の材齢m日における圧縮強度と構造体コンクリートのn日における圧縮強度の差による構造体強度補正値(N/mm2)

▩調合強度は標準養生した供試体の材齢m日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

調合強度を定める材齢m日は、原則として28日とする。

F ≧ Fm + 1.73σ　(N/mm2)　　F：コンクリートの調合強度(N/mm2)
F ≧ 0.85Fm + 3σ　(N/mm2)　　σ：使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差(N/mm2)で、レディーミクスト工場の実績による。実績がない場合は2.5N/mm2、または0.1Fmの大きい方の値とする。

(d)　検査

▩フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録および測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。

▩スランプの許容差は、普通コンクリートの場合、スランプが18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm（呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合±2cm）とする。
高強度コンクリートの場合は、スランプが18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±2cmとし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。

▩使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢28日で行い、1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ150m3またはその端数ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。
高強度コンクリートでは、打込み日かつ300m3ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の3台のトラックアジテータから採取した合計9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。

▩構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ150m3またはその端数ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1個ずつ採取した合計3個の供試体を用いる。
高強度コンクリートでは打込み日、打込み工区かつ300m3ごとに行う。検査には適当な間隔をあけた任意の3台のトラックアジテータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。

▩使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS 5による。
構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。

▩コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条の試験機関で行うこと。

試験機関名　　（都知事登録　　号）
代行業者名　　（登録番号　　号）
代行業者名とは、試験、検査に伴う業務を代行する者をいう。

（２）鉄　筋

(a)　施工

▩鉄筋はJIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551（溶接金網および鉄筋格子）に適合するものを用いる。

▩高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。

▩鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)～(3)」による。

▩鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め、特記による。

表9.4　鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級				鉄筋の径	使用箇所
	(1)引張力最小部位	(2)(1)以外の部位(注)				
		A種	B種	SA種		
▩重ね継手	標準図による	＼	＼	＼	▩ D（ 16 ）以下	
▩圧接継手	▩告示1463号第2項各号	▩	＼	＼	▩ D（ 19 ）以上	
□溶接継手	□告示1463号第3項各号	□	□	＼	□ D（　　）以上	
□機械式継手	□告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D（　　）以上	

注）(1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって「鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書2007）」によって検討した部材の条件･仕様によること。

▩機械式継手および圧接継手および溶接継手は（公社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事監理計画を定めて、工事監理者の承認を請ける。

▩ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業しない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を受けることができる。

▩圧接技術資格者は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理者に提出し、承認を受ける。

▩機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には償頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

(b)　検査

継手部の検査方法

各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、（公社）日本鉄筋継手協会の仕様書を参照のこと。

表9.5　継手の検査

	継手方法	外観検査	引　張　試　験	超音波探傷試験
1	ガス圧接	□有　□無　　%	□有　□無　　%　　個	□有　□無　　%　　個
2	溶　　接	□有　□無　　%	□有　□無　　%　　個	□有　□無　　%　　個
3	機 械 式	□有　□無　　%		□有　□無　　%　　個

ガス圧接部分の検査を超音波探傷検査によって行う場合、最初の数ロットについて引張試験も併用し、1回の引張試験は5本以上とする。（1ロットは同一作業班が同一日中に作業した圧接箇所で200箇所程度とする。）

▩鉄筋の継手の試験・検査は、「要綱」第4条の試験機関、又は第8条の検査機関で行うこと。

試験機関名　　（都知事登録　　号）

（３）かぶり厚さ

▩最小かぶり厚さは、表9.6に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。

▩設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.6以上の値とする。

表9.6　設計かぶり厚さ（単位：mm）

構造体の計画供用期間の級		標準・長期		超長期	
部材の種類		屋　内	屋　外(2)	屋　内	屋　外(2)
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	30	40	40	50
	計画供用期間中に維持保全を行う部材(1)	30	40	(30)	(40)
直接土に接する柱・梁・壁・床及び布基礎の立上り部分、擁壁の壁部分		50			
基礎、擁壁の基礎・底盤		70			

注）(1)計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。

(2)計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを10mm減じることができる。

▩完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

▩コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施工令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

（４）型枠

▩型枠および支保工の存置期間は、昭和63年建告第1655号に基づき下表による。

表9.7　型枠存置日数　　昭和46年建設省告示第110号（昭和63年改正建設省告示第1655号）

種類 ／ 部位	せき板				支柱		
	基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、梁下		スラブ下		梁下
セメントの種類 ／ 存置期間の平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの圧縮強度の特性値が15N/mm2以上(日)	2	3	4	6	8	17	28
5度C～15度C	3	5	6	10	12	25	28
5度C未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度	※ 5 N/mm2		設計基準強度の50%		設計基準強度の		
					85%		100%

※JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあっては5N/mm2以上、長期及び超長期の場合は10N/mm2以上、または高強度コンクリートの場合は10N/mm2以上。

注）1　片持ばり、庇、スパン9.0m以上の梁下は、工事監理者の承認による。

注）2　大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。

注）3　支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。

注）4　盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。

注）5　支柱の盛替えは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛替えをしてはならない。

注）6　直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛替えを行わないこと。

注）7　支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないように行うこと。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	構造特記仕様　その２	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-002	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木質工事特記仕様書

1．一般事項

（1）適用範囲
※本仕様書は建築物及び工作物の構造上主要な部分に木材・木質材料を用いる工事に適用する。
木造の構法は、建築基準法施行令第3章3節に規定する木造軸組工法に適用する。

（2）設計図書
設計図書とは標準図、特記仕様書、設計図、指示書（現場説明書及び質疑回答書を含む）をいう。

（3）準拠する図書
設計図書に記載なきものは下記の図書に準拠する。（※全て最新版による。）
「木造住宅工事仕様書」（住宅金融支援機構監修）
「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造計画・設計基準 平成29年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」（日本住宅・木材技術センター）
「日本工業規格 JIS A3301-2015 木造校舎の構造設計標準」(2015年改訂版)
上記の仕様書に記載無き場合は、公共規格又はこれに準ずる規格を適用する。

（4）設計図書の優先順位
設計図書の優先順位は下記による。
1．指示書（現場説明書及び質疑回答書）　3．特記仕様書
2．設計図　4．標準図

（5）疑義
疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。

（6）製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。

（7）施工図及びプレカット図の提出
工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。

（8）製作工場の選定、承諾
設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける。

（9）各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

2．材料の品質　■は適用項目を示すものとする。

2.1　木質材料

（1）構造用製材

■【構造用製材】

部　位	樹種名	強度等級	乾燥処理	保存処理	材面の美観
梁	米松	特一等級材	含水率20%以下		
柱	檜	特一等級材	含水率20%以下		
垂木	杉	特一等級材	含水率20%以下		
母屋	米松	特一等級材	含水率20%以下		
小屋束	檜	特一等級材	含水率20%以下		
方杖	杉	特一等級材	含水率20%以下		
火打梁	杉	特一等級材	含水率20%以下		

□ 主要構造部には機械等級区分製材を用いることを原則とする。
背割りを行う部材の有無
■有（背割りを行う場合は、見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない。）
□無

■ 強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等に注意して材料を選定し、仕口や接合部に欠点が当たらないように注意する。

■ 材の曲がりについては、上記にかかわらず目視等級１級相当とする。

（2）構造用集成材、構造用単板積層材(LVL)
本項の内容は特記無き限り、集成材及び単板積層材の日本農林規格に準拠する。

□【構造用集成材・LVL】
ラミナの枚数や特殊な試験については必要に応じて特記する。

部　位	樹種名	品　名 (LVLの場合は区分)	強度等級 (LVLの場合は曲げ性能)	材面の品質	使用環境	ホルムアルデヒド 放　散　量
				見え掛かり材は１種とし、その他は、２種とする。		

（3）構造用合板、構造用パネル(OSB)、パーティクルボード、MDF等
本項の内容は特記無き限り、合板及び構造用パネルの日本農林規格又はパーティクルボード及びMDF等の日本工業規格に準拠する。

■【構造用合板・構造用パネル(OSB)、パーティクルボード、MDF等】
単板の樹種及び構成や防虫処理については必要に応じて特記する。

部　位	強度等級 (OSBの場合は曲げ性能)	板面の品質 (注1)	接着の程度 (構造用合板の場合に記入)	寸　法	ホルムアルデヒド 放　散　量
屋根					

注1.　構造用合板の板面の品質は、通常は１級がB-C、２級がC-D
OSBの場合は、表面及び裏面に木材の小片の浮き上がりがないこと及び側面の切断面が平滑であること。
注2.　特注品の場合は納期に注意すること(2ヶ月以上)

（4）丸太・そま角

□【丸太・そま角】
本項の内容は特記無き限り、素材の日本農林規格などに準拠する。

部　位	樹種名	縦振動ヤング係数区分	等　級
(記入例)		Ef150など測定した縦振動ヤング係数で定められる区分で示す	材の品質を１等、２等、３等、４等で示す

2.2　接合具

接合具の材質は一般普及品を使用することを原則とし、特殊なものを使用したい場合は特記とする。
接合具に錆を生じる恐れのある場合は適切な防錆処理を施す。鋼材の表面処理は特記による。標準めっき処理は溶融亜鉛めっき鋼板：Z27(JIS G 3302)　電気亜鉛めっき：Ep-Fe/Zn8/CM2とする。

（1）くぎ、木ネジ

種　類	材　質			径 (mm)	長さ (mm)	使用箇所	頭部／胴部形状
■ Ｎ釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N			耐力壁、床板、屋根	皿頭網目付き／スムース
□ ＣＮ釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N			耐力壁、床板、屋根	平頭フラット
□ ＺＮ釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N			補強金物	平頭 フラット／パーブ
□ Ｓ釘	ステンレス	JIS G 4309	SUS304			耐力壁、床板、屋根	平頭フラット及び網目付き／スムース
□ ＧＮＦ釘	鉄	JIS G 3532	SWM-N			石膏ボード用	平頭フラット
□							

（2）木質構造用ビス

製品名	径 (mm)	長さ (mm)	使用箇所
□			
□			
□			

（3）ボルト、ナット、座金
ボルト・ナットはJIS B 1180、JIS B 1181の規格及び付属書JAによる。

種　類	材　質			径 (mm)	長さ (mm)	防錆処理、使用箇所など
■ 呼び径六角ボルト □ 有効径六角ボルト	鉄	JIS G 3101 JIS G 3505 JIS G 3507-1	SS400 SWRM8～10 SWRCH8～10	構造図による		■ 電気亜鉛めっき □ (　　)
□ 全ネジボルト	ステンレス	JIS G 4303	SUS304			生地
□						
■ アンカーボルト □	鉄	JIS G 3101 JIS G 3138 JIS G 3505 JIS G 3507-1	SS400 SNR400B, 490B SWRM8～10 SWRCH8～10	構造図による		■ 電気亜鉛めっき □ (　　)
	ステンレス	JIS G 4303	SUS304			生地
■ 角座金 ■ 丸座金 □	鉄	JIS G 3131	SPHC SS400	構造図による		■ 電気亜鉛めっき □ (　　)
	ステンレス	JIS G 4303	SUS304			生地

・設計図及び標準図記載以外の座金は、特記なき限り用途ごと(引張、せん断)に下表により使い分ける。
尚、ボルトとの組み合わせにより耐力が決まっている羽子板ボルト等の座金は、その仕様に準ずる。（単位：mm）

座金の大きさ ＼ ボルト径		8	10	12	16	20	24
引張を受けるボルト	厚さ	4.5	4.5	6	9	9	13
	角座金の一辺	40	50	60	80	105	125
	丸座金の直径	45	60	70	90	120	140
せん断を受けるボルト	厚さ	3.2	3.2	3.2	4.5	6	6
	角座金の一辺	25	30	35	50	60	70
	丸座金の直径	30	35	38	48	58	68

（4）ドリフトピン、ラグスクリュー、木栓

種　類	材　質		径 (mm)	長さ (mm)	防錆処理、使用箇所など
■ ドリフトピン	鉄	JIS B 1180	強度区分4.6又は4Tに適合する炭素鋼	構造図による	■ 電気亜鉛めっき □ (　　)
□ ラグスクリュー（コーチボルト）	鉄	JIS B 1180	強度区分4.6又は4Tに適合する炭素鋼		□ 電気亜鉛めっき □ (　　)
□ 木栓	竪木（樹種：　　）				

・ドリフトピンの先端テーパー部の長さ：10mm以下
・木栓はナラ・ケヤキ・カシ等、気乾比重0.6以上の広葉樹で、節や目切れ等の欠点の無いものとし先端は、3～5mm程度面取りすること。

（5）接合金物、鋼材

種　類	品　名	短期許容接合耐力	メーカー等	防錆処理、使用箇所など
■ 筋かい耐力壁の接合部	Ｚマーク金物もしくは同等認定品及び、同等の性能認定品、性能評価品とする			■ 溶融亜鉛めっき □ 電気亜鉛めっき
■ 柱頭・柱脚接合部	Ｚマーク金物もしくは同等認定品及び、同等の性能認定品、性能評価品とする			■ 溶融亜鉛めっき □ 電気亜鉛めっき
■ 横架材接合部	Ｚマーク金物もしくは同等認定品及び、同等の性能認定品、性能評価品とする			■ 溶融亜鉛めっき □ 電気亜鉛めっき
□ 鋼材				□ (　　)
■ 柱頭接合部	ほぞパイプ			□ (　　)
□ (　　)				□ (　　)

（6）接着剤（接着接合）
ここでいう接着接合とは、建設現場で用いるものを対象とする。

製品名	使用箇所	備　考
□		
□		

3．耐久性（防腐・防蟻・耐候処理）

（1）木材の防腐・防蟻処理
木材の防腐・防蟻処理は以下のいずれかとする。
・高耐久材の使用（注：部材は心材あるいは心持ち材または集成材とする）
・工場処理材（注：現場の加工、切断、穿孔箇所などは、現場処理に準じる）
保存処理材（性能区分）　：　K5　K4　K3　K2　K1
AQ認証保存処理材：　１種　２種　３種
・現場処理：　塗布、吹付、浸漬　（特記無き場合は、処理量：　300 ml/m² 、処理回数：2回）
（注：接合部、亀裂部、コンクリートなどに接する部分は、特に入念な処理を行う。
給排水用塩化ビニル管に接する部分は、薬剤による損傷を防ぐため管を保護する。
処理方法は、日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。）
使用薬剤：日本しろあり対策協会または日本木材保存協会の認定品とする。

使用部位	高耐久材	工場処理材	現場処理
土台	■ (　　)	■ K3　□ (　　)	□ (　　)
外周柱下部1m	■ (　　)	■ K3　□ (　　)	□ (　　)
外周筋かい下部1m	■ (　　)	■ K3　□ (　　)	□ (　　)
外周木質系面材耐力壁下部1m	■ (　　)	■ K3　□ (　　)	□ (　　)
水周り	□ (　　)	□ K3　□ (　　)	□ (　　)
その他	□ (　　)	□ K3　□ (　　)	□ (　　)

（2）土壌処理
■防蟻薬剤による処理：薬剤（　　）
特記無き場合は、日本しろあり対策協会または日本木材保存協会認定品、あるいはこれと同等以上の効力を有するものとする。
□防蟻薬剤による処理と同等以上の対策　（　　）
□土壌処理省略　□北海道　□東北　□北陸　□（　　）
注：処理範囲は、外周部布基礎の内側、内部布基礎の周辺２０ｃｍ、束石等の周囲２０ｃｍを標準とし、処理方法は日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。

（3）耐候処理（塗装）：劣悪環境に置かれる木材等を対象とする。

部位	製品名（会社名）	塗り回数

4．材料品質の検査方法　■は適用項目を示すものとする。

（1）構造用製材
現場または加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち下記の要領で受け入れ検査を実施し、速やかに監理者に報告する。また係員の立会いを要する検査については、指定された試験要領に基づいて、適時抜取り検査を実施する。社内検査で試験本数や抜取り率の指定がない場合は原則全数とする。検査の結果、性能を満たさない材料については適用箇所を変更する等の措置を行う。

検査項目

■ 含水率測定	□ 抜き取り（部位：　　）	■ 全数
■ ヤング率測定	□ 抜き取り（部位：　　）	■ 全数
■ 材種・等級の確認	□ 抜き取り（部位：　　）	■ 全数
■ 外観検査	□ 抜き取り（部位：　　）	■ 全数
■ 寸法検査	□ 抜き取り（部位：　　）	■ 全数

■ 日本農林規格の目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材を使用する場合は製造工場の認定書の写しを確認する。
■ 含水率測定の時期は、監理者の指示による。
□ (　　)

・材種・等級は表示を確認し、外観・寸法検査は日本農林規格に準じて行う。
・含水率やヤング係数は刻印された表示の確認を原則とし、全乾重量法や静的ヤング係数試験は公的試験場にて行う。含水率計は日本住宅・木材技術センター認定品を、動的ヤング係数は全国木材組合連合会の認定品を用いて測定することを原則とする。
・全乾重量法や静的ヤング係数試験は１荷口につき確認する本数で示す。試験体は実際に使用する同一部材の中から抽出し、木材の試験方法（JIS Z 2101）に準ずる。
・特配無き場合は、含水率計による測定は、製材加工後の工場出荷前に行う。
・特配無き場合は、動的試験は製材後（継手などの工場加工前に）に行う。

（2）構造用集成材、構造用単板積層材(LVL)、構造用合板、構造用パネル等
・搬入される全製品について受け入れ検査を実施し、特記仕様書等で指定された所定の製品であることを、日本農林規格(JAS)ーMDF等の場合は日本工業規格(JIS)ーの表示ラベルまたは出荷証明書で確認すること。

（3）接合具
・現場または加工工場に搬入される全ての接合具について受け入れ検査を実施し、材質径、長さ製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
・同等性能の接合具を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。
■ 木製品の接合具については、予め曲げ試験などにより性能の確認を行いその結果を報告する。また必要に応じて立会いによる性能確認を実施する。

（4）接合金物
・現場または加工工場に搬入される全ての接合金物について受け入れ検査を実施し、材質、形状製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
・同等認定品や性能評価品等を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。

5．木材の加工

（1）刻み時の注意
製材に背割りのある場合、曲げ材は断面の弱軸と背割りの方向を一致させる。

（2）加工寸法の精度
図面表示は仕上がり寸法である。
下記を除き、2．1木質材料に示す材の仕上げ後の断面寸法の許容差は各々の農林規格の寸法許容差に準ずる。ただし、上限値が制限なしとなっている場合は、協議による。
材種：□ (　　)　□ (　　)
構造用製材、構造用集成材、LVLの材長
■　軸組み工法の継ぎ手仕口及び金物工法の場合：±1.0mm以下
■　調整代をとったボルト接合工法の場合（大断面集成材、LVL）：材長の±0.04%以下
せん断用ボルト穴径　（ｄはボルト径）
集成材　：ｄ+1.0mm　（ｄ≦M12）、ｄ+2.0mm（ｄ≧M16）
接合金物等：ｄ+1.0mm　（ｄ≦M12）、ｄ+1.5mm（ｄ≧M16）
ドリフトピン・木栓の木材の穴径：ｄ±0mm　(dはドリフトピン.木栓径)
ドリフトピンの接合金物等の穴径：ｄ+1.0mm(ｄ≦M12)、ｄ+1.5mm(ｄ≧M16)（dはドリフトピン径）

（3）表面仕上げ
■製材（意匠図による）　■集成材･LVL（意匠図による）　□その他（　　）

（4）面取り
□柱：（　　）mm　　□梁：（　　）mm

（5）加工状況の検査
■立ち会い検査
■外観検査　■加工寸法検査
■施工者自主検査記録の提出〔　　〕

6．運搬・建方

（1）輸送計画
製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
■　輸送計画書の提出　〔　　〕

（2）集積・保管
集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥による割れが発生するため避ける。
■　集積場の確認　〔　　〕

（3）建方計画
■　建方計画書の提出
アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕分け、地組み、足場計画、建方、養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。

（4）施工時の安全性
建方作業中および作業後、横架材上に積材または機械などの重量物を積載する場合、あるいは柱に大きな引張力を与えるなどの場合は監理者の承認を受ける。また、強風などによる積外力に対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
■　施工時の安全性に対する検討書の提出　■　施工時荷重条件の通知

（5）アンカーボルトの施工
・芯出しは、型板を用いて基準墨に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
・アンカーボルトは鉄筋等を用いて組立て、適切な補助材で固定しコンクリートの打ち込みを行う。
・アンカーボルトはダブルナットとする。　□適用除外　〔　　〕
・土台の穴あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。

（6）建方精度
・建方の精度基準は下記による。
■建物の倒れ　：　■　e≦H／2500+10mm　かつ　e≦50mm
■梁の水平度　：　■　e≦L／700+ 5mm　かつ　e≦15mm
（節点間のレベル差）　□　〔　　〕
■建物のわん曲　：　■　e≦L／2500mm　かつ　e≦25mm
■柱据え付け面の高さ及びアンカーボルトの位置
柱据え付け面の基準高さからの誤差　：　■±3mm以下　□〔　　〕
通り芯からの誤差　：　■±3mm以下　□〔　　〕
階高　：　■ー5mm≦△H≦+5mm
・建方精度に不具合が発生した場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。

（7）施工状況の検査
■　アンカーボルト施工時の立会い検査
■　施工者自主検査記録の提出〔　　〕
■　地組み時の立会い検査
■　施工者自主検査記録の提出〔　　〕
■　建方時の立会い検査
■　施工者自主検査記録の提出〔　　〕
■　建方後の施工状況の検査
■　施工者自主検査記録の提出〔　　〕
■　最終確認
工事中に発生するボルトの緩み、接合具および接合金物に影響する材の割れ、接着面のはがれ等に注意を払い、不具合が発生した場合は是正する。補強の必要がある場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
■　施工者自主検査記録の提出〔　　〕

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木質工事特記仕様書	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-003	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木　造　軸　組　接　合　部　標　準　図（１）

１．一般事項

（１）適用範囲
※本標準図は建築物及び工作物の構造上主要な部分に木材・木質材料を用いる工事に適用する。
木造の構法は、建築基準法施行令第3章3節に規定する木造軸組工法に適用する。

（２）設計図書
設計図書とは本標準図、特記仕様書、設計図、指示書（現場説明書及び質疑回答書を含む）をいう。

（３）準拠する図書
設計図書に記載なきものは下記の図書に準拠する。（ ※全て最新版による。）

「木造住宅工事仕様書」（住宅金融支援機構監修）
「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造計画・設計基準 平成29年版」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」（日本住宅・木材技術センター）
「日本工業規格 JIS A3301-2015 木造校舎の構造設計標準」(2015年改訂版)

上記の仕様書に記載無き場合は、公共規格又はこれに準ずる規格を適用する。

（４）設計図書の優先順位
設計図書の優先順位は下記による。
1. 指示書（現場説明書及び質疑回答書）
2. 設計図
3. 特記仕様書
4. 本標準図

（５）疑義
疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。

（６）製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。

（７）施工図及びプレカット図の提出
工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。

（８）製作工場の選定、承諾
設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける

（９）各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

(10) 接合工法
本標準図に示す構造耐力上主要な柱及び梁の接合方法は、下記による。

・継手仕口による在来工法
・梁受け金物、及びホゾパイプ等による金物工法

なお、上記の方法はひとつの建物で混用して構わない。
また、本標準図は在来接合工法のみについて記載しており、金物工法を用いる場合は、金物工法用の標準図を本標準図に追加して用いること。
本標準図で指定していない金物に変更する場合は、監理者の承認を得ること。

(11) 加工部材に関する留意事項
本標準図で扱う一般的な在来プレカット工場で加工可能な範囲は以下による。

・梁:部材断面が幅90㎜～150㎜、梁成が幅と同寸～450㎜、及び材長６ｍ以下
・柱:90角～150角の正方形断面、長さ6ｍ以下

これらを超える場合は、一般プレカット工場では加工できない為、任意形状の加工が可能な加工機を有する工場を選定すること。

２．材料

（１）木材及び木質材料
主要構造部に使用する木材・木質材料の品質については特記仕様書で指定する。

（２）接合具
a)くぎ
主要構造部に使用するくぎはJIS A 5508で規定される鉄丸くぎ（N釘）または太め鉄丸くぎ（CN釘）または溶融亜鉛メッキ太め鉄丸くぎ（ZN釘）またはステンレス鋼釘（S釘）またはせっこうボード用くぎ（GN釘）を用いる。

b)木質構造用ビス
主要構造部に使用する場合は構造上必要な剛性・耐力・靭性が確保されるものを選定することとし、造作用のビス（コーススレッド等）を用いてはならない。
使用箇所・呼び径・呼び長さ等については特記仕様書で指定する。

c)ボルト・ナット・座金

1) 主要構造部に使用するボルト及びナットについては以下による。
・ボルトはJIS B 1051 ,ナットはJIS B 1052 に規定される機械的性質を満たす炭素鋼
・公益財団法人日本住宅・木材技術センター規格に準じた金物に使用するボルト及びナット
【 Ｚマーク表示金物 】
【 Ｄマーク表示金物 】
【 Ｓマーク表示金物 】
・上記以外に、指定性能評価機関、又はそれに準じる公立の評価機関で試験成績書を取得して、耐力が明示された金物に使用するボルト及びナット

2) 主要構造部に使用するボルト・ナットのねじはJISB0205に示すメートル並目ねじとし、構造上主要な部分にはM12以上を用いる。
3) ボルト及びナットを用いて木材及び接合金物を緊結する場合には適切な寸法と厚みのある座金を用いる。

※ ボルト・ナット及び座金の使用部位、種類、材質、寸法、表面処理については特記仕様書で指定する。

d)ドリフトピン・ラグスクリュー
主要構造部に使用する場合は構造上必要な剛性・耐力・靭性が確保されるものを選定することとする。使用箇所・材質・呼び径・呼び長さ等については特記仕様書で指定する。

e)木栓・木ダボ
主要構造部に使用する場合は所定の強度が確保できる樹種を指定する。
樹種・径等については、特記仕様書で指定する。
節・目切れ等の耐力上の欠点のないものとする。

（３）接合金物
a)規格金物
構造材の接合に用いる接合金物の規格は以下による。
・JIS A 5531；木構造用金物
・公益財団法人日本住宅･木材技術センターによる規格に準じた金物；
Ｚマーク表示金物 、又は Ｃマーク表示金物
・同等認定金物；Ｄマーク表示金物
・性能認定金物；Ｓマーク表示金物

上記以外に、指定性能評価機関、又はそれに準じる公立の評価機関で試験評価機関で試験成績書を取得して基準耐力が明示された金物を、規格金物として使用できる。
使用部位と金物の名称、材質、その他については特記仕様書で指定する。

b)製作金物
製作金物の使用部位・材質・形状・寸法・溶接仕様・表面処理等については、
特記仕様書及び設計図による。

（４）接着剤
原則として、構造計算による応力の検定に現場接着による接着剤の耐力は算入しない。但し、たわみや振動等に対する剛性確保のために接着剤の効果を見込む場合はこの限りではない。
建築現場で用いる接着剤の名称・材質・使用環境等については特記仕様書による。

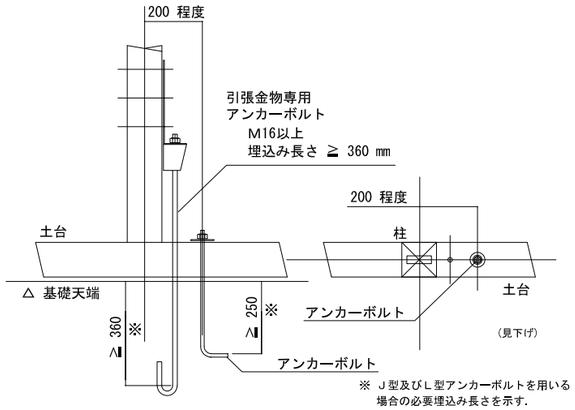
（５）防腐防蟻処理及び耐候処理
防腐防蟻処理及び耐候処理（塗装）は特記仕様書で指定する。
土台及び外壁の地盤面から1ｍ以下の構造材については適切な防腐防蟻処理を行う。
適切な防腐防蟻処理については特記仕様書で指定する。

３．アンカーボルト

※共通事項
・アンカーボルト及び座金の品質と性能、表面処理等は、特記仕様書による。

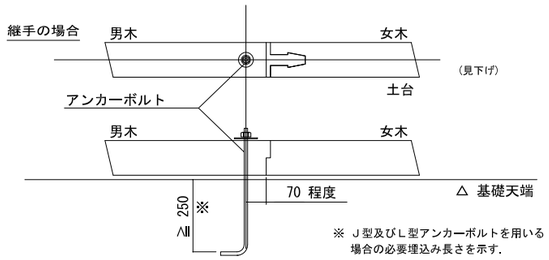
（１）土台固定用アンカーボルト
a).アンカーボルトの埋設位置； アンカーボルトの埋設位置は以下による。

-1.耐力壁(筋交い､合板仕様共通)の下部；
耐力壁(筋交い､合板仕様共通)の下部は、その両端の柱の下部に近接した位置(柱芯より200㎜内外)とする。

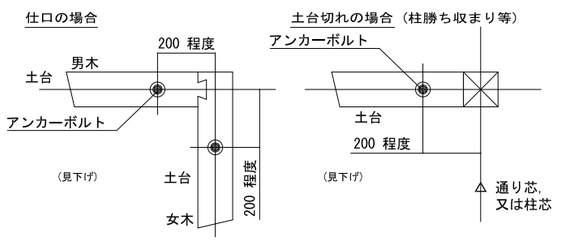


※ J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す.

-2.土台切れの端部及び、土台の継手仕口；
土台切れの端部及び、土台の継手仕口では、男木の端部に設ける。
当該部分が出隅の場合は、出来る限り柱に近接させた位置とする。



※ J型及びL型アンカーボルトを用いる場合の必要埋込み長さを示す.



-3.その他； 上記以外では、2.0m以内の間隔で設ける。

（２）引張金物専用アンカーボルト
a).引張金物専用アンカーボルトの径
引張金物専用アンカーボルトの呼び径は、M16以上とする。
b).引張金物専用アンカーボルトの基礎への埋込み長さ
引張金物専用のアンカーボルトの基礎コンクリートへの埋込み長さは、Ｊ型アンカーボルトを用いる場合は、360 ㎜ 以上とする。その他のアンカーボルトを用いる場合は、引張金物の耐力を満た埋込み長さとする。

４．接合一般

（１）釘接合
・釘の長さは材厚の2.5倍以上とする。
・面材表面に対し、釘頭がめり込んではならない。
・自動釘打ち機を使用する場合は、圧力を適切に調整するか、弱めの圧力で打込んだうえに手で打込んで仕上げる等により、釘頭のめり込みを防ぐ。
・構造耐力上主要な部分において、釘を引き抜き方向に抵抗させることは避ける。
・木口面に打たれた釘は、引抜き方向に抵抗させることはできない。

（２）木質構造用ビス接合
・木口面に打たれた木質構造用ビスは、引抜き方向に抵抗させることはできない。
・先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。；
比重が 0.5 以上の樹種・・・・呼び径の 60～75 %
上記以外の樹種 ・・・・・・呼び径の 40～70 %
※ 先孔の深さは、主材へのねじ込み深さの２／３程度とする。

（３）ボルト接合
・締付けに先立ち、ボルトの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。
・ボルトの締め付けは、座金等が木材に軽くめり込む程度とし、過度に締付けない。
・締め付けを完了したボルトは、ねじ部がナットから２山以上突き出ていることを確認する。但し、座掘り座金等、ナットと座金が一体になって土台に埋込まれるタイプのものについては、メーカーの使用条件による。
・引張力を負担する構造上主要な箇所のボルトで、設計図書で指定する部位のものについては、ダブルナット等、弛み止め等の適切な処置を行う。

（４）ラグスクリュー接合
・座金の厚さと大きさは、同じ胴径のボルト接合部における規定値を用いる。
・締付けに先立ち、ラグスクリューの長さ、材質、呼び径、座金等が施工箇所に適していることを確認する。
・先孔を設ける場合の先孔の径は、以下のとおりとする。；
比重が 0.5 以上の樹種・・・・呼び径の 60～75 %
上記以外の樹種 ・・・・・・呼び径の 40～70 %
※ 先孔の深さは、ネジ部の長さと同寸以上とする。
・ラグスクリューの挿入は、スパナやインパクトレンチ等を用い、必ず回転させて行う。ハンマー等での叩き込みによる挿入を行ってはならない。
・一度ねじ込んだラグスクリューは、抜き直して再びねじ込むことは避ける。
・鋼板を側材に用いる場合のラグスクリューは、切削ネジタイプとし、転造ネジタイプを用いてはならない。また、鋼板の孔径は以下のとおりとする。
・呼び径 M12以下 ；＋1.0mm
・呼び径 M16以上 ；＋1.5mm

（５）ドリフトピン接合
・ドリフトピンは、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。
・ドリフトピンは、原則として、集成材やＬＶＬ等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はＫＤ材とする。
・施工に際しては、孔に対しテーパーのある側を先端にして打込み、無理な打撃を加えてはならない。

（６）木栓接合
・木栓は、孔に密着させて使用し、木材に対し遊びがあってはならない。
・木栓は、原則として、集成材やＬＶＬ等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はＫＤ材とする。
・施工に際しては、木栓を孔に対し打込む時に、折れ曲がりや割れ、頭部の潰れ等が生じないよう注意し、無理な打撃を加えてはならない。
・木栓は湿気の少ない場所で保管し、現場においても水に濡れないよう注意する。

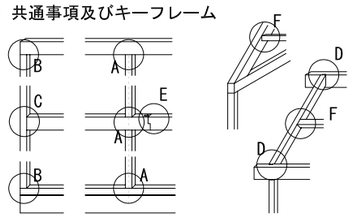
（７）グルードインロッド接合
・グルードインロッド接合とは、軸組部材の木口に先孔を開け、鋼棒等を挿入して、樹脂接着剤等を注入・充填させることにより、接着剤の付着抵抗と鋼棒等の引張によって、応力を伝達する接合をいう。
・グルードインロッド接合は、原則として、集成材やＬＶＬ等の寸法安定性の高い木質材料に用いるものとし、止むを得ず製材に用いる場合はＫＤ材とする。
・施工に際しては、所定の適用範囲や材料、手順、接着剤の使用環境、養生方法等を遵守して適正に行う。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木造軸組接合部標準図（１）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-004
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木　造　軸　組　接　合　部　標　準　図（２）

５．軸組標準接合部

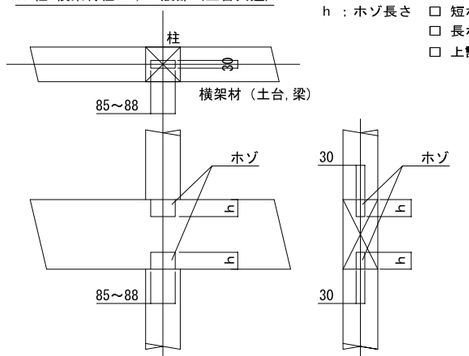
（１）共通事項及びキーフレーム



（２）標準的な継手仕口　(mm)

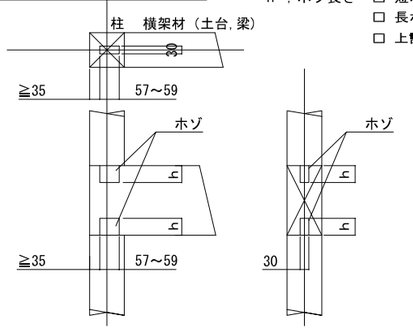
A 柱-横架材仕口；一般部（土台共通）

h ：ホゾ長さ　□ 短ホゾ 45～60 mm　□ 長ホゾ 90 mm　□ 上記以外（　） mm

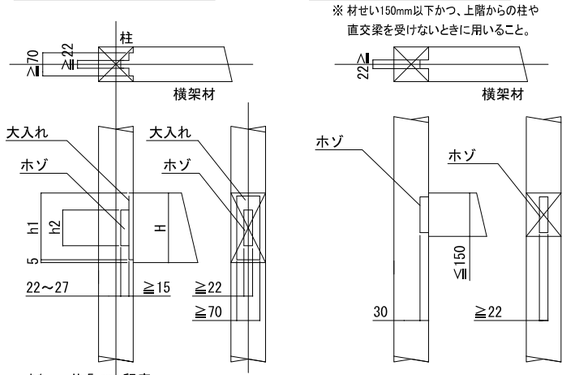


B 柱-横架材仕口；出隅部（土台共通）

h ：ホゾ長さ　□ 短ホゾ 45～60 mm　□ 長ホゾ 90 mm　□ 上記以外（　） mm



C 通柱―横架材仕口；胴差し



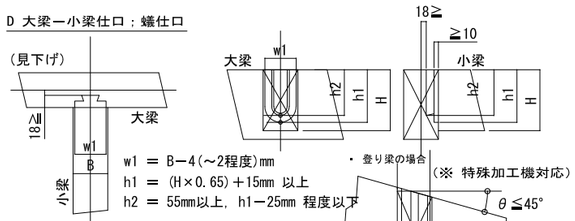
h1 ＝ H-5 mm 程度

※ 胴差しで通し柱に取り付く方向は、2方向までとする。

C 通柱―横架材仕口；桁差し

※ 材せい150mm以下かつ、上階からの柱や直交梁を受けないときに用いること。

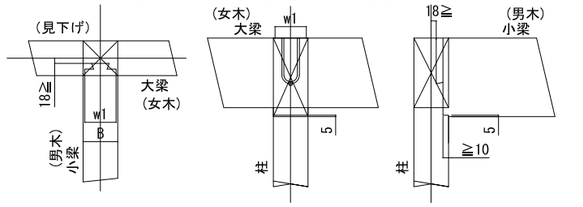
D 大梁ー小梁仕口；蟻仕口



w1 ＝ B−4（～2程度）mm
h1 ＝ (H×0.65)＋15mm 以上
h2 ＝ 55mm以上，h1−25mm 程度以下

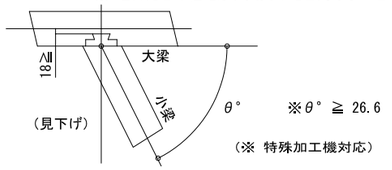
※ Hは大梁と小梁の重なり寸法を示す。

※ 小梁せいが大梁せいより大きい場合；
小梁せいが大梁せいより大きい場合には、
柱持たせのおさまりとしなければならない。（下図参照）



※ 柱持たせの柱幅は、大梁の幅と同寸以上とする。

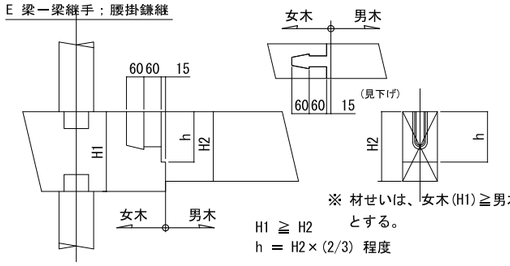
※ 斜め蟻の場合；



※θ° ≧ 26.6

（※ 特殊加工機対応）

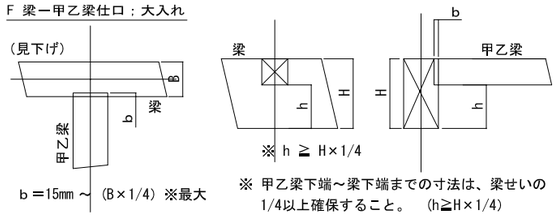
E 梁ー梁継手；腰掛鎌継



※ 材せいは、女木(H1)≧男木(H2)とする。

H1 ≧ H2
h ＝ H2×(2/3) 程度

F 梁ー甲乙梁仕口；大入れ



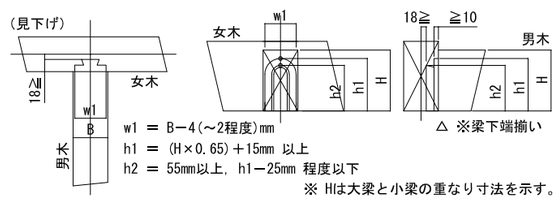
※ h ≧ H×1/4

b ＝15mm ～ (B×1/4) ※最大

※ 甲乙梁下端～梁下端までの寸法は、梁せいの1/4以上確保すること。 (h≧H×1/4)

G 梁ー梁仕口；逆蟻仕口

※ バルコニ等の先端に架ける梁に用いる。



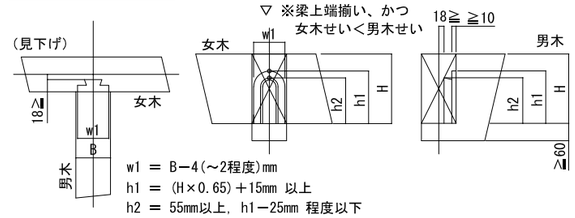
△ ※梁下端揃い

w1 ＝ B−4（～2程度）mm
h1 ＝ (H×0.65)＋15mm 以上
h2 ＝ 55mm以上，h1−25mm 程度以下

※ Hは大梁と小梁の重なり寸法を示す。

H 梁ー梁仕口；茶臼仕口

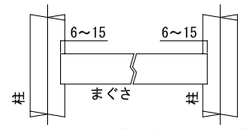
※ バルコニ等の先端に架ける梁に用いる。
▽ ※梁上端揃い、かつ 女木せいく男木せい



w1 ＝ B−4（～2程度）mm
h1 ＝ (H×0.65)＋15mm 以上
h2 ＝ 55mm以上，h1−25mm 程度以下

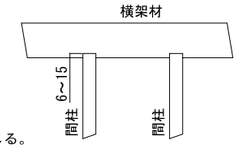
※ Hは大梁と小梁の重なり寸法を示す。

I その他；まぐさ欠き

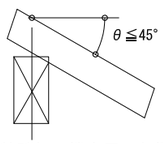


※ 筋交い耐力壁の中桟も上図に準じる。

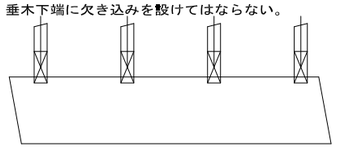
J その他；間柱欠き



K その他；垂木欠き



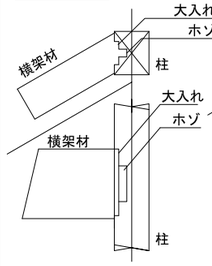
※ 垂木下端に欠き込みを設けてはならない。



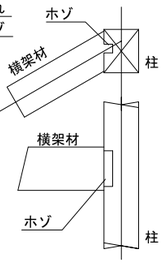
（３）特殊加工機を用いた標準的な継手仕口　(mm)

特殊加工機を用いることにより対応が可能な継手仕口の一例を、本節に示す。
特殊加工機を用いた継手仕口は、加工工場が限定されるので注意すること。
特殊加工機を用いた継手仕口は、その形状により加工コストが増すので注意すること。

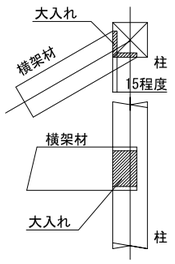
L 斜め胴差し



M 斜め桁差し

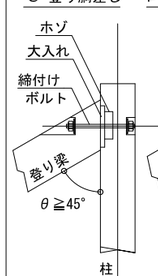


N 斜め柱差し大入れ

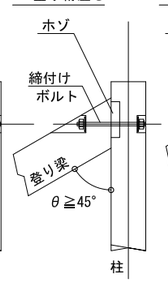


※ L,Mともに、梁幅が柱からこぼれない範囲で用い、柱断面を調整して使用すること。
※ L,Mともに、柱梁の緊結には引きボルトの代わりにコーナー金物を横使いとする。
使用するコーナー金物は、羽子板同等以上の引張耐力を有するものとする。

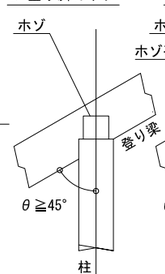
O 登り胴差し



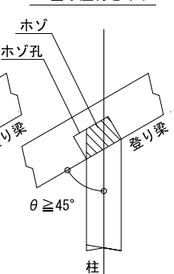
P 登り桁差し



Q 登り斜めホゾ

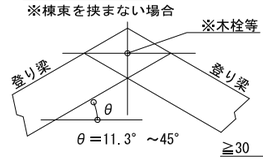


R 登り座付きホゾ

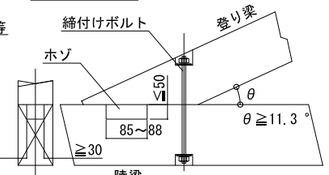


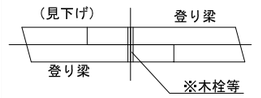
S 登り梁合掌部

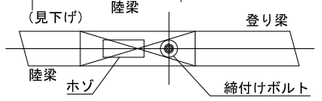
※棟束を挟まない場合



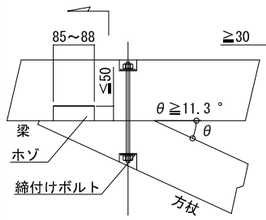
T 登り梁合掌尻



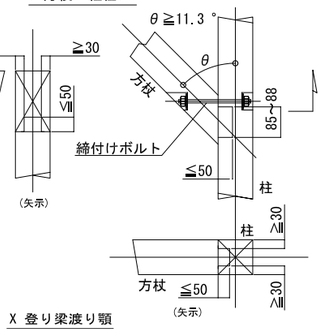




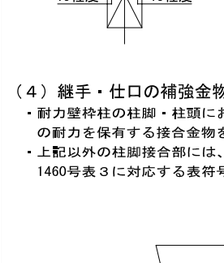
U 方杖ー梁仕口



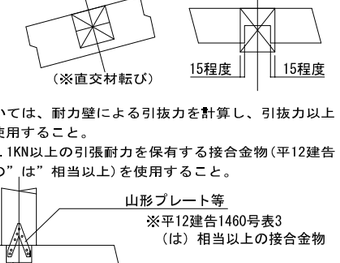
V 方杖ー柱仕口



W 渡り顎

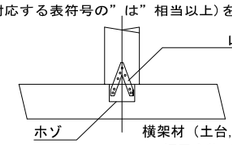


X 登り梁渡り顎

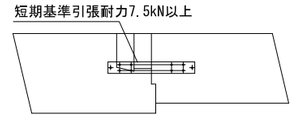


（４）継手・仕口の補強金物

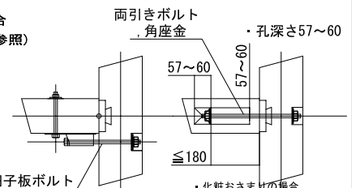
- 耐力壁枠柱の柱脚・柱頭においては、耐力壁による引抜力を計算し、引抜力以上の耐力を保有する接合金物を使用すること。
- 上記以外の柱脚接合部には、5.1KN以上の引張耐力を保有する接合金物（平12建告1460号表３に対応する表符号の”は”相当以上）を使用すること。



（梁-梁 接合部）
- **水平構面の外周部横架材接合部においては、床水平構面による引抜力を計算し、引抜力以上の耐力を保有する接合金物を使用すること。**
- **上記以外の接合部には、7.5KN以上の引張耐力を保有する接合金物を使用すること。（右図参照）**



（小梁端部接合部）
- 小梁端部接合においては、地震力によって外れ落ちることのないよう、最低3.0kN以上の引張耐力を保有する接合金物で緊結すること。



工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木造軸組接合部標準図（２）	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-005	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木　造　軸　組　接　合　部　標　準　図（３）

６．耐力壁

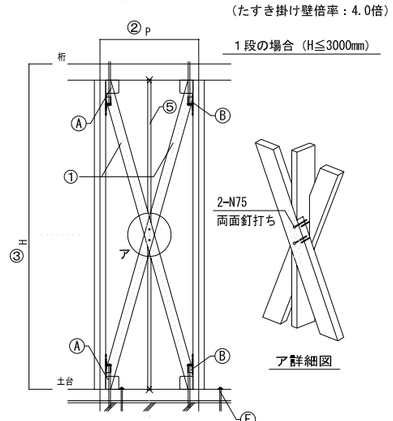
（注）（単位）mm

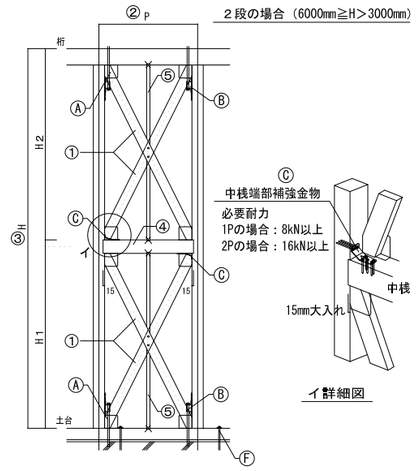
6.1共通事項

各部仕口形状は、（３）高耐力仕様構造用合板張り耐力壁を除き、木造軸組接合部標準図（２）5.軸組標準接合部に準ずる。
面材張り耐力壁の面材に対する釘頭のめり込みは、2mmを限度とする。2mmを超える場合は隣り合う釘との中間部に増し打ちすること。
耐力壁の土台と基礎との間は、無収縮モルタル又は十分な耐久力を持つスペーサー材を挿入し隙間を埋めること。
柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比）は、150以下とすること。

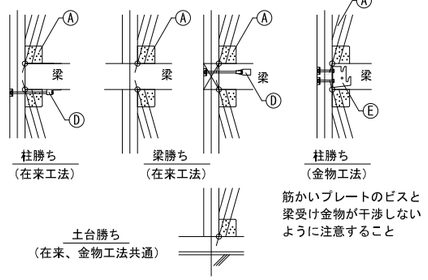
6.2耐力壁の仕様　　（１）施行令46条に準じた耐力壁

a.筋かい耐力壁：45×90以上　（片筋かい壁倍率　：2.0倍）
（たすき掛け壁倍率：4.0倍）





筋かいの芯は、柱と横架材の内法面の交点にあわせる



筋かいプレートのビスと梁受け金物が干渉しないように注意すること

1)各部材料および寸法

①	筋かい：45mm×90mm以上（節，目切れ等軽微なもの）
②	柱間隔:900mm≦P≦2000mm
③	高さH≦3000mm：１段、　H＞3000mm：２段 ２段の場合：6000mm≧H＞3000mm H１及びH２は、H／2内外
④	中桟：　幅：柱と同寸、成≧柱幅
⑤	間柱:幅30mm以上、間隔500mm以下　　端部は上下横架材の間柱欠きに6～15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち

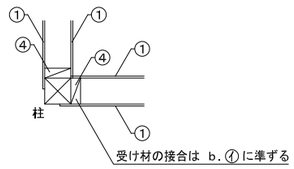
2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	筋かい端部：突き付けの上 筋かいプレート（２倍用）を使用　　在来工法及び金物工法とも柱梁ビスどめタイプを基本とする
Ⓑ	各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、水平力時に柱頭柱脚各部へ生じる引張力を上回る耐力を有する金物を使用する
Ⓒ	中桟端部：15mm大入れの上、必要耐力以上の金物を横向きに使用　　必要耐力：1Pの場合→8kN以上、2Pの場合→16kN以上
Ⓓ	梁端部在来仕口部補強金物：　耐力壁の許容せん断力以上の引抜耐力を有するものとする　　Ⓔ　梁端部金物工法梁受け金物：　耐力壁の許容せん断力以上の引抜耐力を有するものとする
Ⓕ	耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に１本ずつ設ける

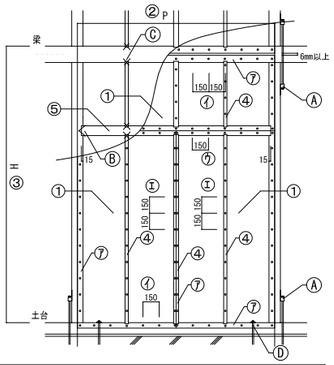
（２）昭56建告1100号に準じた耐力壁

a.面材張り大壁仕様耐力壁

（片面張り壁倍率：2.5倍）
（両面張り壁倍率：5.0倍）



両面張り耐力壁出隅部要領図



1)各部材料および寸法

①	面材：構造用合板　t=9mm以上又はOSB t=9mm以上
②	柱間隔:600mm≦P≦2000mm　　③ 高さ：H≦6000mm
④	間柱：幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅45mm以上）
⑤	中桟：幅90mm以上

2)各部仕口形状及び性能

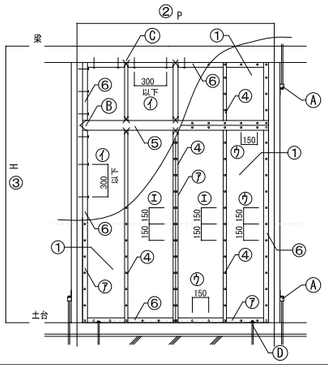
Ⓐ	各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、水平力時に柱頭柱脚各部へ生じる引張力を上回る耐力を有する金物を使用する
Ⓑ	中桟端部：まぐさ欠きに15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
Ⓒ	間柱端部：柱欠きに6～15mm大入れの上、2-N75斜め釘打ち
Ⓓ	耐力壁のせん断力を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に１本ずつ設ける

3)構造用合板の釘打ち方法

⑦	構造用合板(又はOSB)の４周を釘打ちする 柱及びはりに対するかかり寸法:22.5mm以上 合板に対するへり空き:10mm以上 柱はりのへり空き:12.5mm以上 金物が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする
㋑	横架材・柱：N50@150mm以下
㋒	中桟:N50@150mm以下　　Ⓘ　間柱:N50@150mm以下

b.受け材付き真壁仕様耐力壁

（片面張り壁倍率：2.5倍）
（両面張り壁倍率：5.0倍）



1)各部材料および寸法

①	面材：構造用合板　t=9mm以上又はOSB t=9mm以上
②	柱間隔:600mm≦P≦2000mm　　③ 高さ：H≦6000mm
④	間柱：幅30以上、間隔500mm以下（合板継目部は幅45mm以上）
⑤	中桟：幅90mm以上　　⑥ 受け材：幅45mm以上

2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	各階の柱頭柱脚部：ホゾ差し等の上、水平力時に柱頭柱脚各部へ生じる引張力を上回る耐力を有する金物を使用する
Ⓑ	中桟端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
Ⓒ	間柱端部：突き付けの上、2-N75斜め釘打ち
Ⓓ	耐力壁のせん断を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト：M12以上のアンカーボルトを耐力壁両端の柱近接位置（柱芯から200mm内外）に１本ずつ設ける

3)構造用合板の釘打ち方法

⑦	構造用合板(又はOSB)の４周を釘打ちする 受け材に対するかかり寸法:22.5mm以上 合板に対するへり空き:10mm以上 受け材のへり空き:12.5mm以上 金物が干渉する場合は、金物を避けた位置に所定の本数を釘打ちする
㋑	受け材と柱はり:N90@300mm以下(両面構造用合板(又はOSB)張りの場合は@150以下)
㋒	受け材、中桟：N50@150mm以下　　Ⓘ　間柱:N50@150mm以下

（３）高耐力仕様構造用合板張り耐力壁（JIS A 3301標準仕様）：　短期許容せん断耐力∠Qa＝29.6kN/m

本耐力壁を採用する場合は、設計図書に試験成績書を添付すること

a.条件及び仕様

1)各部材料

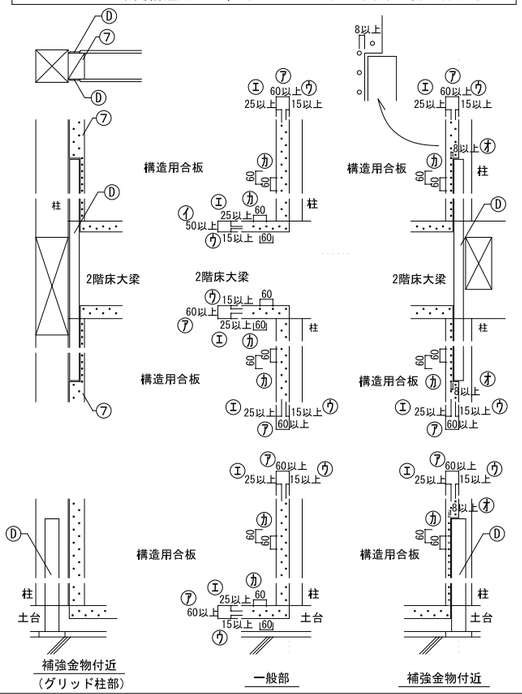
①	面材：構造用合板　t=12mm　両面張り
②	間隔：900mm≦P≦1000mm
③	高さ：1800mm≦H≦3650mm
④	高耐力壁を用いる場合のグリッド柱：150mm×150mm以上 （グリッド柱：Ｘ方向とＹ方向の主要鉛直構面の交点の柱）
⑤	高耐力壁の端部および合板継ぎ目部の柱：120mm×120mm以上
⑥	構造用合板継ぎ目部横つなぎ材：120mm×120mm以上
⑦	グリッド柱に取付く受け材：75mm×120mm以上
⑧	間柱：見付け45mm以上、見込み120mm以上、間隔Ｐ/3以下
⑨	小屋柱：120mm×120mm以上

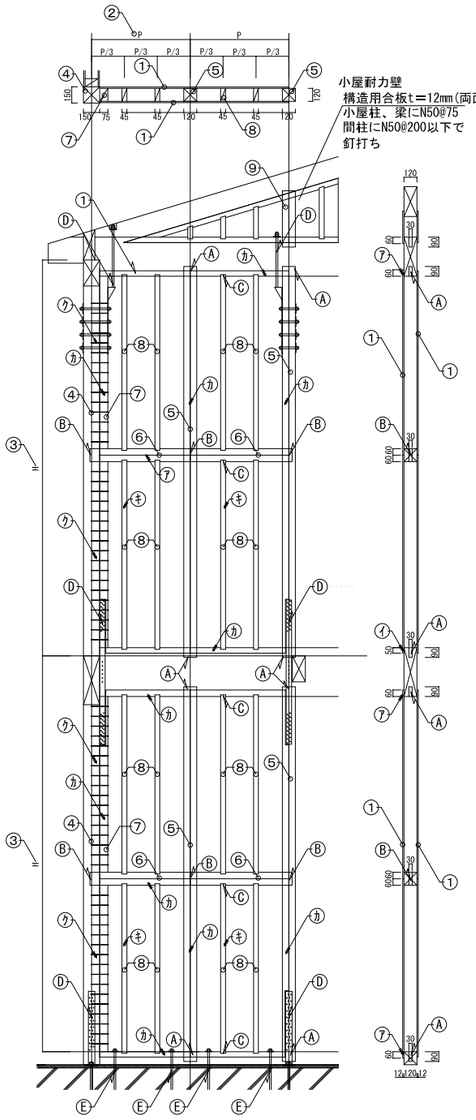
2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	柱頭柱脚ホゾ:厚さ30mm×深さ90mm以上
Ⓑ	中桟端部ホゾ： 片側から柱に取り付く場合：厚さ30mm×深さ90mmホゾ差し 両側から柱に取り付く場合：厚さ30mm×深さ60mmホゾ差し
Ⓒ	間柱両端:横架材への溝加工及び15mm程度大入れ
Ⓓ	各階の柱頭柱脚部： 水平力時に柱頭柱脚各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する
Ⓔ	耐力壁のせん断を土台から基礎へ伝えるアンカーボルト： M16アンカーボルト耐力壁１Ｐ当り２本設ける

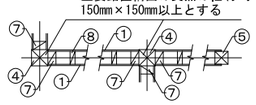
3)各部への釘打及びビス止め

	構造用合板はたて張り、４周を釘打ちする
⑦	㋑を除き、柱及びはりに対するかかり寸法:60mm以上
㋑	2階耐力壁合板を２階床大梁へ留め付ける場合かかり代:50mm以上
㋒	㋓を除き、合板に対するへり空き:15mm以上
Ⓘ	柱はりのへり空き:25mm以上
㋓	金物が干渉しへり空きが確保できない合板部分のへり空き:8mm以上
㋕	横架材・柱・受け材：N50@60mmチドリ打ち
㋖	間柱:N50@90mm打ち
㋗	⑦の受け材とグリット柱： 木質構造用ビスφ6、L130～150@100(2列)で留め付ける





釘打ち要領図



6.3その他の耐力壁

・木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2008年版）の詳細計算法による面材張り耐力壁については、同書の規定に準拠することとし、釘ピッチ配列等の仕様については設計図による。
・指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された耐力壁については試験成績書の仕様に準拠することとする。
・大臣認定を取得した耐力壁については、認定書に記載された適用範囲及び仕様を守ること。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木造軸組接合部標準図（３）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-006
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木　造　軸　組　接　合　部　標　準　図（４）

７．水平構面

（注）（単位）mm

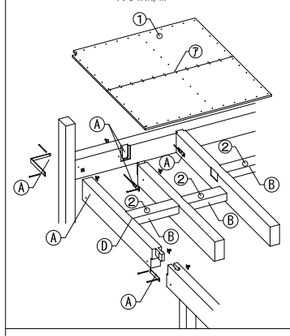
7.1共通事項

・各部仕口形状は、（３）高耐力仕様屋根・床水平構面を除き、木造軸組接合部標準図（2）5.軸組標準接合部に準ずる。
・木造軸組み工法住宅の壁容応力度設計（2008年）の壁細計算法による水平構面については、同書の規定に準拠することとし、釘ピッチ配列等の仕様については設計図による。
・指定性能評価機関またはそれに準じる公共の評価機関で成績書を取得して耐力が明示された水平構面については試験成績書の仕様に準拠することとする。

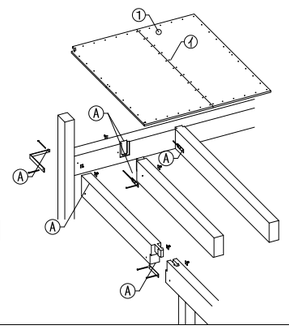
7.2水平構面の仕様

（１）木造軸組工法住宅の壁容応力度設計に準じた床構面

(a) 日の字釘打ち
短期壁容せん断耐力
7.84kN/m



(b) ロの字釘打ち
短期壁容せん断耐力
3.53kN/m



1)各部材料および寸法

①	面材：構造用合板t=24mm～30mm横架材に直貼
②	甲乙梁：幅45mm以上×せい45mm以上・梁及び甲乙梁の間隔1000mm以下

2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	各仕口部分： 水平力時に継手、仕口各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する
Ⓑ	構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
Ⓒ	高低差のある梁へは側面に床受け材を取り付け構造用合板を受ける構成
Ⓓ	甲乙梁端部は小梁に対して深さ15mm程度の大入れ　N75　1本斜め打ち

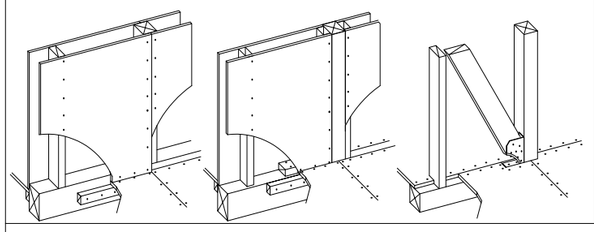
3)各部への釘打及びビス止め

⑦	構造用合板はN75@150mm目の字釘打ちで横架材，甲乙梁，床受材に留め付ける
㋑	構造用合板はN75@150mmロの字釘打ちで横架材，甲乙梁，床受材に留め付ける

注意事項：構造用合板（又はOSB）に対する釘頭のめり込みは、2mmを限度とする
2mmを超える場合は隣り合う釘との中間部に増し打ちすること
ロの字釘打ちは構造用合板上に直接フローリングを貼る構成の場合、
撓み等に注意する事

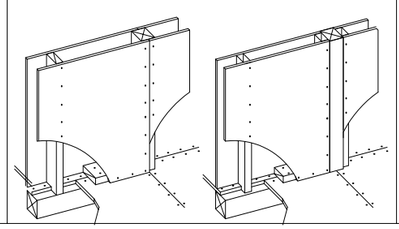
告示耐力壁-床納まり

大壁合板耐力壁-床構面	真壁合板耐力壁-床構面	筋違耐力壁-床構面
（壁勝）	（壁勝）	（筋違勝）



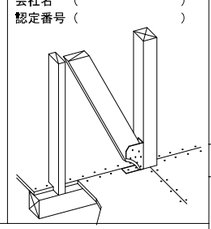
認定仕様例示）日合連（JPMA）仕様耐力壁-床勝納まり

大壁合板耐力壁-床勝	真壁合板耐力壁-床勝
認定番号：FRM-0296	認定番号：FRM-0298



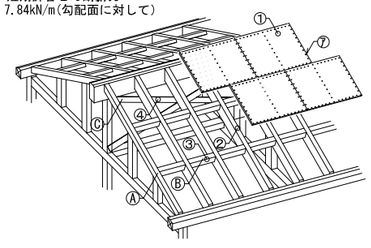
筋違金物による床勝ち納まり

筋違耐力壁-床構面
（床勝;大臣認定仕様）
会社名（　　）
認定番号（　　）

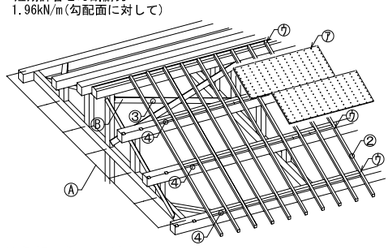


（２）木造軸組工法住宅の壁容応力度設計に準じた屋根構面

(a) 登梁-厚合板
短期壁容せん断耐力
7.84kN/m(勾配面に対して)



(b) 垂木-合板
短期壁容せん断耐力
1.96kN/m(勾配面に対して)



1)各部材料および寸法

①	面材：構造用合板t=24mm～30mm横架材に直貼
②	登梁：幅105mm以上×せい105mm以上　間隔1000mm以下
③	甲乙梁：幅45mm以上×せい45mm以上　間隔1000mm以下
④	小屋耐力壁：15mm以上×90mm以上 （端部は平12建告1460号の筋違耐力壁の接合）

2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	各仕口部分：水平力時に継手、仕口各部へ生じる引張力を上回る耐力の金物を使用する
Ⓑ	構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
Ⓒ	耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、耐力壁線上には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁（くも筋違い）を設ける事

3)各部への釘打及びビス止め

⑦	構造用合板はN75@150mmで日の字に垂木に留め付ける

注意事項：構造用合板（又はOSB）に対する釘頭のめり込みは、2mmを限度とする

1)各部材料および寸法

①	面材：構造用合板t=9mm～15mm(横置)
②	垂木：幅45mm以上×せい45mm～90mm@500mm以下
③	小屋耐力壁：15mm以上×90mm以上 （端部は平12建告1460号の筋違耐力壁の接合）
④	転び止め：45mm×60mm程度

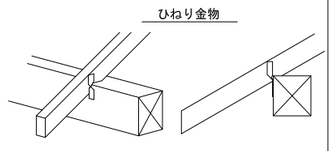
2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	母屋ピッチ:1000mm以下
Ⓑ	耐力壁から勾配屋根水平構面までせん断力を伝達できるよう、耐力壁線上には同等以上の壁量となるよう小屋耐力壁（くも筋違い）を設ける事

3)各部への釘打及びビス止め

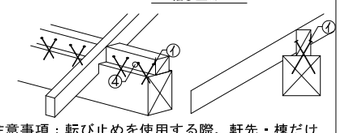
⑦	構造用合板はN50@150mmで川の字に垂木に留め付ける
㋑	転び止めを梁に2-N75斜め釘止め
㋒	垂木の留め付けは、垂木の側面から軒桁、母屋、棟木の上面に対してN90釘2本打ち

ひねり金物

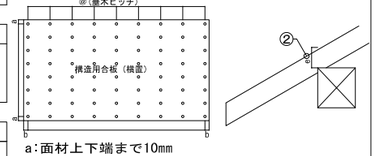


注意事項：ひねり金物を使用する際、軒先・棟だけでなく垂木-母屋の接点全てに使用する

転び止め



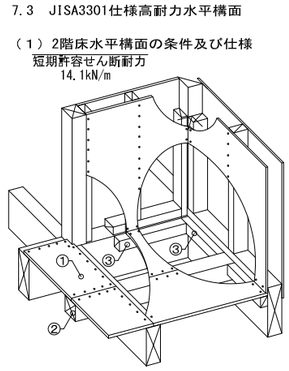
注意事項：転び止めを使用する際、軒先・棟だけでなく垂木-母屋の接点全てに使用する
N75釘4本（表2本と裏2本を千鳥配置）
斜め打ち

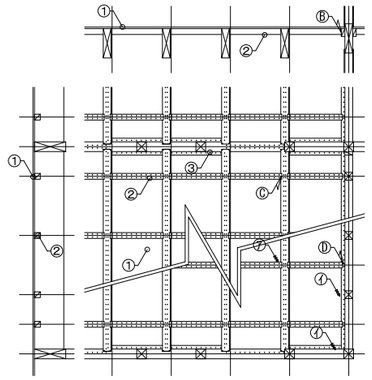


a:面材上下端まで10mm
b:面材左右端まで10mm
c:軸材端まで（最小値）12.5mm

7.3　JISA3301仕様高耐力水平構面

（１）2階床水平構面の条件及び仕様
短期靜容せん断耐力
14.1kN/m





1)各部材料

①	面材：構造用合板t=24mm又は28mm横架材に直張り
②	甲乙梁:90mm×90mmの正角材又は幅75mm×成120mm製材を平使い
③	大梁側面に取り付ける床受材:幅55mm～75mm×成120mmの製材

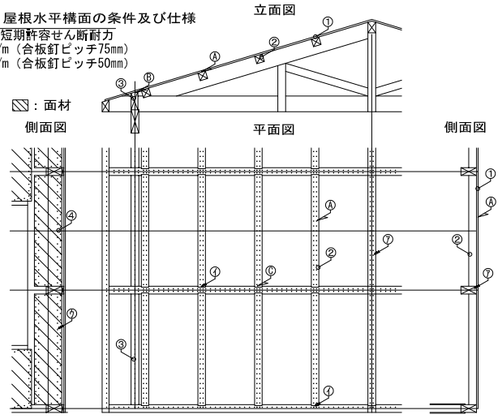
2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には甲乙梁を設ける
Ⓑ	高低差のある梁へは側面に床受け材を取り付け構造用合板を受ける構成
Ⓒ	甲乙梁端部は小梁に対して深さ15mm程度の大入れ
Ⓓ	甲乙梁端部は床受け材に対して床受け材を深さ15mm×成60mm 切り欠き甲乙梁は成60mm分大入れし床受け材勝ちの納まりとする

3)各部への釘打及びビス止め

⑦	構造用合板はN75@75mm目の字釘打ちで横架材，甲乙梁，床受材に留め付ける
㋑	大梁側面へ取り付ける床受材は木質構造用ビスφ6，L130～150 を150 mmピッチの二列打ちとして留め付ける

（２）屋根水平構面の条件及び仕様
短期靜容せん断耐力
13.5kN/m（合板釘ピッチ75mm）
19.1kN/m（合板釘ピッチ50mm）



1)各部材料

①	面材：構造用合板t=24mm登梁及び母屋に直張り
②	母屋:幅120mm×成120mmの製材 多雪区域(3級及び4級)の場合は幅120mm×成150mmの製材
③	軒先転び止め:幅105mm×成300mmの製材を用い，天端は屋根面に合わせ切り欠く
④	軒先転び止めの外面に直貼りする構造用合板:t=12mm

2)各部仕口形状及び性能

Ⓐ	構造用合板の継目及び釘打ちを行う部分の直下には母屋を設ける
Ⓑ	屋根の合板レベルに対して低い位置にある軒先の大梁上に転び止めを設け構造用合板を受ける構成
Ⓒ	母屋端部は登梁に対して深さ15mm程度の大入れ

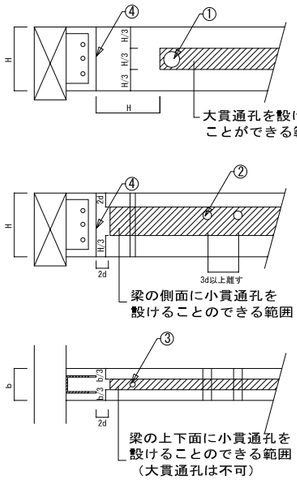
3)各部への釘打及びビス止め

⑦	13.5kN/m仕様：構造用合板はN75@75mm4周（ロの字）釘打ちで登梁及び母屋に留め付ける 19.1kN/m仕様：構造用合板はN75@50mm4周（ロの字）釘打ちで登梁及び母屋に留め付ける
㋑	母屋端部に対して吹上対策として木質構造用ビスφ5,L150（頭部径φ12.5以上 ねじ部長さ50以上）1本を斜め打ちとする
㋒	軒先大梁と転び止めの外面に直張りする構造用合板は，N50くぎを50 mmピッチの 千鳥打ちとして留め付ける

８．貫通孔

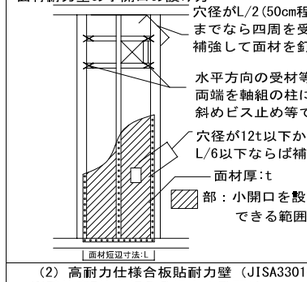
8.1　梁貫通孔の条件及び仕様

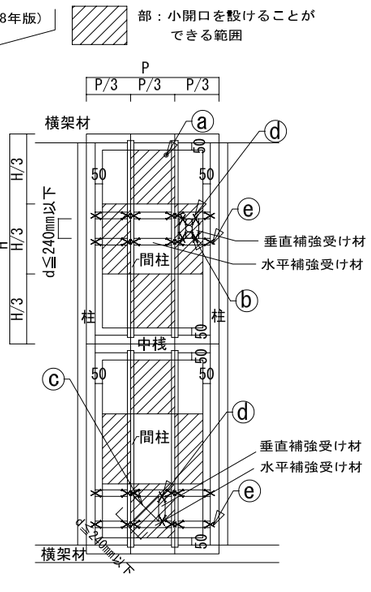
①	大貫通孔:d≦H/4かつ150mm
②	小貫通孔:d≦30mm(隣り合う孔は3d以上離す)
③	縦小貫通孔:d≦b/6かつ30mm
④	接合金物用切り欠きライン



8.2　耐力壁貫通孔

(1)小開口付耐力壁：木造軸組工法住宅の靜容応力度設計(2008年版)
※壁倍率7倍までの孔開けルール
剛性・耐力に影響しない
面材耐力壁の小開口の設け方





（２）高耐力仕様合板貼耐力壁（JISA3301標準仕様）
※壁倍率7倍を超える場合の孔開けルール（JISA3301仕様）
a)貫通孔基準

ⓐ	小貫通孔(d≦30mm) 1区画につき1か所までなら補強不要
ⓑ	小貫通孔×3(外接円の径d≦240mm) 四周を補強受材で補強 面材1枚につき1か所のみ可
ⓒ	大貫通孔(d≦240mm) 四周を補強受材で補強 面材1枚につき1か所のみ可

b)釘打ち及び断面

ⓓ	合板から補強受材へN50@90mmで釘打ち 補強受材は間柱と同寸以上の断面
ⓔ	補強受け材の留め付けは斜めビス2本止め

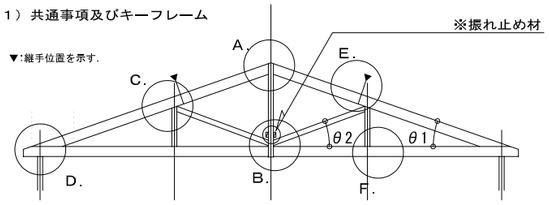
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木造軸組接合部標準図（４）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-007
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

木　造　軸　組　接　合　部　標　準　図（５）

９．小屋組標準トラス

JIS A 3301-2015 木造校舎の構造設計標準 に準じた仕様の小屋組トラス

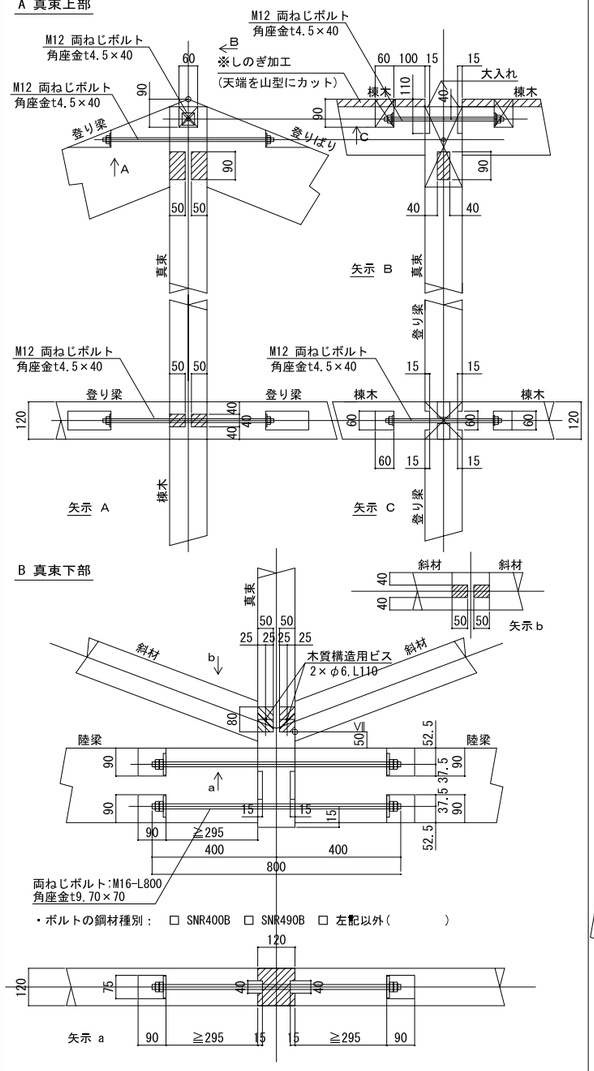
（１）共通事項及びキーフレーム



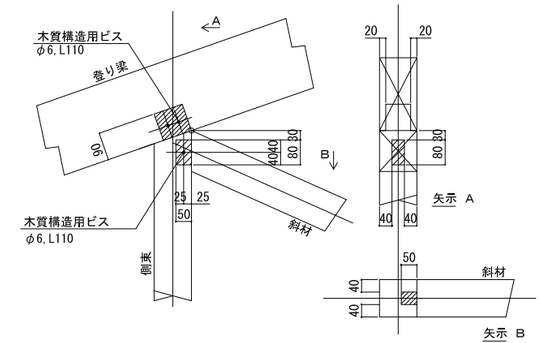
- θ1, θ2は共に、3寸～4.5寸勾配(16.7° ～24.2°)程度とする。
- 登り梁は合掌尻から割付け、継手を設ける位置は側束より真束側とする。
（側束側面より、真束側に50～250の範囲に腰掛鎌継ぎの胴付面を設けること。
ただし、屋根水平構面の母屋の仕口の位置と干渉しないように注意。）
- トラスのスパンが12mを超える場合は、振れ止め材を入れることが望ましい。

（２）継手仕口

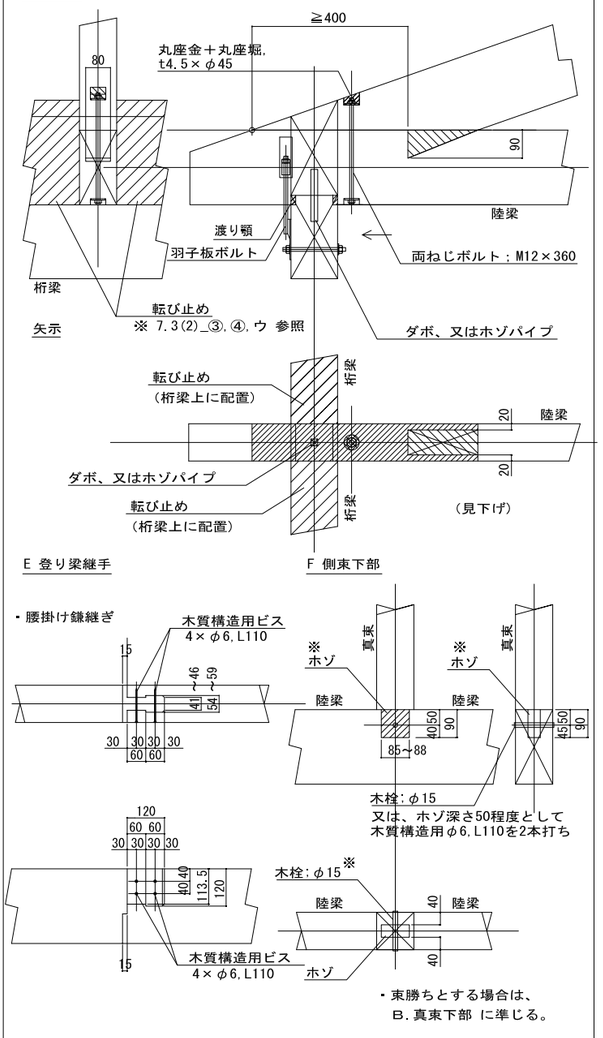
A 真東上部



C 斜材・側束上部



D 合掌尻



E 登り梁継手

F 側束下部

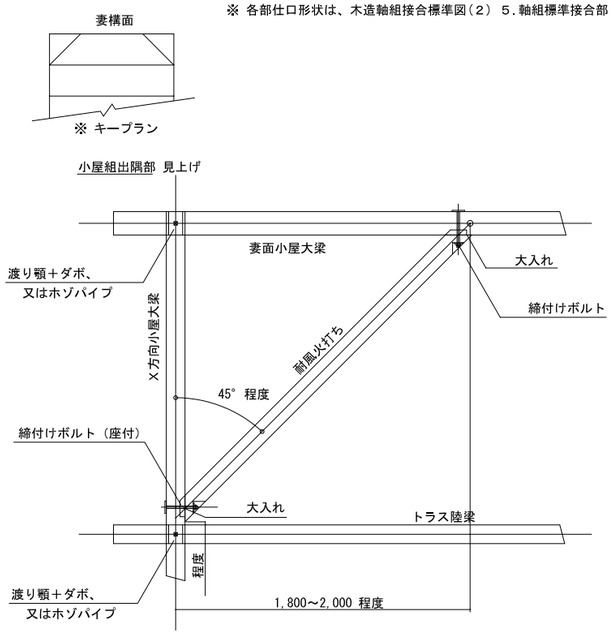
・束勝ちとする場合は、
B.真東下部 に準じる。

10. 耐風火打ち

JIS A 3301-2015 木造校舎の構造設計標準 に準じた仕様の耐風火打ち

（１）耐風火打ち

※ 桁梁間の距離(面外風圧の支点間距離）が8m程度までの場合に用いることができる。
※ 各部仕口形状は、木造軸組接合標準図（２） ５.軸組標準接合部 に準じる。



工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	木造軸組接合部標準図（５）
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-008
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称：ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名：小林　孝宏
					登録番号：321076
					所在地：栃木県宇都宮市明保野町2番10号

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

１．一般事項

1.1　構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

1.2　記号

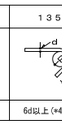
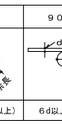
d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値　丸鋼では径　　D…部材の成　　R…直径

@…間隔　　r…半径　　℄…中心線　　ℓo…部材間の内法距離　　ｈo…部材間の内法高さ

ＳＴ…あばら筋　　ＨＯＯＰ…帯筋　　Ｓ．ＨＯＯＰ…補強帯筋　　φ…直径又は丸鋼

２．鉄筋加工、かぶり

2.1　鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	１８０°	１３５°	９０°
図			
鉄筋の余長	4d以上	6d以上（*4d以上）	6d以上（*4d以上）

折曲げ角度９０°はスラブ筋、壁筋の末端部，またはスラブと同時に打ち込む丁形およびし形梁のキャップタイにのみ用いる。



＊片持スラブ上端筋の先端

折曲げ内法寸法Ｒは、ＳＲ２３５～ＳＤ３４５の径16およびＤ16以下は3ｄ以上、ＳＤ２９５～ＳＤ３４５の、Ｄ19～Ｄ38は4d以上，Ｄ41およびＳＤ３９０は5ｄ以上。

スラブ筋、壁筋には丸鋼は使用しない。

2.2　鉄筋中間部の折曲げの形状　鉄筋の折曲げ角度９０°以下

図	鉄筋の使用個所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内のり寸法（Ｒ）
	帯　筋 あばら筋 スパイラル筋	ＳＲ２３５，ＳＲ２９５ ＳＤ２９５Ａ・Ｂ ＳＤ３４５	１６φ Ｄ１６　以下	３ｄ以上
			１９φ Ｄ１９以上	４ｄ以上
	上記以外の鉄筋	ＳＤ２９５Ａ・Ｂ ＳＤ３４５ ＳＤ３９０	Ｄ１６　以下	４ｄ以上
			Ｄ１９～Ｄ２５	６ｄ以上
			Ｄ２９～４１	８ｄ以上

2.3　鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

1)　鉄筋の定着長さ

鉄筋の種類	コンクリート設計基準強度 Fc（N/mm²）	フック　なし L1	フック　なし L2	フック　なし L3 小梁	フック　なし L3 スラブ	フック　あり L1h	フック　あり L2h	フック　あり L3h 小梁	フック　あり L3h スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ フック　なし
SD295A SD295B	18	45d	40d			35d	30d			45d
	21	40d	35d			30d	25d			40d
	24 ～ 27	35d	30d			25d	20d			40d
	30 ～ 36	35d	30d			25d	20d			35d
	39 ～ 45	30d	25d			20d	15d			35d
SD345	18	50d	40d			35d	30d			45d
	21	45d	35d			30d	25d			40d
	24 ～ 27	40d	35d	20d	10dかつ 150mm 以上	30d	25d	10d	－	40d
	30 ～ 36	35d	30d			25d	20d			35d
	39 ～ 45	35d	30d			25d	20d			35d
SD390	21	50d	40d			35d	30d			
	24 ～ 27	45d	40d			35d	30d			
	30 ～ 36	40d	35d			30d	25d			
	39 ～ 45	40d	35d			30d	25d			

［注］　（１）　L1,L1h：（２）以外の直線及びフックありの定着長さ。

（２）　L2,L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線及びフックありの定着長さ。

（３）　L3：　小梁及びスラブの下端筋の定着長さ。（基礎制圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く）なお、片持ち小梁及び片持ちスラブの場合は20ｄ及び10ｄを25ｄ以上とする。

（４）　L3h：　小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。

（５）　フックありの場合は、右図に示すようにフック部分の長さを含まない。

（６）　Ｄ２９以上の鉄筋は、重ね継手としてはならない。

（７）　腹筋の重ね継手長さは、15ｄ程度とする。

（８）　径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方のｄを用いる。

（９）　高強度せん断補強筋の加工は、製定書による。

（１０）機械式定着工法（技術評価取得品）を使用する場合は、設計者の承諾を得ること。

（１１）軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

（１２）設計ルート３以外の建物の、柱に取り付ける梁の引張鉄筋の定着長さは、40dかつ上表の値以上とする。設計ルートは、S-01による。



2.4　投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリート設計基準強度 Fc（N/mm²）	La	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24 ～ 27	15d	15d
	30 ～ 36	15d	15d
	39 ～ 45	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24 ～ 27	20d	15d
	30 ～ 36	15d	15d
	39 ～ 45	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24 ～ 27	20d	20d
	30 ～ 36	20d	15d
	39 ～ 45	15d	15d

［注］

（１）Ｌａ梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）

（２）Ｌｂ小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）

（３）軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

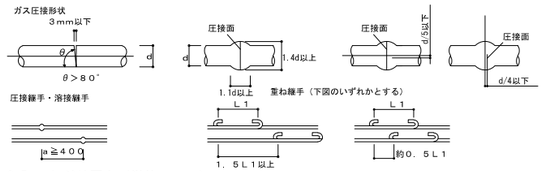
継　手　１．末端のフックは、定着および重ね継手の長さに含まない

２．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする

３．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする

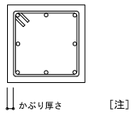
４．Ｄ29以上の異形鉄筋は、原則として重ね継手としてはならない

５．鉄筋径の差が７㎜を超える場合は、圧接としてはならない



2.5　かぶり厚さ（単位：mm）

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり、厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。



部　位			設計かぶり厚さ（mm）
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋　内	３０
		屋　外	４０（５）
	柱 はり 耐力壁	屋　内	４０
		屋　外	５０（２）
	擁　壁		５０（３）
土に接する部分	柱・はり・床スラブ・耐力壁		５０
	基礎・擁壁・耐圧スラブ		７０

［注］　（１）耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて　30mmとすることができる。

（２）耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて　40mmとすることができる。

（３）コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監理者の承認　を受けて40mmとすることができる。

（４）軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。

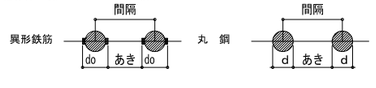
（５）（　）内は仕上げがある場合。

（６）土に接する部分のかぶりは増加する厚さを打ち増しとする。

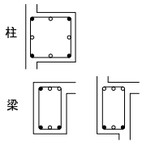
2.6　鉄筋のあき

隣り合う鉄筋の平均径（異形鉄筋では呼び名に用いた数値ｄ）の１．５ｄ以上

粗骨材の最大寸法の１．２５倍以上かつ２５以上



図の●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要



2.7　鉄筋のフック　（a～eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。）

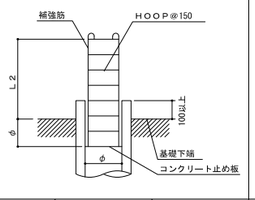
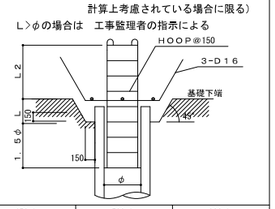
a．丸鋼　b．あばら筋，帯筋　c．煙突の鉄筋

d．柱，梁（基礎梁は除く）の出隅部分の鉄筋（右図参照）

e．その他，本配筋標準に記載する箇所

３．杭　（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

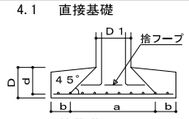
3.1　ＰＲＣ杭、又はＰＨＣ杭の全てに補強を行う

所定の位置に止まった場合	所定より低く止まった場合
	但しＬ≦φの場合（下げ止まりの影響をあらかじめ計算上考慮されている場合に限る） Ｌ＞φの場合は　工事監理者の指示による 

杭　径	300φ、350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	6-D13	8-D13	10-D13	8-D16	10-D16
HOOP	D10-@150				

４．基　礎

4.1　直接基礎



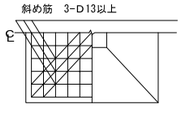
ベース筋

ａ＝Ｄ１＋２ｄの範囲

主筋間隔は２００以下

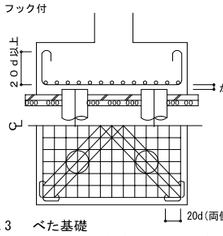
ｂの範囲

主筋間隔の１．５倍かつ３００以下

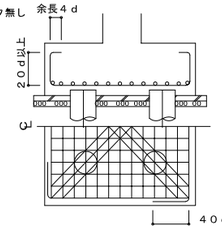


4.2　杭基礎

フック付

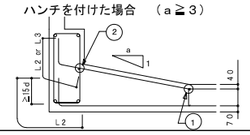


フック無し　余長４ｄ



4.3　べた基礎

ハンチを付けた場合　（ａ≧３）



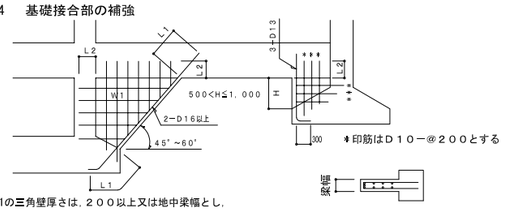
1）耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう　但し、上筋と下筋を読みかえる

2）①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする

3）②の鉄筋はＤ１３以上

4）埋戻し土のある場合は４０を７０とする

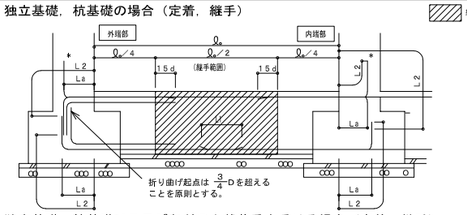
4.4　基礎接合部の補強



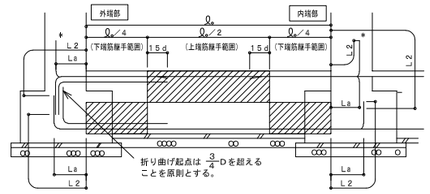
W1の三角壁厚さは，２００以上又は地中梁幅とし，配筋は周厚の壁リストにならう

５．地中梁

5.1　独立基礎，杭基礎の場合（定着，継手）

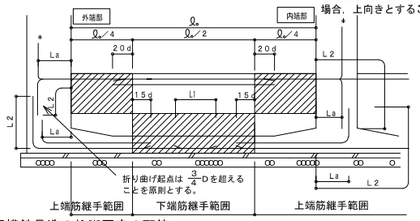


5.2　独立基礎，杭基礎でスラブなどの上載荷重を受ける場合（定着，継手）



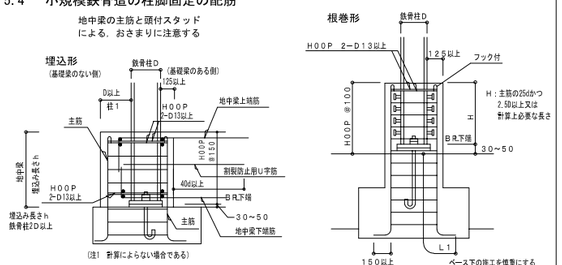
5.3　布基礎，べた基礎の場合（定着，継手）

＊上端主筋の定着は，やむを得ない場合，上向きとすることができる

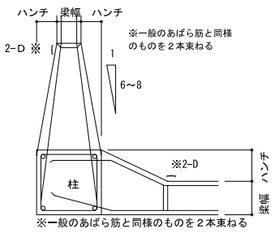


5.4　小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋

地中梁の主筋と頭付スタッドによる，おさまりに注意する

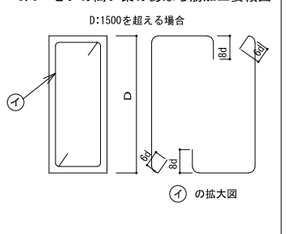


5.5　水平ハンチの場合のあばら筋加工要領



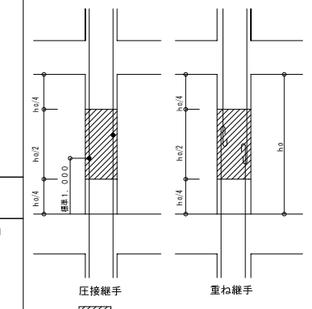
※一般のあばら筋と同様のものを２本束ねる

5.6　せいの高い梁のあばら筋加工要領図



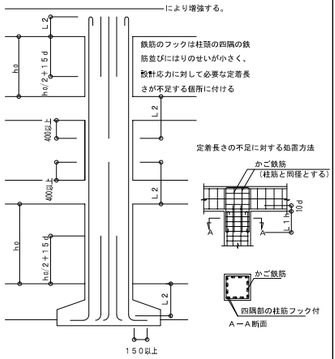
６．柱

6.1　柱主筋の継手

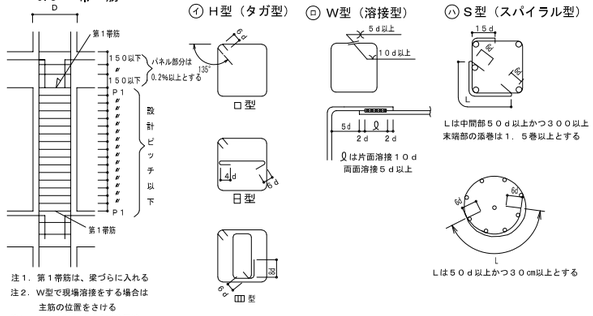


6.2　柱主筋の定着

柱、梁の定着Ｌ２以上が確保されない場合はかご鉄筋で補強、または特記により増強する。



6.3　帯　筋

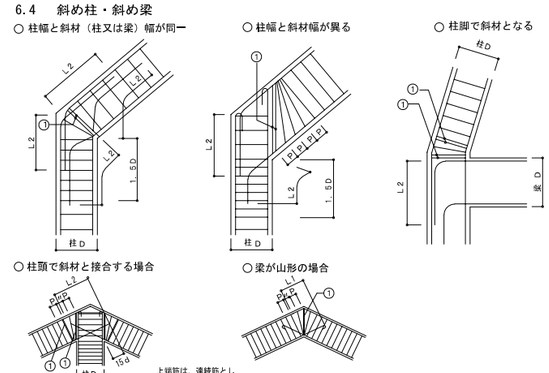


注１．第１帯筋は、梁づらに入れる

注２．W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける

注３．フックおよび継手の位置は、交互とする

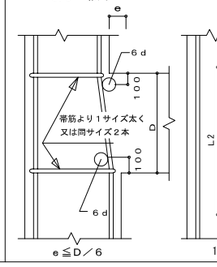
6.4　斜め柱・斜め梁



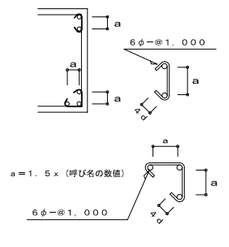
注１．１．５Ｄの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、又はダブル巻きとし@１００以下とする

注２．１の鉄筋は２－Ｄ１３かつ、２本の一段太い鉄筋とする

6.5　絞り



6.6　二段筋の保持



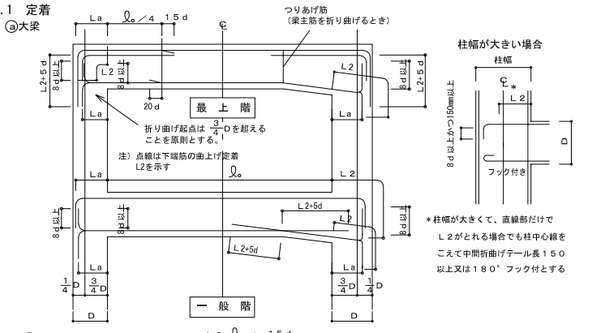
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋図(1)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-009	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

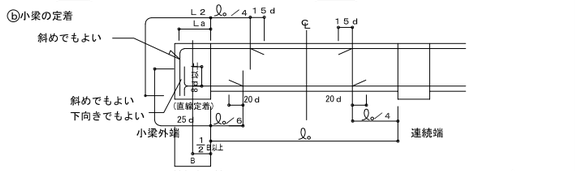
７．大梁、小梁、片持梁

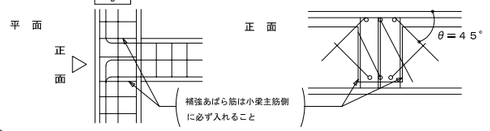
7.1 定着

ⓐ大梁



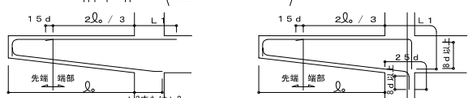
ⓑ小梁の定着



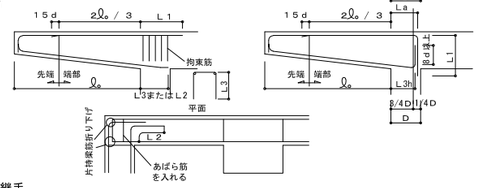


ⓒ片持梁の定着

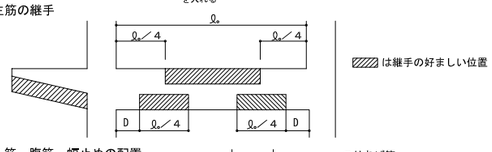
（イ）一般階



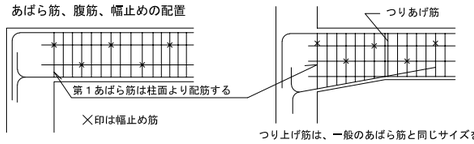
（ロ）最上階



7.2 大梁主筋の継手

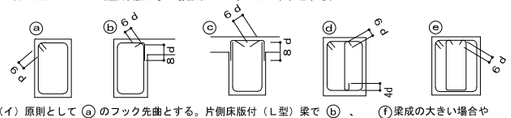


7.3 あばら筋、腹筋、幅止めの配置



7.4 あばら筋の型

（注.床版がない場合は135° 以上のフックとする）

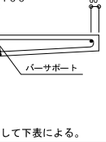


（イ）原則として ⓐ のフック先曲とする。片側床版付（Ｌ型）梁で ⓑ 、両側床版付（Ｔ型）梁で ⓒ 又は ⓑ とすることができる。

（ロ）フックの位置は ⓐ にあっては交互。 ⓑ にあってはスラブ付側とする。

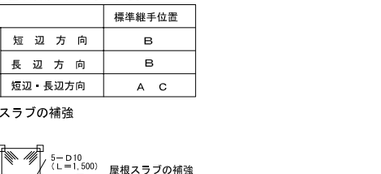
7.5 二段配筋

1） ２段配筋の鉄筋のあきｂは、１．５ｄかつ最大粗骨材径の１．２５倍以上とする。
鉄筋径の異なる場合は大きい方の径による。ＲＣ造の場合おおよその目安は下表による。
ＳＲＣ造の場合は鉄骨ひ口規準に準ずる。



呼び名径	ｂの標準値
D16～D22	35
D25	40
D29	45
D32	50

2） ２段筋のあき確保のため、下図の吊り上げ筋あるいは補助筋を使用する。



7.6 副あばら筋の形



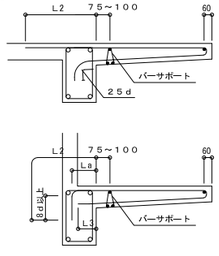
7.7 幅止め筋の本数、加工

腹筋	Ｄ＜600	不要
	600≦Ｄ＜900	2−Ｄ10（9φ） 1段
	900≦Ｄ＜1200	4−Ｄ10（9φ） 2段
	1,200≦Ｄ	Ｄ10（9φ） @300以内
幅止め筋	Ｄ10（9φ）	@1000以内で割り付ける

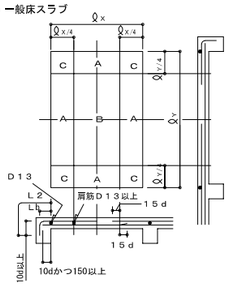
８．床 板

8.1 定着および継手

ⓐ 片持ち床スラブ



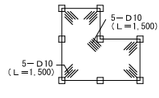
ⓑ 一般床スラブ



継手位置は原則として下表による。

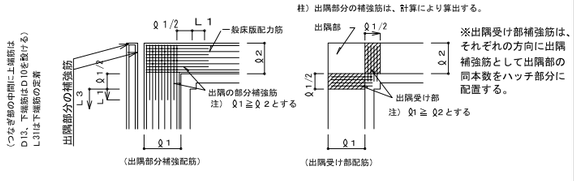
		標準継手位置
上端筋	短 辺 方 向	B
	長 辺 方 向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

8.2 屋根スラブの補強



屋根スラブの補強
屋根スラブの出隅及び入り隅部分には、
左図の通り、補強筋を上端筋の下側に配置する。

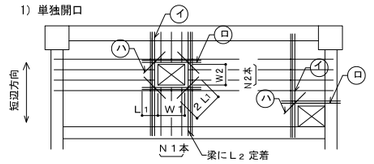
8.3 片持ちスラブ出隅部補強



※出隅受け部補強筋は、それぞれの方向に出隅補強筋として出隅部の同本数をハッチ部分に配置する。

8.4 開口補強要領

1）単独開口

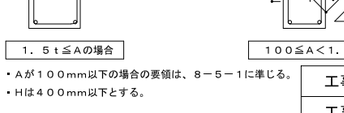


Ｗ１：主筋と直交する開口寸法
Ｗ２：配力筋と直交する開口寸法

開口補強筋

開口寸法		150<W2≦ 400	400<W2≦ 700	700<W2≦1000
150≦W1≦ 400	イ	上下各1−D13	上下各1−D13	上下各2−D13
	ロ	上下各1−D13	上下各2−D13	上下各3−D13
	ハ	2−D10	2−D10	2−D13
400<W1≦ 700	イ	上下各2−D13	上下各2−D13	上下各2−D13
	ロ	上下各1−D13	上下各2−D13	上下各3−D13
	ハ	2−D10	2−D10	2−D13
700<W1≦1000	イ	上下各3−D13	上下各3−D13	上下各3−D13
	ロ	上下各1−D13	上下各2−D13	上下各3−D13
	ハ	2−D13	2−D13	2−D13

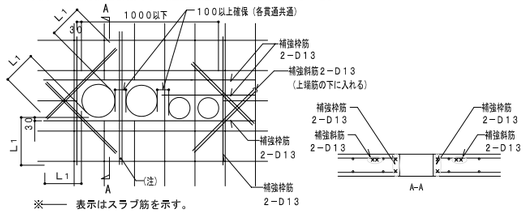
（注）・補強筋 (イ) 及び (ロ) は、上表の値かつ切断した鉄筋Ｎ１．Ｎ２の１／２以上とする。
・Ｗ１、Ｗ２共４００mm以下の場合 (イ) は梁に定着せず開口端部より定着長さL1 をとる。
・開口の最大寸法Ｗが１５０mm未満の場合は補強不要。
ただし、開口ピッチは芯々で隣接する開口寸法の平均３倍以上とする（（ａ）図）。
またスラブ筋を切断しないことを条件とする。
・スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋をゆるやかに曲げるか鉄筋をずらすことにより、開口部を避けて配筋出来る場合は補強を省略することができる（（ｂ）図）。
やむを得ず鉄筋を切断した場合は、切断した鉄筋同径以上又は同鉄筋量以上を配筋する。



・開口の最大寸法Ｗが１０００mmを超える場合は、開口周辺に小梁等の特別の補強を設ける。小梁が設けられない場合は構造監理担当者の指示により補強する。
・開口が円形の場合、開口直径φをWによみかえる。
・貫通孔及び取りつける器具の位置は配筋前に型枠に墨出しまたは箱入れをし、貫通孔用スリーブ内に鉄筋を貫通させてはならない。

2）連続開口

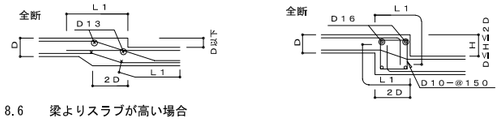
シヤフト内の貫通等で開口ピッチの芯々が隣接する開口寸法の平均の３倍以上とれない場合は、下図の要領で補強を行う。
実際の補強方法を計画し、構造監理担当者の確認を受けること。



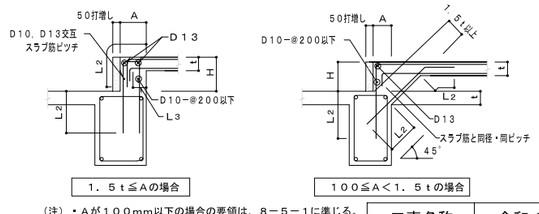
※—— 表示はスラブ筋を示す。

（注）・貫通孔によりやむを得ず鉄筋を切断した場合は、切断した鉄筋同径以上または同鉄筋量以上を配筋する。
・切断した鉄筋同径以上または同鉄筋量以上を配筋出来ない場合は、8−6−1の単独開口に倣う。

8.5 床板段差



8.6 梁よりスラブが高い場合

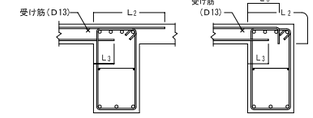


（注）・Ａが１００mm以下の場合の要領は、８−５−１に準じる。
・Ｈは４００mm以下とする。

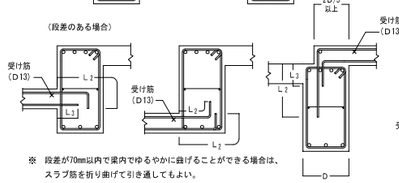
8.7 継手及び定着

1）鉄筋の重ね継手長さは、L1 とする。
2）定着長さ及び受け筋は、下図による。但し、引き通すことができない場合は梁内に定着する。

一般床版

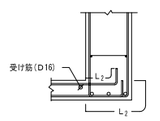


（段差のある場合）



※ 段差が70mm以内で梁内でゆるやかに曲げることができる場合は、スラブ筋を折り曲げて引き通してもよい。

（７） 耐圧スラブ

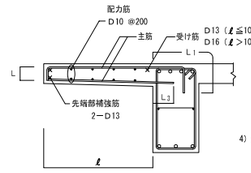


8.8 打継ぎ補強 （ダメ穴打継面について）

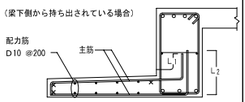
●設計配筋間隔の1/2ピッチ 長さ２×Ｌ１以上
●無筋部分Ｄ１０−@２００ 長さ800以上

8.9 片持ちスラブの基準配筋

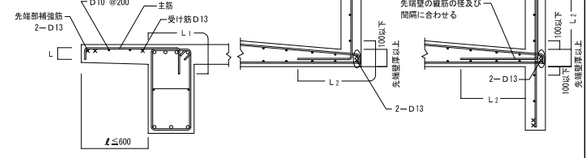
1）鉄筋の重ね継手長さは、L1 とする。
2）定着長さ及び受け筋は、下図による。
3）先端の折曲げ長さLは、床版厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。



（梁下側から持ち出されている場合）

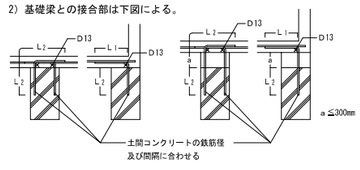


4）先端に小梁がなく壁が取り付く場合は、下図による。



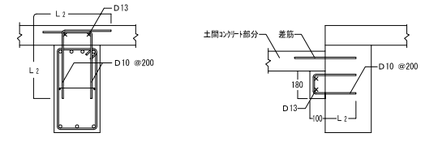
8.10 土間コンクリートの配筋

1）土間コンクリートの配筋は、特記による。特記が無ければD10 @200シングル配筋とする。
2）基礎梁との接合部は下図による。



8.11 土間スラブの打継ぎ補強筋

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は特記による。
特記が無ければ下図による。



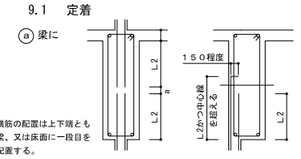
工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋図(2)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-010	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社 本社
	小林	田中	伊藤		資格者氏名	小林 孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（３）

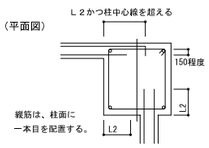
９．壁

9.1　定着

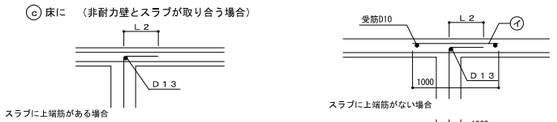
ⓐ 梁に



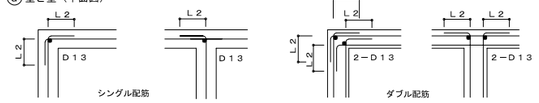
ⓑ 柱に（平面図）



ⓒ 床に　（非耐力壁とスラブが取り合う場合）



ⓓ 壁と壁（平面図）



9.2　パラペット並びに外部に面する腰壁垂れ壁の配筋

表１　特記なきパラペット並びに外部に面する腰壁垂れ壁の配筋

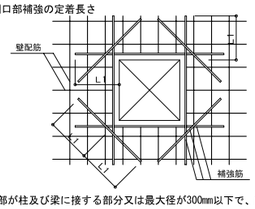
施工箇所	コンクリート厚さ(mm)	方向	配筋	先端補強筋
パラペット	特記による（180以上）	縦	D10 @150　ダブル	D10 @150　4－D13
		横	D10 @150　ダブル	4－D13　D10 @150　4－D13

9.3　単独開口部の補強

壁開口部の補強は、下表のＡ形及びＢ形とし、特記がなければＡ形とする。

壁の種別	Ａ形 補強筋 縦・横	Ａ形 補強筋 斜め	Ｂ形 補強筋 縦・横	Ｂ形 補強筋 斜め
W12，W15	1－D13	1－D13	2－D13	1－D13
W18，W20	2－D13	2－D13	4－D13	2－D13

壁開口部補強の定着長さ

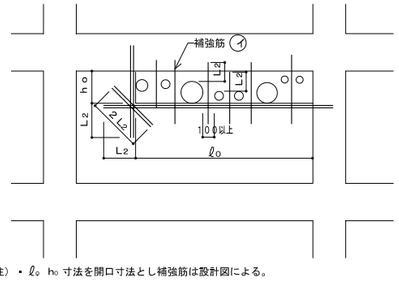


開口部が柱及び梁に接する部分又は最大径が300mm以下で、筋筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋出来る場合は、補強を省略することができる。

9.4　開口群の補強

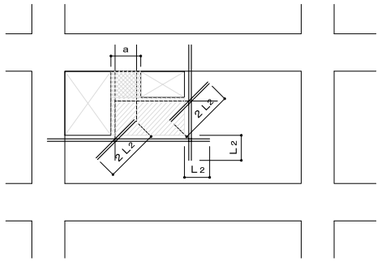
・開口間隔が隣接する開口径の平均値の３倍以下の場合は開口群を一つの開口として扱う。
その場合構造監理担当者と協議のうえ下記による。

ⓐ 円開口の場合



（注）・ℓ_0　h_0 寸法を開口寸法とし補強筋は設計図による。
・開口間の壁筋はできる限り切断しないこと。やむを得ず切断した場合には補強筋 (イ) を入れる。
・補強筋 (イ) は壁筋と同径とし、定着長さは個別開口端よりL2 とする。

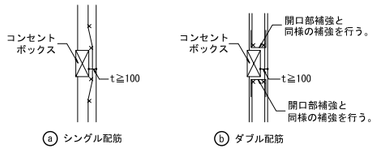
ⓑ 角開口の場合



（注）・隣接する開口のあきａが３００mm以下の場合は一つの開口として扱う。
・▨ 印部分のタテ筋は所定の壁筋と同径・同ピッチかつ１５０mm以下で配筋する。
・▨ 印部分は所定の壁配筋を行う。
・―― は所定の開口補強と、開口小口補強筋（７－４－１）を入れる。

9.5　設備開口の補強　（耐震壁は除く）

・コンセントボックス



※　t<100の場合は、開口補強を行う。

１０．補強コンクリートブロック造

適用範囲及び材料

1）適用範囲は、空洞コンクリートブロック（以下「ブロック」という）を組積し、鉄筋により補強された耐力壁による平家建及び２階建程度の小規模な構造物の鉄筋工事とする。なお、基礎、がりょう、スラブ等については鉄筋コンクリート造に準ずる。
2）鉄筋の材料は鉄筋コンクリート造に準じ、特記がなければ　ＳＤ295Ａとする。

鉄筋の加工及び組立

1）壁縦筋は、原則としてブロック中心部に配筋し、上下端は、がりょう、基礎等に定着する。
なお、壁縦筋に継手を設けてはならない。
2）壁横筋は、壁端部縦筋に180°フックによりかぎ掛けとする。ただし、直交壁がある場合は、直交壁に定着させるか、直交壁の横筋に重ね継手とする。
3）壁鉄筋のかぶり厚さの最小値は、20mmとする。ただし、ブロックフェイスシェルは、かぶり厚さに含まない。図１参照
4）壁鉄筋の重ね継手長さは45ｄとし、定着長さは40ｄとする。
5）1)から4)以外は、［一般事項］による。

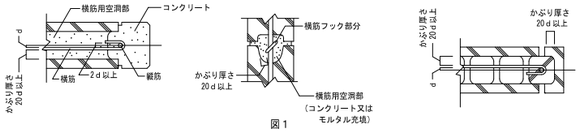


図１

各部の配筋

1）壁の配筋（交差部、端部の補強筋を含む）は特記による。特記がなければ １－Ｄ13とする。
2）交差部、端部（開口部）の配筋は 図２ による。

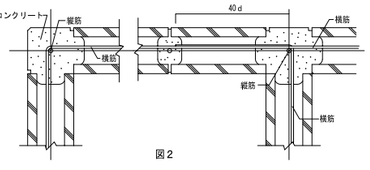


図２

3）まぐさは鉄筋コンクリート造とし、配筋は特記による。 ただし特記がなければ 図３.図４ による。
なお、既製まぐさを使用する場合は、監督員の承諾をうける。



（注）Ｌは、かぶり厚さを除いた長さ

図３

（注）まぐさの幅は、ブロック厚さと同じとする。

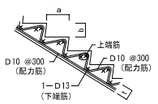
図４

１１．階　段

片持ち床版形

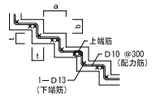
1）片持ち床版形階段の基準配筋は下記による。
形状、寸法、及び配筋種別は特記による。

ＫＡ形基準配筋



符号	t	a	b	上端筋
ＫＡ１	150			1－D13
ＫＡ２	150			2－D13

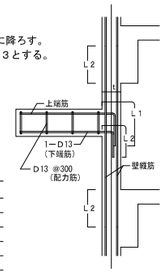
ＫＫ形基準配筋



符号	t	a	b	上端筋
ＫＫ１	150			1－D13
ＫＫ２	150			2－D13

片持ち床版形階段の配筋と定着

1）階段主筋は壁の中心線を越えてから縦に降ろす。
2）床版配力筋の継手及び定着の長さは Ｌ３とする。



片持ち階段を受ける壁

1）縦筋は、横筋の外側に配置する。
2）壁筋の定着の長さは Ｌ２とする。

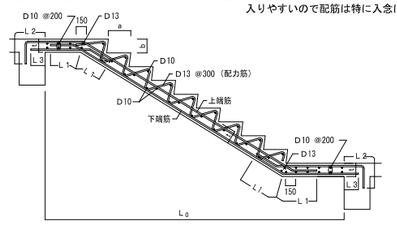
符号	t	配筋	
ＫＷ１	180	縦筋	D13 @200 ダブル
		横筋	D10 @200 ダブル
ＫＷ２	200	縦筋	D13 @150 ダブル
		横筋	D10 @200 ダブル
		縦筋	
		横筋	

二辺固定床版形

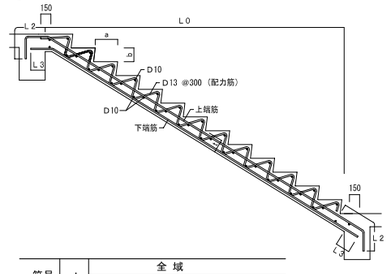
1）二辺固定床版形階段の基準配筋は下記による。

ＫＢ形基準配筋

ⓐ 折れ曲がり床版階段タイプ　　注　折れ曲がり部分は、応力も大きくひび割れも入りやすいので配筋は特に入念に行うこと。



ⓑ 支点に小梁を設けるタイプ

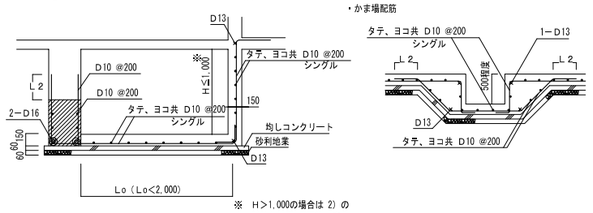


符号	t	全域 上端筋	全域 下端筋
ＫＢ１	150	D13 @200	D13 @200
ＫＢ２	150	D13 @150	D13 @150
ＫＢ３	150	D13 @100	D13 @100
ＫＢ４	180	D13，D16 @150	D13，D16 @150
ＫＢ５	180	D16 @150	D16 @150
ＫＢ６	180	D16 @125	D16 @125
ＫＢ７	200	D16 @100	D16 @100

１２．雑配筋

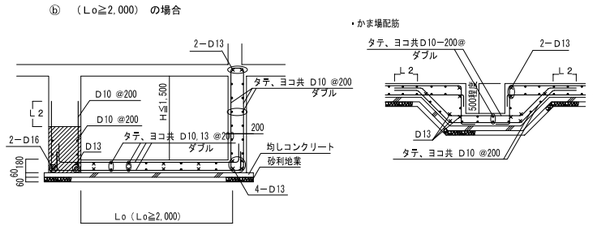
12.1　特記なきピットの群細は下記による。

ⓐ 土間コンクリート（Lo<2,000）の場合



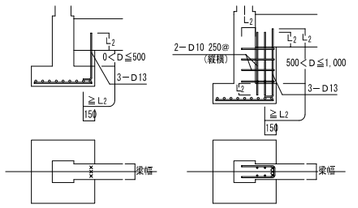
※　H>1,000の場合は 2）の側壁と同厚、同配筋とする。

ⓑ （Lo≧2,000）の場合



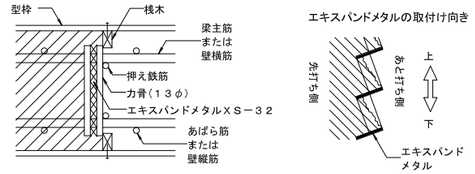
12.2　基礎接合部の補強

基礎フーチングと基礎梁が直接つながっていない場合は基礎梁を打増して下図のような補強を行う。
なお、基礎フーチング端部と基礎梁底面との距離が1,000mmを超える場合は特記による。



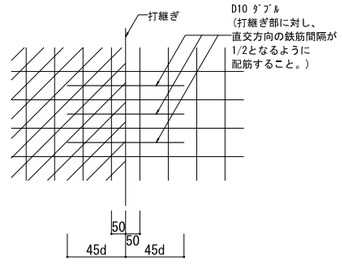
12.3　打継箇所の補強

1）　梁、壁



注）上図以外の方法で打継補強を行なう場合は、事前に設計者及び工事監理者と打合せの事。

2）　スラブ



※打継ぎ面はレイタンス、施工不良箇所を除去すること。

工事名称	令和４年度新宿御苑トイレ改修等工事			図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋図(3)	
工事場所	東京都新宿区内藤町11、東京都渋谷区千駄ヶ谷6-1-1			縮尺	N.S	
公園名称	新宿御苑			図面番号	S-011	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	ＡＩＳ総合設計株式会社　本社
	小林	田中	伊勝		資格者氏名	小林　孝宏
					登録番号	321076
					所在地	栃木県宇都宮市明保野町2番10号